

令和8年度

予算説明書



守谷市

目 次

令和8年度予算の概要

1 予算の規模等	1
2 予算総括表	1

一般会計

〔一般会計予算の概要〕	3
〔歳入〕	
1 市税	4
2 地方譲与税～市債	9
〔歳出〕	
【議会事務局】 議会事務局	11
【市長公室】 秘書課	14
企画課	17
財政課	20
デジタル戦略課	21
【総務部】 総務課	23
税務課	25
納税課	28
管財課	29
【生活経済部】 生活環境課	31
総合窓口課	37
経済課	39
市民協働推進課	44
交通防災課	49
人権推進課	58
【健幸福祉部】 社会福祉課	60
保健予防課	63
国保年金課	68
介護福祉課	70
健幸長寿課	71

【こども未来部】	のびのび子育て課	76
	すくすく保育課	85
	土塔中央保育所	93
	北園保育所	94
	おやこ保健課	95
【都市整備部】	都市計画課	99
	建設課	104
	管理課	113
【教育委員会】	学校教育課	121
	生涯学習課	125
	教育指導課	135
	学校給食センター	141
	中央図書館	142

特別会計

国民健康保険特別会計	145
後期高齢者医療特別会計	149
介護保険特別会計	151

企業会計

水道事業会計	161
公共下水道事業会計	169
農業集落排水事業会計	177

参考資料

1 令和8年度守谷市予算編成方針	183
2 当初予算額の推移	191
3 一般会計当初予算額の構成比	194
4 一般会計予算説明資料	195
5 水道事業予定損益計算書	204
6 公共下水道事業予定損益計算書	205
7 農業集落排水事業予定損益計算書	206
8 基金等の状況	207
9 借入金等の残高の状況	208
10 引き上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧表	210

令和8年度予算の概要

1. 予算の規模等

- (1) 令和8年度の一般会計予算の規模は、426億2,300万円で、前年度と比較して12億100万円の増額（+2.9%）となった。
- (2) 一般会計、3特別会計、3企業会計を合わせた予算規模（歳出ベース）は、620億8,107万3千円で、前年度と比較して25億8,235万7千円の増額（+4.3%）となった。

2. 予算総括表

(単位：千円、%)

会 計 名	令和8年度	令和7年度	増 減 額	増減率
一 般 会 計	42,623,000	41,422,000	1,201,000	2.9
特 別 会 計	11,380,078	10,966,201	413,877	3.8
国民健康保険特別会計	5,378,215	5,568,685	Δ 190,470	Δ 3.4
後期高齢者医療特別会計	1,449,163	1,167,834	281,329	24.1
介護保険特別会計	4,552,700	4,229,682	323,018	7.6
小 計	54,003,078	52,388,201	1,614,877	3.1
水 道 事 業 会 計	2,124,371	2,272,199	Δ 147,828	Δ 6.5
収益的収入	1,610,488	1,655,875	Δ 45,387	Δ 2.7
収益的支出	1,516,396	1,641,183	Δ 124,787	Δ 7.6
資本的収入	161,167	191,871	Δ 30,704	Δ 16.0
資本的支出	607,975	631,016	Δ 23,041	Δ 3.7
公 共 下 水 道 事 業 会 計	5,742,784	4,758,694	984,090	20.7
収益的収入	2,381,868	2,302,612	79,256	3.4
収益的支出	2,248,055	2,215,913	32,142	1.5
資本的収入	2,339,739	1,108,301	1,231,438	111.1
資本的支出	3,494,729	2,542,781	951,948	37.4
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	210,840	79,622	131,218	164.8
収益的収入	47,088	49,201	Δ 2,113	Δ 4.3
収益的支出	47,088	49,201	Δ 2,113	Δ 4.3
資本的収入	163,752	30,421	133,331	438.3
資本的支出	163,752	30,421	133,331	438.3
合 計	62,081,073	59,498,716	2,582,357	4.3

一 般 会 計

一般会計予算の概要

(歳入)

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1. 市 税	12,877,832	30.2	12,427,004	30.0	450,828	3.6
2. 地方譲与税	207,255	0.5	225,209	0.6	△17,954	△8.0
3. 利子割交付金	34,678	0.1	12,159	0.1	22,519	185.2
4. 配当割交付金	127,953	0.3	84,812	0.2	43,141	50.9
5. 株式等譲渡所得割交付金	159,252	0.4	136,595	0.3	22,657	16.6
6. 法人事業税交付金	162,433	0.4	153,104	0.4	9,329	6.1
7. 地方消費税交付金	1,869,976	4.4	1,713,634	4.1	156,342	9.1
8. 環境性能割交付金	579	0.0	19,752	0.0	△19,173	△97.1
9. 地方特例交付金	116,808	0.3	86,047	0.2	30,761	35.7
10. 地方交付税	830,355	1.9	732,482	1.8	97,873	13.4
11. 交通安全対策特別交付金	7,496	0.0	7,226	0.0	270	3.7
12. 分担金及び負担金	307,079	0.7	294,205	0.7	12,874	4.4
13. 使用料及び手数料	123,853	0.3	124,333	0.3	△480	△0.4
14. 国庫支出金	6,096,329	14.3	5,680,326	13.7	416,003	7.3
15. 県支出金	2,282,371	5.3	2,334,365	5.6	△51,994	△2.2
16. 財産収入	304,252	0.7	291,129	0.7	13,123	4.5
17. 寄附金	8,008,817	18.8	8,008,598	19.3	219	0.0
18. 繰入金	5,588,225	13.1	5,276,248	12.7	311,977	5.9
19. 繰越金	250,000	0.6	250,000	0.6	0	0.0
20. 諸収入	762,457	1.8	930,772	2.3	△168,315	△18.1
21. 市債	2,505,000	5.9	2,634,000	6.4	△129,000	△4.9
歳入合計	42,623,000	100.0	41,422,000	100.0	1,201,000	2.9

(歳出)

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1. 議会費	215,591	0.5	211,771	0.5	3,820	1.8
2. 総務費	8,859,858	20.8	8,317,992	20.1	541,866	6.5
3. 民生費	13,062,439	30.6	13,024,603	31.4	37,836	0.3
4. 衛生費	2,138,247	5.0	2,156,007	5.2	△17,760	△0.8
5. 労働費	50	0.0	50	0.0	0	0.0
6. 農林水産業費	192,232	0.5	204,179	0.5	△11,947	△5.9
7. 商工費	71,068	0.2	61,067	0.1	10,001	16.4
8. 土木費	5,760,912	13.5	3,866,044	9.3	1,894,868	49.0
9. 消防費	1,518,563	3.6	1,321,640	3.2	196,923	14.9
10. 教育費	5,726,002	13.4	6,830,816	16.5	△1,104,814	△16.2
11. 公債費	1,247,365	2.9	1,193,036	2.9	54,329	4.6
12. 諸支出金	3,800,673	8.9	4,204,795	10.2	△404,122	△9.6
13. 予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
歳出合計	42,623,000	100.0	41,422,000	100.0	1,201,000	2.9

【 歳 入 】

1. 市 税 予算書 P16

○市民税（現年課税分） （個人市民税）

（単位：人、千円、％）

内 訳	令和 8 年度	令和 7 年度	増 減	増減率
税金を納める人	39,753	38,928	825	2.1
均 等 割 額	118,304	115,849	2,455	2.1
所 得 割 額	5,585,299	5,131,316	453,983	8.8
予 算 額	5,703,603	5,247,165	456,438	8.7

*積算根拠

（税額） （納税義務者） （収納率）

・均等割額： 3,000 円 × 39,753 人 × 99.2% ≒ 118,304,000 円

・所得割額：当年度課税分（平均税額） （納税義務者）

（21 歳～64 歳） 178,000 円 × 30,950 人 = 5,509,100,000 円 … ①

（65 歳～74 歳） 38,100 円 × 6,018 人 = 229,285,800 円 … ②

① + ② = 5,738,385,800 円

（特徴次年度調定分） （随時分）

(5,738,385,800 円 - 520,000,000 円 + 10,000,000 円) ≒ 5,228,385,800 円

（特徴前年度課税分） （退職分離分） （分離課税分）

5,228,385,800 円 + 764,000,000 円 + 50,000,000 円 + 200,000,000 円

（住宅減税分） （ふるさと納税減税分） （調整控除）

- 50,000,000 円 - 480,000,000 円 - 82,043,000 円 = 5,630,342,000 円

（収納率）

5,630,342,000 円 × 99.2% ≒ 5,585,299,000 円

（法人市民税）

（単位：社、千円、％）

内 訳	令和 8 年度	令和 7 年度	増 減	増減率
事業所数	1,653	1,610	43	2.7
均 等 割 額	191,664	192,130	△466	△0.2
法人税割額	578,416	633,550	△55,134	△8.7
予 算 額	770,080	825,680	△55,600	△6.7

*積算根拠

・均等割：

1 号法人 50,000 円 × 1,201 社 = 60,050,000 円

2 号法人 120,000 円 × 11 社 = 1,320,000 円

3 号法人 130,000 円 × 212 社 = 27,560,000 円

4 号法人 150,000 円 × 23 社 = 3,450,000 円

5 号法人 160,000 円 × 74 社 = 11,840,000 円

6 号法人 400,000 円 × 14 社 = 5,600,000 円

7 号法人 410,000 円 × 104 社 = 42,640,000 円

8 号法人 1,750,000 円 × 1 社 = 1,750,000 円

9 号法人 3,000,000 円 × 13 社 = 39,000,000 円

合 計 1,653 社 193,210,000 円

（収納率）

歳入見込額 193,210,000 円 × 99.2% ≒ 191,664,000 円

○固定資産税（現年課税分）

（単位：千円、％）

内 訳	令和 8 年度	令和 7 年度	増 減	増減率
土 地	1,670,485	1,660,977	9,508	0.6
家 屋	2,324,718	2,269,828	54,890	2.4
償却資産	991,001	1,005,678	△14,677	△1.5
予 算 額	4,986,204	4,936,483	49,721	1.0

（土 地）地目別地積等（免税点以上）

（単位：筆、千㎡、千円）

地 目		筆 数	地 積	評 価 額	課税標準額
田	調整区域	2,396	4,318	362,939	362,509
	市街化区域	1	1	4,235	1,412
畑	調整区域	4,362	3,185	160,610	160,610
	市街化区域	284	141	4,380,187	1,442,656
宅 地		28,721	8,725	343,987,518	103,205,434
山林	調整区域	2,902	1,952	65,340	65,340
	市街化区域	117	81	72,687	72,687
池 沼		6	2	40	40
原 野		698	228	9,250	9,250
雑 種 地		4,070	1,567	25,143,438	15,855,601
合 計		43,557	20,200	374,186,244	121,175,539

*積算根拠

（課税標準額） （税率） （新築住宅用地適用） （収納率）
 $(121,175,539,000 \text{ 円} \times 1.4\% - 12,500,000 \text{ 円}) \times 99.2\% \approx 1,670,485,000 \text{ 円}$

（家 屋）

（単位：千㎡、千円）

区 分		床面積	課税標準額
総 数	木 造	2,302	70,895,240
	非木造	2,092	103,071,584
	計	4,394	173,966,824
うち令和 7 年中 の新・増築分	木 造	31	1,227,153
	非木造	23	366,295
	計	54	1,593,448

*積算根拠

（課税標準額計） （税率） （新築軽減等） （収納率） （予算額）
 $(173,966,824,000 \text{ 円} \times 1.4\% - 92,069,224 \text{ 円}) \times 99.2\% \approx 2,324,718,000 \text{ 円}$

(償却資産)

(単位：件、千円)

区 分	件 数	課税標準額
市長決定	788	44,834,154
総務大臣配分	7	25,575,726
知事配分	3	946,827
合 計	805	71,356,707

*積算根拠

(課税標準額計) (税率) (収納率) (予算額)
 71,356,707,000円 × 1.4% × 99.2% ≒ 991,001,000円

○国有資産等所在市町村交付金

(単位：千円、%)

内 訳	令和8年度	令和7年度	増 減	増減率
茨城県知事(住宅課)	9,352	9,358	△6	△0.1
茨城県知事(企業局)	971	971	±0	±0
合 計	10,323	10,329	△6	△0.1

○軽自動車税(現年課税分)

(単位：台、千円)

種 別	種 別	令和8年度		令和7年度		増 減 (金額)		
		台数	金 額	台数	金 額			
環境性能割		—	1,676	—	9,661	△7,985		
種 別	原動機付自転車	50cc以下(特定小型含む)	1,486	2,972	1,488	2,976	△4	
		50cc超90cc以下	172	344	166	332	12	
		90cc超125cc以下	633	1,519	615	1,476	43	
		ミニカー	42	155	41	151	4	
		計	2,333	4,990	2,310	4,935	55	
		予算額(収納率98%)	—	4,890	—	4,836	54	
	小型特殊自動車	農耕作業車	306	734	308	739	△5	
		特殊作業車	63	372	62	366	6	
		計	369	1,106	370	1,105	1	
		予算額(収納率98%)	—	1,083	—	1,082	1	
	割	軽自動車	二輪125cc超250cc以下	748	2,692	747	2,689	3
			三輪	1	5	1	5	0
			四輪自家用(乗用)	11,477	124,567	11,420	120,912	3,655
			四輪自家用(貨物)	2,121	11,341	2,085	11,028	313
四輪営業用(乗用)			8	60	7	42	18	
四輪営業用(貨物)			94	367	86	327	40	
二輪小型自動車			1,116	6,696	1,212	7,272	△576	
ポータトレーラー			13	47	14	50	△3	
計			15,578	145,775	15,572	142,325	3,450	
予算額(収納率98%)			—	142,859	—	139,478	3,381	
予 算 額 計		—	150,508	—	155,057	△4,549		

○市たばこ税

(単位：千円、%)

	令和8年度	令和7年度	増減	増減率
予 算 額	371,943	374,911	△2,968	△0.8

*積算根拠

・課税標準数量

・一般分 (直近3年平均) (調整率)

$$63,076 \text{ 千本} \times 0.90 \div 56,768 \text{ 千本}$$

(1本当り税) (予算額)

$$56,768 \text{ 千本} \times 6.552 \text{ 円} = 371,943,936 \text{ 円}$$

○都市計画税 (現年課税分)

(単位：千円、%)

内 訳	令和8年度	令和7年度	増減	増減率
土 地	414,289	411,292	2,997	0.7
家 屋	421,863	412,106	9,757	2.4
予 算 額	836,152	823,398	12,754	1.5

*積算根拠

・土地： (課税標準額) (税率) (新築住宅用地適用) (収納率) (予算額)
 $(140,876,864,000 \text{ 円} \times 0.3\% - 5,000,000 \text{ 円}) \times 99.2\% \div 414,289,000 \text{ 円}$

・家屋： (課税標準額) (税率) (震災軽減) (収納率) (予算額)
 $(141,756,620,000 \text{ 円} \times 0.3\% - 4,040 \text{ 円}) \times 99.2\% \div 421,863,000 \text{ 円}$

令和8年度市税滞納繰越分の積算表

予算書P16~P17

(単位 千円)

税 目	R7年度末 調定見込額 (A)	R7年度 収納見込額 A×C (B)	R7年度 収 納 見込率 (C)	R7年度 不納欠損 見 込 額 (D)	R8年度へ の滞納繰越 見 込 額 A-B-D (E)	R8年度 収 納 見込額 E×G (F)	R8年度 収 納 見込率 (G)
個人市民税	5,901,873	5,832,089	—	7,044	62,740		
前年度分	5,838,571	5,803,540	99.4%	—	35,031	28,923	46.1%
前々年度以前分	63,302	28,549	45.1%	7,044	27,709		
法人市民税	584,306	580,723	—	374	3,209		
前年度分	579,999	578,259	99.7%	—	1,740	1,867	58.2%
前々年度以前分	4,307	2,464	57.2%	374	1,469		
固定資産税	5,138,480	5,109,259	—	2,817	26,404		
前年度分	5,108,072	5,092,748	99.7%	—	15,324	14,601	55.3%
前々年度以前分	30,408	16,512	54.3%	2,817	11,079		
軽自動車税	149,788	145,651	—	513	3,624		
前年度分	145,981	144,375	98.9%	—	1,606	1,250	34.5%
前々年度以前分	3,807	1,275	33.5%	513	2,019		
都市計画税	843,811	838,812	—	503	4,496		
前年度分	838,648	836,132	99.7%	—	2,516	2,378	52.9%
前々年度以前分	5,163	2,680	51.9%	503	1,980		
合 計	12,618,258	12,506,533	—	11,251	100,474	49,019	—

2. 地方譲与税 ～ 21. 市債 予算書P17～P34

(単位：千円、%)

款	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率	概要
2. 地方譲与税	207,255	225,209	△ 17,954	△ 8.0	
地方揮発油譲与税	40,668	53,783	△ 13,115	△ 24.4	地方揮発油譲与税総額の100分の42が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
自動車重量譲与税	158,657	163,278	△ 4,621	△ 2.8	自動車重量税収入額の1,000分の407が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
森林環境譲与税	7,930	8,148	△ 218	△ 2.7	森林環境税収入額の10分の9が市町村に交付されるもので、市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基礎として按分される。
3. 利子割交付金	34,678	12,159	22,519	185.2	県民税利子割収入額を都道府県間で精算等を行った額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
4. 配当割交付金	127,953	84,812	43,141	50.9	県民税配当割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
5. 株式等譲渡所得割交付金	159,252	136,595	22,657	16.6	県民税株式等譲渡所得割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
6. 法人事業税交付金	162,433	153,104	9,329	6.1	都道府県の法人事業税収入額の100分の7.7が市町村に交付されるもので、市町村の従業員数を基礎として按分される。
7. 地方消費税交付金	1,869,976	1,713,634	156,342	9.1	【従前の税率分】 消費税の1%分に相当する額から徴収取扱費を控除し、都道府県間で清算を行い、清算後の額の2分の1が人口及び従業者数に基づく按分により交付される。 【増税分】 消費税の1.2%分に相当する額を都道府県間で清算を行い、清算後の額の2分の1が人口に基づく按分により交付される。
8. 環境性能割交付金	579	19,752	△ 19,173	△ 97.1	自動車税環境性能割（軽自動車以外にかかるもの）収入額から5%の事務費を控除した額の100分の47が、道路の延長及び面積によって按分して交付される。
9. 地方特例交付金	116,808	86,047	30,761	35.7	
地方特例交付金	116,807	86,046	30,761	35.7	住宅借入金等税額控除等による個人市民税の減収額補てん分が交付される。
新型コロナウイルス感染症対策地方減収補てん特別交付金	1	1	0	0.0	固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補てんする。

(単位：千円、%)

款	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率	概 要
10. 地方交付税	830,355	732,482	97,873	13.4	
普通交付税	645,715	549,515	96,200	17.5	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税の一定割合を原資として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。
特別交付税	184,640	182,967	1,673	0.9	普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、交付される。
11. 交通安全対策特別交付金	7,496	7,226	270	3.7	交通安全施設整備の財源として、交通事故発生件数と人口集中地区人口を基礎として交付される。
12. 分担金及び負担金	307,079	294,205	12,874	4.4	障がい児通所支援事業費負担金、保育所入所負担金、児童クラブ入所負担金 等
13. 使用料及び手数料	123,853	124,333	△ 480	△ 0.4	公園等施設使用料、市営住宅使用料、道路等占用料、行政財産使用料 各種諸証明書発行手数料、畜犬手数料、粗大ごみ収集運搬手数料、屋外広告物許可申請手数料、開発許可等手数料 等
14. 国庫支出金	6,096,329	5,680,326	416,003	7.3	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
15. 県支出金	2,282,371	2,334,365	△ 51,994	△ 2.2	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
16. 財産収入	304,252	291,129	13,123	4.5	土地建物貸付収入、基金等利子、預託金償還金 等
17. 寄附金	8,008,817	8,008,598	219	0.0	ふるさとづくり寄附金、地方創生応援税制寄附金、一般寄附金
18. 繰入金	5,588,225	5,276,248	311,977	5.9	他会計繰入金 財政調整基金、国際交流基金、協働のまちづくり基金、ふるさとづくり基金、公共公益施設整備基金 等
19. 繰越金	250,000	250,000	0	0.0	前年度からの繰越金
20. 諸収入	762,457	930,772	△ 168,315	△ 18.1	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入 等
21. 市債	2,505,000	2,634,000	△ 129,000	△ 4.9	スマートIC整備推進事業債、総合公園新設事業債、松前台小学校校舎改修事業債、中央図書館大規模改修事業債 等

【 歳 出 】

〔議会事務局 所管〕

01010106 議会研修等事務

予算書P. 37

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,101	4,156	△ 55	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,101	4,156	△ 55	

【背景(なぜ始めたのか)】

議員が先進的な施策に取り組んでいる自治体を視察研修し、得た見聞等を市の行政運営の向上に反映させるため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

行政の課題が高度化、専門化する中、それに対応するため先進地などの各委員会所管事務調査を積極的に行い、政策立案能力や審議能力の向上を図る。また、他の自治体の現状と比較することで、本市の状況を客観的に判断する。各委員会所管の調査研究を行い、先進的な考えを学び、地方自治の課題研究に取り組むことにより、行政施策に対する認識を深め、市民のための施策向上も図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

議会運営委員会、総務教育常任委員会、都市経済常任委員会、保健福祉常任委員会、特別委員会等が先進地視察を行う。

研修内容を充実させ研修の目的を達成するため、先進地への交通手段を飛行機や鉄道（新幹線）も利用できるようにする。

- 1 旅費 3,484千円（費用弁償：宿泊費・交通費 特別旅費：職員旅費・交通費）
- 2 委託料 606千円（視察研修バス運行業務）



総務教育常任委員会



都市経済常任委員会



保健福祉常任委員会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,212	6,001	211	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,212	6,001	211	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第123条第1項の規定に基づき会議録を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議会の公文書として、会議の経過及びその内容についての事実を証拠として記録し、永年保存する。また、市議会ホームページ等で情報を発信することで、市民に市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

<会議録作成>

本会議の会議録は、年4回の定例会議会及び臨時議会で作成する。委員会は、開催ごとに製本しているが、同月開催の場合は1冊にまとめている。

会議録は、議会事務局、議会図書室、中央図書館、各公民館図書室で閲覧可能である。

<会議録検索システム>

会議録は、インターネットでも閲覧できるようになっており、本会議の会議録は平成16年分から、委員会は平成24年分から閲覧可能である。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,979	4,362	617	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,979	4,362	617	

【背景(なぜ始めたのか)】

議会における議案の審議状況や一般質問の内容を市民に周知することを目的に、昭和51年から発行している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市議会に対する要望等も多様化しており、開かれた議会が求められる中、定例会議会及び臨時議会の内容を議会広報紙に掲載し発行している。併せて議会録画映像をインターネット上に配信することで、市議会の運営・活動状況を広く市民に情報提供し、市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

議会広報紙を年4回(5月、8月、11月、2月)発行している。

広報広聴特別委員会において、発行の都度、編集会議(協議会)を開催し、掲載記事の企画やページ構成、紙面のデザイン・レイアウト等についての確認を行い、原稿を作成している。

令和6年度からは、委託事業者も編集会議に出席し、会議の結果を踏まえて、委託事業者において紙面のデザイン・レイアウト等の案を作成している。

1 需用費 3,309千円

議会だより印刷製本費 $32.60円 \times 22,200部 \times 1.10 \times 3回 = 2,388,276円$

$37.68円 \times 22,200部 \times 1.10 \times 1回 = 920,146円$

2 委託料 1,670千円

議会映像配信 $379,500円 \times 4回 \times 1.10 = 1,669,800円$



作成した議会だより

〔市長公室 秘書課 所管〕

02010301 広報活動事業

予算書P. 49

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,761	16,339	1,422	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,635	1,380	255	広報もりやや広告掲載料
一般財源	16,126	14,959	1,167	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の施策やイベント、市内での出来事等の市政情報を広く市民に周知する責務があるため、広報もりやや及びSNS等を通じて市民に情報を提供する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広報紙等による各種行政情報の発信により、市民に対して必要かつ適切な行政サービスを受けていただくとともに、各種イベント等へ参加を促すことで、行政に対する関心と市政への参加意識の向上を図る。

また、市民団体や市内事業者等による様々な活動を紹介することで、読者である市民に守谷への愛着を高め、シビックプライドの醸成につなげていく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

<広報もりやの発行>

毎月1回、10日に発行し、市政情報や市の魅力を市民に発信する。広報紙では、毎号実施している読者アンケートから市民ニーズを把握し、市民活動や市に縁のある方の紹介など、市の魅力を発掘するとともに、市からの情報をより分かりやすく伝える特集記事や連載記事を掲載することで、市民が手に取り、読んでみたくなる広報紙の制作を目指す。また、電子書籍やホームページ、SNSにより発信力を強化し、市民の理解・関心を高める。

<SNSによる情報発信>

市公式SNS (X、Instagram、Facebook、YouTube) を利用して、市内外へ効果的に情報を発信する。SNSは写真の多用や動画の掲載が可能であり、ハッシュタグ (見出し語) を使用することで訴求力を高められるなどの利点があることから、これらを活用して守谷市を積極的にPRする。また、リポストや再投稿などの拡散機能を活用し、各課のアカウントや県などの関係部署の投稿を拡散し、より幅広い情報の発信とアカウントの認知度向上を目指す。



広報もりや表紙・特集記事



各種SNS発信内容

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,006	9,483	△ 477	
国庫支出金	514	1,285	△ 771	第2世代交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	204	186	18	オリジナルグッズ売払代
一般財源	8,288	8,012	276	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の魅力を内外に向けて積極的に発信し、市への誇りや共感を持つ人を増やしていくため、平成26年度に事業を開始した。平成30年度に、守谷市シティプロモーション戦略プランを策定し、市のブランドメッセージを設定した。令和6年度には、市の現状を踏まえた上で、課題や今後の方向性を示したシティプロモーション活動方針を策定した。また、守谷の魅力をイラスト化した「守谷イメージ画」や「守谷市イメージキャラクター」により、市への愛着心の向上を図っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に向けて、市の魅力を発掘・発信することで、市に愛着を持っていただき、シビックプライドを醸成する。市外に向けても、市の魅力が分かりやすく伝わるよう費用対効果の高いPRを行う。

これにより、将来的にまちを発展させていく「担い手」となる市民の育成、転入者の増加、まち・ひと・しごと創生総合戦略の展開施策「関係人口創出と市内外に向けたプロモーション」に寄与する関係人口・交流人口増加への効果も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成30年度にシティプロモーション戦略プランを策定してから一定の期間が経過していることから、「シティプロモーション活動方針」を定め、具体的なアクションプランは年度ごとに市を取り巻く状況等を踏まえて決定していくこととした。

その方針に則り、市の「担い手」を育成するインナープロモーションの重要事業の一つである市民PRチーム「もりやPR社」を創設した。1期生は4人、2期生では10人に拡大して、デジタルカメラの貸与や各種勉強会を開催して市民による魅力発信を進めている。

一方で、一昨年度制作した守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」による市のPRを進めていくため、着ぐるみの活用やアニメ・キャラクターグッズ制作・頒布などを行うほか、新たに完成したキービジュアル「OSEKKAI TO THE FUTURE」を守谷市プロモーションのシンボルとして、イベント実施やステッカー配布により市民への浸透を図っている。今後、このキービジュアルを活用して、市民、市内事業者を巻き込んだプロモーションに関する取り組みを、実施していく予定である。



市民PRチーム「もりやPR社」2期生の皆さん



「OSEKKAITOTHEFUTURE」の新キービジュアル

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,352	9,129	3,223	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,862	1,882	△ 20	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	10,490	7,247	3,243	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の情報を効率的かつ広く周知するため、情報発信において即時性を有し、大量の情報を発信することができる公式サイトを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市公式サイトを適切に管理・運用し、行政情報を適宜発信することにより、市民サービスの向上を図る。また、利用者ニーズを意識した情報発信を行い、定期的にサイト全体のリニューアルに取り組むことで、ウェブアクセシビリティの更なる向上やサイト内における課題の改善・見直しを行う。これにより、市内外の幅広い世代の利用者が必要な情報を自ら探し出せるよう情報を提供し、市に興味を持っていただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市公式サイト及びメールマガジン(メールもりや)の運用管理と情報発信を行う。

現在の公式サイトでは、AI技術を活用した「AIサイト内検索」や「AIチャットボット」、利用者が各質問に「はい」か「いいえ」で回答することで引越しや出生などのライフイベントに必要な手続きを教えてくれる「MORIYA申請ナビ」が利用できる。これらにより、利用者満足度の向上や、問い合わせ件数の減少による職員の負担軽減を図っている。今後も、公式サイトにおける市民ニーズの把握に努め、必要な改善に取り組んでいく。

令和8年度では、職員が想定質問と回答をすべて作成する方式である現行のチャットボットを、生成AIを活用したチャットボットに切り替える予定である。これにより、AIが市公式サイト内の公開情報を学習し、自動で回答文を作成できるようになるため、職員の事務負担が大幅に軽減されることが期待される。



市公式サイトトップページ

〔市長公室 企画課 所管〕

02010708 ヤクルト2軍施設進出に伴う地域活性化事業

予算書P. 58

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	31,250	2,084	29,166	
国庫支出金	15,125	1,043	14,082	第2世代交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	16,125	1,041	15,084	

【背景(なぜ始めたのか)】

株式会社ヤクルト本社が、2027年1月完成を目標に東京ヤクルトスワローズ2軍施設を本市に建設している。県内初のプロ野球(NPB)球団施設の誕生を機に、市の魅力を向上させ、市内外に情報を発信することにより、地域の活性化と関係人口・交流人口の拡大を目指すことに至った。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

東京ヤクルトスワローズ2軍施設を生かして、まちの魅力を向上させるとともに、市内外にプロモーション活動を展開して新たな関係人口・交流人口を創出することにより、市の発展に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和9年の東京ヤクルトスワローズ二軍施設の開業に向けて市民の機運醸成を図るとともに、プロ野球球団という貴重な施設を生かして市の魅力の向上を図る。令和8年度は、関東鉄道常総線や関東鉄道バスの車両へのラッピングなどの啓発に加え、開業に向けたイベントや講演会などを計画している。



令和7年度に実施:守谷市商工祭り イベント時の様子



令和7年度に実施:交流試合 集合写真

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	567,813	2,145	565,668	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	567,813	2,086	565,727	公共公益施設整備基金繰入金
一般財源	0	59	△ 59	

【背景(なぜ始めたのか)】

市街化区域において、今後の新たな行政需要や将来確実に訪れる公共施設の建て替え需要に対応するための用地を確保することを目的として、令和5年6月に松ヶ丘六丁目地内の約4ヘクタールの土地を取得した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

将来的には、新たな行政需要や公共施設の建て替え需要に対応するための用地として活用することが目的であるが、当面の間は、教育委員会の行政利用と民間活力による地域の活性化を図っていく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

旧結婚式場を教育委員会事務室等として活用するため、実施設計及び改修工事を実施する。

ワンダーグー等が所在する用地については、引き続き民間活力による地域の活性化に努め、地代収入を得ていく。



改修工事を実施する旧結婚式場

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,068	17,350	△ 5,282	
国庫支出金	0	2,600	△ 2,600	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	12,068	14,709	△ 2,641	守谷駅東口市有地利活用事業用地貸付料
一般財源	0	41	△ 41	

【背景(なぜ始めたのか)】

当該地は、守谷駅周辺一体型土地区画整理事業等により公共施設を整備する用地として確保されたが、施設の整備計画は周辺の開発状況を踏まえて策定することとして、これまでは暫定的に利用されてきた。当該地周辺においては、松並青葉地区の宅地販売など、駅周辺のまちづくりが新たな段階に入ったことから、平成26年3月に守谷市総合計画審議会に当該地の活用のあり方を諮問し、平成27年4月の答申により、民間活力により利活用を図る方針が示された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅東口市有地に居心地の良い公共的な空間や賑わい創出に資する施設等を整え、市内外からの幅広い年代層の人々が交流し、地域の課題解決を図るような活動を促すとともに、守谷市の住み良さを象徴するようなまちづくりに寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 令和4年4月に開業した施設を適切に運営・維持管理する。
- ・ランチ守谷（商業施設）は、運営事業者である大和リース(株)との事業用定期借地契約に基づき、引き続き、貸付を継続する。
 - ・ランチパーク守谷は、大和リース(株)へ維持管理業務を委託し、適切に管理するとともに、施設の修繕等が必要な場合は市で工事発注を行う。
 - ・ランチパーク守谷におけるイベント実施等については、大和リース(株)と市で組成するランチパーク守谷活性化推進会が引き続き中心となり、主催事業を行う。また、施設利用の運用規約等の整備、必要備品の追加購入などサポート体制を充実させることで、様々なイベントを実施し守谷駅東口市有地での人々の交流や賑わいを創出していく。



R7.4月:開業3周年記念事業



R7.10月:MIFAフェスタ

〔市長公室 財政課 所管〕

02010606 ふるさとづくり寄附金事業

予算書P. 56

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,252,676	4,231,076	21,600	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,252,676	4,231,076	21,600	ふるさとづくり寄附金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内外から募った寄附金を財源としてまちづくりを行い、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とし、平成20年にふるさとづくり寄附条例を制定し事業を開始した。ふるさと納税に対する全国的な関心の高まり、税制改正による限度額倍増や手続簡素化等を好機と捉え、平成28年度に返礼品等を拡充した。その後、令和元年6月に国の大幅な制度改正等を踏まえて返礼品等を見直した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

寄附金を募り、寄附金の使い道を明示することで、市政への理解、貢献結果がイメージしやすくなり寄附者の満足度が増す。それによりさらなる寄附金が集まることが期待され、市の財源確保を図れる。

また、返礼品協力事業者から協力を得て守谷市の多くの魅力的な返礼品等を発信していくことで、市の地場産品の認知度向上や、イメージアップといったシティプロモーション、地域経済の活性化につながることも期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ふるさと納税返礼品等未登録事業者を訪問し、返礼品等協力事業者への登録を促す。
- ・WEBを中心とした広告等により返礼品等を広く周知する。
- ・定期便返礼品に寄附いただいた方へのリピート施策として、リピート誘導メール等を送付する。
- ・サイトによらずオンラインワンストップが申請できる体制を整備し利便性を向上させる。
- ・少ない経費での寄附を実現するため、特設サイトを作成し、当該サイトからの寄附を誘導する。
- ・ふるさと納税イベントでの対面コミュニケーションから寄附者の生の声を聞き、現行の施策を改善する。
- ・多額の寄附を集める先進自治体との交流を図り、他自治体好事例の引用や、運用施策の改善を行う。
- ・LINEやインスタグラム等のSNSを活用した情報発信により、市返礼品が寄附者の目に触れる機会を増やす。
- ・返礼品カタログやチラシ等を作成し、インターネットが使えない寄附者層を取り込む。

〔市長公室 デジタル戦略課 所管〕

02010802 庁内ネットワーク運営管理事務

予算書P. 61

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	332,255	405,762	△ 73,507	
国庫支出金	0	4,129	△ 4,129	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	60,246	△ 60,246	
一般財源	332,255	341,387	△ 9,132	

【背景(なぜ始めたのか)】

経費及び職員増加を抑制しながら行政サービスの向上を図るため、平成7年からICT化に取り組んできた。まず、平成7年にパソコン導入を開始し、平成9年から業務システムの運用を開始した。その後、庁内業務のパーレス化や情報共有の効率化を目的に、平成10年から庁内情報システムの運用を開始した。さらに、市民への情報提供の充実を図るため、平成14年にはインターネットやメール環境を整えた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁内の情報ネットワーク環境を適切に維持するとともに、業務の迅速化・簡素化・情報共有化を推進することで市民サービスの向上を図る。具体的には、AI、RPA等の先進技術を活用し、より効率的な行政サービスの提供を目指す。また、情報漏えいの未然防止などセキュリティ確保とその強化にも取り組む。これらの取り組みにより、市民にとっては行政サービスを必要な時に受けることができ、職員にとってはシステムを常時安定的に使用する環境が実現すると期待している。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種申請の電子化・オンライン化を積極的に進めるとともに、AI、RPA等の先進技術を積極的に活用することで、行政サービス及び行政事務の向上を図る。また、庁内端末で使用しているソフトウェアのバージョンアップを実施することで、セキュリティ対策と業務効率の向上を図る。さらに、市内郵便局におけるマイナンバーカード交付申請実施に伴い、ネットワーク環境を整備して更なる市民の利便性の向上を図る。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	248,726	333,345	△ 84,619	
国庫支出金	0	16,437	△ 16,437	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	186,046	288,630	△ 102,584	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	62,680	28,278	34,402	

【背景(なぜ始めたのか)】

スマートフォンの普及、IoTの進展、ネットワークの高速化・大容量化が進み、AIやテレワーク等に対応することは急務である。デジタル技術を有効活用し、市民の暮らしや利便性を向上させ、行政運営を革新するために、令和4年4月に守谷市DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画が策定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

本計画では、様々なデータを収集、蓄積、分析することで、新たな意思決定や政策、市民サービスへ利活用を促進し、市民一人ひとりに個別最適な価値を提供する。

これにより、市民の暮らしと利便性向上を図るとともに、行政業務の効率化を目指し、デジタル技術を活用した業務の高度化と省力化を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市DX推進計画に基づき、市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふお）」を基軸として、市民サービス向上のための機能の充実や改善を計画的に進める。

また、様々なデータを収集、蓄積、分析する基盤であるデータ連携基盤を構築し、さらに個別最適なサービスを提供するための住民CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）を活用し、市民の利便性向上と行政運営の革新を図る。



Morinfo画面イメージ

〔総務部 総務課 所管〕

02010104 職員等管理事務

予算書P. 38

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	370,303	314,733	55,570	
国庫支出金	3,621	2,361	1,260	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	169,967	141,641	28,326	社会保険被保険者負担金
一般財源	196,715	170,731	25,984	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市職員の人事・給与等に関する管理事務及び非常勤職員等の労務管理により職員数の適正化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

職員数の適正化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

定員適正化計画に基づき職員数の適正化を図る。

また、行政の高度化・複雑化が進み、労働力人口が減少する中で、本市組織の課題を分析し、課題解決に向けた組織改編を令和9年度に実施するため、今年度は組織再編に係る支援業務を委託する。

組織再編支援業務の実施により、本市組織の業務を可視化すると共に、その結果に基づいた組織改編を行い、職員力・組織力を向上させることで、市民サービスの向上を目指す。

業務委託内容 (32,560千円)

- ① 組織再編検討のための業務量調査・業務の可視化(見える化)
- ② 業務・組織の見直し等によるダウンサイジング・改善の提案
- ③ 事業の優先順位付け
- ④ 組織再編・適正配置の論点抽出
- ⑤ 関係部署への理解促進
- ⑥ 令和9年度新組織案の作成

02010110 職員研修事業

予算書P. 41

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,465	5,513	△ 48	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	95	147	△ 52	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	5,370	5,366	4	

【背景(なぜ始めたのか)】

人材育成基本方針に基づき「公務への使命と責任を自覚し、住民の期待と信頼に応えられるよう自らを高める意欲を持ち、常に自己啓発に努めようとする職員の育成」「市政の目標を理解し、強い意欲と積極性を持って政策を形成できる職員の育成」「時代の変化や多種多様な行政環境に的確に対応できる柔軟な思考力や創造性を持つ職員の育成」を目標として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

職員の資質向上及びスキルアップによる住民サービスの質的向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・階層研修：職員の職位・職務に応じた役割の認識や職務遂行に必要な能力の向上を目的に研修を実施する。
 <研修名>新規採用職員研修、新任部長等研修 他
- ・特別研修：職員の担当業務を的確に遂行できる能力と、時代や環境の変化に即応できる適応力を養成する。特に、全庁的に業務のデジタル化推進を加速させるため職員の意識改革を図るとともに、新たな課題に対して「できない理由」ではなく「やれることは何か」から考えることができる職員の育成を図る。
 <研修名>コンプライアンス研修、接遇研修 各種専門研修 他

02040203 茨城県議会議員一般選挙事務

予算書P. 77

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,563	0	18,563	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	18,563	0	18,563	茨城県議会議員一般選挙委託金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

茨城県議会議員の任期が令和9年1月に満了となるため、茨城県議会議員一般選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき、公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

茨城県議会議員一般選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対しては投票所入場券の送付、ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置、選挙公報の配布などによって周知を図り、投票の機会を確保する。

また、投票日当日の投票終了時刻繰り上げによる投票機会の確保のため、昨年度に引き続き商業施設等において期日前投票所を設置する。



イオンタウン守谷での期日前投票所(令和7年7月参議院議員選挙)

〔総務部 税務課 所管〕

02020201 個人市民税賦課事務

予算書P. 67

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	42,717	42,323	394	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	42,717	42,323	394	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、個人住民税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、個人市民税の課税客体(所得等)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 確定申告・住民税申告や事業所から提出される給与支払報告書等により正確に所得や控除を把握するとともに、税額を決定し、納税通知書を送付する。
2. 扶養控除等の申告内容の確認や未申告者の調査・申告勧奨等を実施する。
3. インターネットを利用した市民税・県民税申告書作成システムや電子申告(イータックス)を普及させるため市ホームページ等で周知に努める。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	54,466	65,296	△ 10,830	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	54,466	65,296	△ 10,830	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、固定資産税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、固定資産税の課税客体(土地・家屋・償却資産)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 固定資産税(土地)の本鑑定及び時点修正業務
 - 標準宅地の本鑑定及び時点修正業務により、土地の適正な価格を把握する。
2. 固定資産現況調査業務
 - 令和9年度の評価替え及び令和8年度の適切な課税に向けて次の作業を行う。
 - ・用途地区、状況類似地区、路線価格の見直し
 - ・地番図や家屋図のデータ更新
 - ・画地の異動更新、税務地図情報の更新及び税務地図情報システムの更新
 - ・家屋課税台帳データと地図システムデータの照合、再調査等
3. 償却資産申告勧奨
 - ・未申告事業者の抽出、申告勧奨の実施等

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,898	2,263	△ 365	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,898	2,263	△ 365	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和33年の地方税法改正に伴い、税条例を改正し、軽自動車税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、軽自動車税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 軽自動車税申告書に基づき課税客体を正確に把握し、賦課期日現在(4月1日)の軽自動車等の所有者に課税する。
2. 三輪・四輪の軽自動車については、効率よくグリーン化特例と経年重課の対象車両を把握するため、軽自動車検査協会のデータを基幹システムに取り込む。

〔総務部 納税課 所管〕

02020206 市税収納管理事務

予算書P. 70

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	67,267	66,515	752	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	10	△ 9	市税督促手数料
一般財源	67,266	66,505	761	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるのに必要な自主財源確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税者が納付しやすい環境を整備し、適正かつ公平な収納を推進することにより、収納率の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

現在、口座振替納付、コンビニ納付、アプリ納付、地方税共通納税システムのQRコードを利用した納付および金融機関等での窓口納付の方法により収納を進めている。

また、利便性や収納率向上を図る取り組みとして、キャッシュレス化を進めるとともに、取扱い手数料が安価である口座振替納付の推進活動を行う。

02020207 市税滞納整理事務

予算書P. 71

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,053	8,999	2,054	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2	2	0	茨城租税債権管理機構精算金、滞納処分費
一般財源	11,051	8,997	2,054	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるために必要な自主財源の確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税資力のある納税者からは必ず税を徴収し、納税の公平性を保つとともに滞納額の解消を図り、収納率を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

滞納者に対して、督促状・催告書等による文書、電話等による納税催告を行う。

それでも納付がない場合は、納税相談を行うとともに、財産調査を進め、財産がある場合は納税の公平性を保つため滞納処分を行い、財産がなく納税資力がない場合は執行停止の手続きを行う。

また、市において徴収が困難な滞納事案を茨城租税債権管理機構に移管するとともに、徴収職員養成を目的とした専門研修に参加する。

〔総務部 管財課 所管〕

02010401 庁舎施設維持管理事務

予算書P. 51

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	496,917	368,323	128,594	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	130,000	145,000	△ 15,000	庁舎LED照明改修事業債
その他	107,854	101,031	6,823	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	259,063	122,292	136,771	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成2年10月に完成した庁舎の維持管理を行うため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁舎や付帯設備の維持管理を行い、市民や職員が快適に利用できるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

庁舎運転管理や敷地の維持管理を業務委託により行う。

庁舎建物については築後35年を経過し、修繕箇所が増加してきており、守谷市公共施設等総合管理計画等に基づき、計画的に改修工事を行う。

庁舎設備の更新工事に伴い、庁舎のLED照明改修工事および非常放送設備改修工事を実施し、執務室等の環境改善を図る。

02010402 普通財産維持管理事業

予算書P. 53

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,538	24,794	△ 2,256	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,239	1,239	0	土地貸付料
一般財源	21,299	23,555	△ 2,256	

【背景(なぜ始めたのか)】

普通財産の適正管理を行うため実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

利用計画のない市有財産の有効活用及び除草等の適正管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

除草等、業務委託により適正な維持管理を行う。なお、未利用市有地については、効果的な利活用を図るための検討を行い、利用目的のない未利用市有地は売却し、財源の確保を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,777	4,685	1,092	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,777	4,685	1,092	

【背景(なぜ始めたのか)】

公平、公正な契約行為を確保するため開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入札等の競争原理に基づく契約行為をすることで、最も適正かつ有利な価格で契約を締結する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

入札参加申請による業者登録受付、工事発注見通しの公表、契約方法の指導、入札参加資格審査会の運営、入札会の執行、契約の締結、入札結果の公表を行う。入札参加申請の電子化や業務の効率化、コンプライアンスの強化を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,087	20,098	△ 1,011	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	19,087	20,098	△ 1,011	

【背景(なぜ始めたのか)】

公用車の効率的な配置及び管理を行うため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公用車(各課管理の公用車を除く)の適正な管理を行い、使用用途に応じた車両を配置し、効率的な利活用を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公用車の状態管理を行い、適正な車両の購入、廃車を行う。また、任意保険の加入事務及び事故があった際の保険請求を行う。

公用車の新規購入時には、守谷市役所地球温暖化対策実行計画に沿い、環境に配慮した車種を選定する。

〔生活経済部 生活環境課 所管〕

04010303 畜犬登録及び狂犬病予防事業

予算書P. 150

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,012	1,136	△ 124	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,010	1,136	△ 126	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	2	0	2	

【背景(なぜ始めたのか)】

畜犬登録及び狂犬病予防注射は、平成11年まで県が事業を実施していたが、狂犬病予防法の改正に伴い、平成12年から市が実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

飼い主に対するルールの周知やマナーの向上に取り組み、予防注射の接種率を向上させることで、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・市の狂犬病予防注射の接種状況については、令和5年度は82.2%、令和6年度が84.8%であり、集合注射を併用していた令和元年度の73.4%を上回っており、集合注射休止後も接種率は向上傾向にあることから、安全で衛生的に予防注射を接種できる動物病院での個別接種を推進する。接種については、個別通知や市ホームページ、広報紙等で周知を行う。
- ・動物病院との協力と連携により、注射済票交付のワンストップ化を継続し、市民(飼い主)の利便性と狂犬病予防注射接種率の向上を図る。
- ・正しい飼い方の啓発を実施し、飼い主のマナーとモラルの向上を図る。
- ・新規や所在地変更等の登録手続きを周知し、正確な畜犬登録の推進を図る。



犬の鑑札・狂犬病予防注射済票

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	52,101	37,641	14,460	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	52,101	37,641	14,460	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷町(当時)では火葬場施設を有しておらず、施設を建設する必要性が生じたため、守谷町・取手市・藤代町の1市2町で構成する火葬場組合を設立した。

火葬場施設「やすらぎ苑」は、平成2～3年度の2か年で建設し、平成4年度から供用を開始した。現在、組合を構成する自治体は、守谷市・取手市・つくばみらい市の3市となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広域組合で「やすらぎ苑」を管理・運営することにより、市民が生活を営む上で必要である火葬・葬儀の場を安定的に確保することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火葬事業を円滑に実施するため、「やすらぎ苑」を管理・運営する取手市外2市火葬場組合に対して、構成3市が負担金を支出している。

・負担割合:平均割30%、人口割70%(負担金全額 164,988千円、守谷市負担率 31.579%)

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,207	4,575	△ 368	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,500	1,500	0	蓄電池補助金
地方債	0	0	0	
その他	2,706	2,640	66	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	1	435	△ 434	

【背景(なぜ始めたのか)】

気候変動問題は、国内外で気象災害の頻発・激甚化など、環境のみならず経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、市域における地球温暖化対策の取組が必要となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和2年に表明したゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の地域づくりを促進するための施策を講じることで、持続可能な生活環境を確保することが期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・令和4年に締結した市、東部ガス株式会社および東京ガス株式会社の「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定」に基づき、カーボンニュートラルに向けた取組のほか、様々な分野で連携を強化し、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組む。
- ・市民を対象として家庭用蓄電池設置補助金、太陽光発電設備設置費補助金および高効率給湯器設置費補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの有効利用と災害発生時の非常用電源の確保・普及の促進を図る。

04010501 公害・放射線対策事業

予算書P. 152

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,698	7,115	△ 2,417	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	原子力災害損害賠償金
一般財源	4,697	7,114	△ 2,417	

【背景(なぜ始めたのか)】

環境の保全を目的として、平成12年度から地下水、農業用水、河川水及び騒音・振動の現況調査を実施している。

また、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、市内の空間放射線量測定を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水質、騒音・振動及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害等の発生を未然に防止するとともに、発生した場合には速やかな対応を行うことで、市民の安全と健康を守り、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公害等の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質、騒音・振動及び空間放射線量について調査する。調査結果については、守谷市環境審議会や関係機関等に報告するとともに、ホームページで市民に公表する。

<調査方法>

- ・地下水、農業用水、河川水の水質調査(業者委託)
- ・幹線道路沿線等の騒音・振動調査(業者委託)
- ・空間放射線量調査(モニタリングカーによる走行サーベイ)

04020104 廃棄物減量等啓発事業

予算書P. 155

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,708	4,662	△ 1,954	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,708	4,662	△ 1,954	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭や事業所から排出されるごみの減量化と、限りある資源の有効利用の促進に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、平成3年に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭や事業所に対して、ごみ減量の啓発を行うことで、燃やすしかないごみ(可燃ごみ)、不燃ごみ(プラスチック類)、不燃ごみ(金属類、割れ物)、粗大ごみ(家庭分のみ)の減量化を図るとともに、市民に資源物の分別の徹底や集団回収を実施してもらうことで、リサイクルの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ごみ減量化を啓発・推進する施策として、各地区に廃棄物減量等推進員を委嘱し、会議を開催して知識や市の施策に対する理解を深めてもらうとともに、地区内でのごみ減量に協力してもらう。
- ・ごみ減量化と資源の有効利用を促進するため、資源物の集団回収を行う自治会・町内会や子ども会等の団体に対して、報奨金を交付する。
- ・食品リサイクル堆肥化事業への参加促進のため生ごみ水切り器等の啓発グッズを配布する。
- ・ごみの減量化を推進するため、ホームページやSNS、広報紙などを活用して市民に啓発を行う。
- ・リユースプラットフォーム「おいくら」やリサイクル伝言板の利用を促して、家庭ごみの減量化を図るよう市民に啓発を行う。

04020109 塵芥収集事業

予算書P. 155

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	338,022	286,932	51,090	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,182	12,200	△ 2,018	粗大ごみ収集運搬手数料
一般財源	327,840	274,732	53,108	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口の増加に伴い、家庭から排出されるごみの量が年々増加したため、昭和57年からごみの収集運搬を民間委託により実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物の適正かつ安定的な収集運搬を行うとともに、ごみ集積所の適正管理等による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・守谷市一般廃棄物処理実施計画に基づき、民間委託により集積所に排出された家庭系一般廃棄物等の収集運搬を行う。
- ・粗大ごみの処分について、電話やインターネットで月2回の戸別収集に係る申請受付を行うとともに、常総環境センターへの直接搬入に係る申請受付と許可書の発行を行う。
- ・ごみ収集日程表(クリーンカレンダー)や家庭ごみ分別の手引き等を作成し配布する。
- ・粗大ごみ収集運搬券の取扱いを希望する店舗に対して、販売業務を委託する。
- ・有害ごみの回収拠点を増やす取組を推進する。
- ・市民が管理するごみ集積所の適正管理を推進するため、市民からの相談内容に応じて必要な支援を行う。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	684,850	628,312	56,538	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	684,850	628,312	56,538	

【背景(なぜ始めたのか)】

ごみ処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果の面で効率的であるため、昭和47年に6市町村(守谷町、水海道市、取手市、藤代町、伊奈町、谷和原村)を構成自治体として常総地方広域市町村圏事務組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ごみ処理施設「常総環境センター」を常総地方広域市町村圏事務組合が管理・運営することにより、市内から排出される一般廃棄物を効率的かつ環境負荷が少ない方式で処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

一般廃棄物の処理及び資源化を実施する常総地方広域市町村圏事務組合に対して、構成4市(守谷市、取手市、常総市(旧水海道分)、つくばみらい市)が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合:均等割10%、実績割90%(全体負担金 2,632,294千円,市負担率 26.02%)

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,228	3,482	△ 254	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,228	3,482	△ 254	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道の開通に伴い、市内の不法投棄件数が年々増加したことから、快適な生活環境を保全するための対応を余儀なくされた。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、駅前のたばこのポイ捨てが横行したことから、清潔な生活環境を維持するため、平成20年に「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不法投棄された廃棄物を適正に処理するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄を行いにくい環境を作ること、市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を促し、良好な生活環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ 県が委任するU.D監視員と協力、情報共有し、不法投棄に対する初動を早めることで、廃棄物が不法投棄された場合には必要に応じて警察や県、土地の管理者等と対策等を協議する。
- ・ 路肩などの廃棄物に対しては、種類に応じて迅速かつ適切に処理するとともに、処理困難物は委託処理により対応する。
- ・ ポイ捨て対策として、市内全域でポイ捨て、路上等での喫煙、飼い犬のふんの放置を禁止するとともに、ポイ捨て等禁止強化区域である守谷駅周辺では、路面表示や看板を設置して市民や守谷駅利用者に対し、ポイ捨て等防止の啓発を実施する。

04020201 常総衛生組合負担金

予算書P. 156

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	33,208	31,780	1,428	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	33,208	31,780	1,428	

【背景(なぜ始めたのか)】

し尿処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果等の面で効率的であるため、昭和37年に6市町村（守谷町、水海道市、岩井町、谷田部町、伊奈村、谷和原村）を構成自治体として常総衛生組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

し尿処理施設「クリーンセンターきぬ」を常総衛生組合が管理・運営することにより、市内から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

し尿・浄化槽汚泥を処理する常総衛生組合に対して、構成4市（守谷市、坂東市、常総市、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

- ・ 負担割合：均等割 議会費・総務費の合計額の25%
 実質割 衛生費・予備費の合計額から分担金・負担金を除く歳入を控除した額について前々年度のし尿等投入量で算出
 (負担金全体 292,025千円、守谷市負担率11.37%)

〔生活経済部 総合窓口課 所管〕

02030101 住基・戸籍事務

予算書P. 73

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	50,678	89,686	△ 39,008	
国庫支出金	4,513	9,318	△ 4,805	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	60	59	1	人口動態調査
地方債	0	0	0	
その他	17,247	26,804	△ 9,557	住民基本台帳関係手数料
一般財源	28,858	53,505	△ 24,647	

【背景(なぜ始めたのか)】

戸籍法・住民基本台帳法等・印鑑条例等に基づき事務を行っている。
市民の利便性向上のため、コンビニエンスストア等による証明書等の自動交付を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

法に定められた事務を正確・迅速・丁寧に遂行し、十分なサービスを提供することにより、市民に満足していただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

窓口事務に当たる会計年度任用職員等の体制を維持するとともに、サービスを提供するために必要なシステムや機器の整備、コンビニ交付のための負担金や手数料等の計上及び各種手続きの受付や証明書の交付等を行う。
令和8年5月から、いばらき電子申請サービスを介して、戸籍や住民票等をオンラインで申請できるサービスを開始する。



マルチコピー機

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,702	22,702	6,000	
国庫支出金	26,748	22,702	4,046	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,954	0	1,954	

【背景(なぜ始めたのか)】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の施行により、平成27年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民にマイナンバー制度の利便性・安全性について理解を深めてもらい、個人番号カードの普及促進を図るとともに、正確で丁寧なカードの交付や更新を実施し、市民に利便性の高いサービスを提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

個人番号カード交付に係るシステムや機器を整備し、個人番号カード関連事務を円滑に遂行する。

個人番号カードの普及促進のため、個人宅や施設等を対象に出張申請、出張交付を実施しつつ、本庁においても写真撮影および代理申請を行うなどカード交付率の向上に努める。また、令和8年8月からは、市内2か所の郵便局にてマイナンバーカード電子証明書の更新業務委託を開始する。

※マイナンバーカード保有率：84.5% (令和7年12月末現在)



マイナンバーカード

〔生活経済部 経済課 所管〕

06010101 農業委員会運営事務

予算書P. 157

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,554	12,838	716	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	564	700	△ 136	農地利用最適化交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,990	12,138	852	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に市町村への設置が規定されている行政委員会であり、本市においては昭和31年に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農地法に基づき、農地の権利移動や転用等の申請について審議し、農地を農地以外とすることの規制や農地の利用関係を調整することにより、農地の確保と利用促進を図る。また、農地所有者への指導等を行い、遊休化農地の発生防止、減少を図るとともに、農地利用の最適化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農地法に基づく申請に対して、定例(毎月)開催する農業委員会総会において審議を行う。

農地利用最適化推進委員を中心に、農地の利用状況調査を行い、今後の利用について意向を確認するとともに、農地の貸借等の調整を図ることで、農地の集約を促進する。

06010304 水田農業構造改革対策事業

予算書P. 160

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,945	14,773	△ 828	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	2,181	2,191	△ 10	経営所得安定対策等推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,764	12,582	△ 818	

【背景(なぜ始めたのか)】

米価の安定を図るため、昭和48年に国の政策として減反による米の生産調整が開始された。平成23年度から水田農業構造改革対策事業として実施している。平成29年度で国による生産調整は終了したが、県では茨城県農業再生協議会が市町村別の生産数量目標に相当する数値を設定している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

米の生産調整により需給の均衡と水田の最大限の活用を推進し、さらには需要に応じた米づくりや戦略作物の生産に取り組む農業者の農業経営安定化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

米の生産調整を実施し、対象作物を生産する販売農家に対し、主食用米生産時からの収入減少対策として、転作面積及び対象作物に応じた補助金を交付する。

米の生産調整を実施した稲作農家に、稲縞葉枯れ病及びカメムシ被害に対する水稻病虫害防除薬剤散布を推進するための補助金を交付し、病虫害の蔓延を防止するとともに、稲作農家の経営安定及び良質米の生産を図る。

06010305 市民農園事業

予算書P. 160

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,144	5,459	△ 315	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,759	3,597	162	市民農園使用料
一般財源	1,385	1,862	△ 477	

【背景(なぜ始めたのか)】

都市化が進展する中で農業体験の場を提供するため、平成12年度に土に親しむ農園を、平成20年度に瓜代農園をそれぞれ開園した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民農園で行う野菜や花等の栽培をとおして、作付け・収穫の楽しみを体験する場を提供し、併せて農業に対する理解を深める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地所有者から農地を借り上げ、区画単位で利用希望者に貸し出す。また、農園利用者に対し農具の貸出や堆肥を提供するとともに、農園施設の管理を行う。

06010307 有害鳥獣駆除対策事業

予算書P. 161

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,282	7,517	△ 235	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	180	300	△ 120	鳥獣被害防止促進補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,102	7,217	△ 115	

【背景(なぜ始めたのか)】

有害鳥獣によって農作物が荒らされないようにするため実施しており、平成29年度からはイノシシによる被害の対策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

有害鳥獣による農作物の被害を軽減し、農業者の収入安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市鳥獣被害防止計画に基づき、市内の猟友会による鳥獣被害対策実施隊によって有害鳥獣を捕獲する。

06010507 日本型直接支払制度事業

予算書P. 163

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	26,148	30,878	△ 4,730	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	18,035	20,188	△ 2,153	多面的機能支払交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,113	10,690	△ 2,577	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成19年度から、国により農地・水保全管理支払交付金制度が始まり、市内の活動組織が発足した。平成26年度から制度の拡充等により、日本型直接支払制度となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動や営農活動を支援することにより、農地、水路、農道などの地域資源の適切な保全管理を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農業・農村を支える活動組織が行う各種作業等に対して国・県・市が交付金を支払うことにより、活動を支援する。

07010209 きらめき守谷夢彩都フェスタ支援事業

予算書P. 166

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,960	3,960	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,960	3,960	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

つくばエクスプレスの開業を機に、市民の方々の交流促進による地域振興や、守谷市を広くアピールするために開始した駅前イベントで、平成22年度から守谷市商工まつりと統合して実施しているもので、守谷市商工会を主体とした実行委員会への支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域産業を支える商工業者や市民活動のPRの場として、実行委員会が開催する「守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～」を支援することにより、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

毎年9月下旬の2日間、守谷駅西口駅前広場を会場として、商工会員を中心とした事業者や市民活動団体による出店、多彩なステージ発表を開催し、守谷市を広くPRしている。市は、イベント開催に伴う事務手続きや、実行委員会への負担金により支援する。



ステージにおける演目の様子

07010211 MOCOフェスタ支援事業

予算書P. 166

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,209	2,014	△ 805	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,209	2,014	△ 805	

【背景(なぜ始めたのか)】

「東日本大震災を契機に『元気。茨城!!』を守谷から発信しよう」をテーマとして平成24年度から開催し、現在は守谷市産業地域協力会を主体とした実行委員会への支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市の観光資源、企業等のPRを行うとともに、地域を支える団体、グループの活動をアピールし、守谷市の発展と情報を広く発信することを目的として開催している。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内事業者の出店や市内中学校の演奏、子どもたちを中心とした団体のステージ発表、「もりやもり」をはじめとした地域のマスコットキャラクターショーなどを開催し、守谷駅前の賑わいを演出している。市は、イベント開催に伴う事務手続きや実行委員会に対して負担金を支出し支援している。



ステージにおける演目の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,782	9,641	141	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	143	141	2	消費者行政強化事業及び推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,639	9,500	139	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和54年から消費者の生活に関する知識の普及を推進し、市民の消費生活の安定向上を図るため、相談事業を開始し、平成16年から消費生活センターを設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民からの消費生活に関する相談に対し助言を行うとともに、消費に関する知識の普及や情報を提供し、消費者の資質の向上を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消費者からの消費生活に関する相談に対し、消費生活専門相談員が解決を図るための手続きや情報を提供し、助言やあっ旋、適切な機関の紹介等を行い、消費者の利益を守る。また、相談員が講師となり、悪質商法や消費者トラブル被害防止のための出前講座を実施している。

相談対応：月曜日～金曜日（午前9時～正午、午後1時～午後4時）

〔生活経済部 市民協働推進課 所管〕

02070202 市民活動支援センター運営事業

予算書P. 84

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	26,644	29,446	△ 2,802	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	115	230	△ 115	もりや市民大学受講料
一般財源	26,529	29,216	△ 2,687	

【背景(なぜ始めたのか)】

ボランティア等の市民公益活動を促進するために、情報発信や活動の場を提供する施設として、市民活動支援センターを平成14年12月に浄化センター内に開設した。平成20年4月から市民交流プラザ内に移転し、平成28年4月からは機能の充実を図るため、市民公益活動等に関する知識と経験を有するNPO法人協働もりやに運営業務を委託することで、市民公益活動団体に対して、より効果的な支援が可能となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民公益活動を充実させるためには、既存の市民活動団体の強化と新規団体を育成することが必要である。市民や市民活動団体に対して、情報交換や交流の場を提供することで、市民のボランティア意識の啓発と活動の支援を行う。これに伴い、地域活動を活発化させ、誰もが積極的にまちづくりに参画できる協働のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市民公益活動に関する研修会や講座等を開催するとともに、会議室や備品の貸出しを行うことで、活動の場を提供している。

また、市民公益活動の情報を収集し、提供するとともに、市民公益活動団体の交流や連携を促し、団体からの相談に対応する。令和4年度からは、市内の公益活動の発展に寄与する活動の実施を目的として、令和3年10月に設立された「もりや公益活動促進協会」の事務局を担い、市民公益活動団体の活動支援を強化している。

さらには、市民と市民公益活動団体のつながりをより強化するため、令和7年度に引き続き「もりや市民大学」及び「ようこそ守谷へ」の運営を委託する。



ようこそもりやへ



もりや市民大学

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,330	26,566	△ 16,236	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,330	26,566	△ 16,236	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域住民の交流や地域づくりを推進するため、平成4年に自治公民館の建設、修繕等に係る費用を助成する事業を開始した。平成21年には空き家等を活用したコミュニティサロンの開設支援事業を開始し、令和2年からは、空き家等の借上げに要する費用の一部を自己負担してもらう事業に方法を変更した。

また、自治公民館を持たない自治会・町内会等が近隣の自治公民館等を使用する際に、使用料を助成する事業を令和2年から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域住民の交流や地域づくりの推進の場となる自治公民館の新改築・増築や修繕に対して補助金を交付し、地域住民の自主的な活動を促進する。

また、自治公民館を持たない自治会・町内会に対して、使用料や空き家等を活用する際の借上料等を支援することで活動する場の確保を支援し、地域活動の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治公民館を所有する自治会・町内会に対しては、原則新改築・増築や修繕の申請書を前年度の7月末までに提出してもらい、内容を審査の上、翌年4月に補助金交付・不交付決定を行う。交付決定後は、工事完了後に実績報告書を市に提出し、竣工検査後に補助金(補助対象事業費の1/2)を交付する。なお、令和8年度から補助金の上限を10万円として、緊急時には申請年度に工事を実施できるように規則の改正を行った。

また、自治公民館を所有していない自治会・町内会に対しては、地域住民の交流の場を開設するため、空き家等の借上げに要する経費の95%(上限月額95,000円)を自治会・町内会に助成する。

また、地域活動の活性化の手段として、近隣の自治公民館や民家、店舗等の施設を一時的に使用する経費の95%(1回上限1,900円)を助成する。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,291	5,874	△ 2,583	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,000	5,500	△ 2,500	協働のまちづくり基金繰入金
一般財源	291	374	△ 83	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年9月に制定(平成30年9月改正)した「守谷市協働のまちづくり推進条例」において、「市は市民公益活動を促進するため財政的支援に努める」と規定し、協働のまちづくりを推進するため、市民公益活動に対する助成金制度を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

様々な団体が自主的に行う公益活動に対して財政的な支援等を行うことで、市民公益活動の創出・継続・発展を促し、市内における市民公益活動を促進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年度から、「市民公益活動助成金制度」に代わる取組として「もりや公益活動促進協会（令和3年10月設立）」に補助金を交付し、当協会が市内の公益活動を行っている団体への助成事業を行っている。

協働のまちづくり推進活動助成金は、道路清掃や花植等の公益活動と防災訓練に対する助成であり、防災訓練に対する助成は令和5年度から交通防災課で行っている。

資機材貸出は、自治会・町内会や市民公益活動団体等の公益活動に対して、必要な資機材（刈払機等）を貸与する。

チャレンジ茨城県民運動事業は、県が県民運動として地域の課題解決に共助でチャレンジする取組を支援する事業で、市においても現在26名が地域活動員として活動している。

02070215 まちづくり協議会推進事業

予算書P. 86

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	38,545	37,999	546	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	38,545	37,999	546	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

今後の行政運営は、市全域における課題のみならず、地区ごとの課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくために、市民や地域が主役となる「地域主導・住民主導のまちづくり」へと転換していく必要がある。市は、これを推進していく組織として「まちづくり協議会」の設立を支援し、活動に対するサポートを行っていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において「まちづくり協議会」が中心となり、市民、自治会・町内会、団体、事業者が連携・協力することで、地域の活性化や課題解決に取り組むことが可能となり、市が目指す「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各地区に設立された「まちづくり協議会」に対して、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を行うことで、各地区の特性に合った「まちづくり」を推進し、「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現する。

財政支援において、令和3年度に各地区の課題を的確に捉えて実施する活動に対する「まちづくり協議会活動支援分野別交付金」を導入した。令和4年度以降は交付金対象分野を拡充し、財政支援を強化している。

さらに、各地区において実施される敬老行事や交流事業等のイベントに対して、市職員が自治会・町内会に配置された「地域担当職員」による人的支援を行う。



みずき野地区 防災訓練



守谷E地区 あいさつ運動

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,436	7,079	△ 3,643	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,436	3,117	319	国際交流基金繰入金
一般財源	0	3,962	△ 3,962	

【背景(なぜ始めたのか)】

もりや工業団地にドイツとアメリカに縁のある企業が進出したことを契機として、ドイツ・マインブルク市（平成2年）、アメリカ・グリーンリー市（平成5年）と国際姉妹都市を提携したことから、市民レベルでの訪問・交流が開始された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国際姉妹都市と友好な関係を築くとともに、市民間の交流を推進することで、市民の国際意識の高揚を図る。また、市と姉妹都市の学生同士の交流を図ることにより、国際交流事業の担い手育成やグローバル社会に対応できる人材を育成する。

さらには、様々な国と友好関係を築くことで行政の国際感覚を磨くとともに、市内在住の外国籍住民との交流を深めることで、多文化共生社会の実現に取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

姉妹都市交流として、国際姉妹都市からの市民・学生等の訪問を受け入れ、来市した訪問団の市民宅へのホームステイや市内学校訪問、観光等を行うほか、守谷市国際交流協会（MIFA）と連携し、訪問団に日本文化体験の場を提供する。令和8年度は、ドイツ・マインブルク市から青少年訪問団が来市予定である。

多文化共生については、令和4年11月に策定した「守谷市多文化共生推進方針」に基づき、やさしい日本語による情報発信や窓口対応に努めるとともに、市職員、市民、企業等に多文化共生の地域づくりに関する啓発を行う。さらには、外国人向けに、日常生活で困っていること等が相談できる形式のイベントを開催する。



マインブルク市学生訪問団(令和4年度)



多文化共生防災イベント

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,425	6,539	13,886	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	13,429	241	13,188	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	6,996	6,298	698	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成2年度にアサヒビール(株)が茨城工場竣工を記念して、市にログハウスを寄贈された。市では、ログハウスを守谷市国際交流研修センターとして維持管理を行い、国際交流に伴う市民活動や交流の場に活用している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

施設を適切に維持管理することにより、施設を利用する市民の国際交流活動及び社会教育活動の充実を図ることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国際交流研修センターの設備点検、清掃、光熱水費の支払い等、日常の維持管理業務を行う。

また、毎週火曜日と年末年始を除く開館日に、シルバー人材センター委託による管理人を置くことで、利用者への対応等の施設運用を行う。

なお、施設の長寿命化を図るため、令和8年度に設計委託費を予算計上しており、今後の大規模改修工事に向けて計画を進める。



施設外観



国際交流イベントを開催している様子(大ホール)

〔生活経済部 交通防災課 所管〕

02010201 交通安全対策事業

予算書P. 48

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,574	4,719	△ 145	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	68	74	△ 6	県民交通災害共済加入推進費
一般財源	4,506	4,645	△ 139	

【背景(なぜ始めたのか)】

交通事故の発生を抑止することを目的に、交通安全思想の普及・啓発活動を行い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図るため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全意識の啓発と交通指導隊による交通指導を行うことにより、市民に対して、交通安全意識の高揚と交通マナーの習慣付けを行い、交通事故発生抑制を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

警察と関係団体による街頭キャンペーン(年4回)の実施と幼稚園や保育所、小学校での交通安全教室の開催、交通指導隊による街頭立哨等を行う。



交通安全キャンペーン

02010206 交通安全施設整備管理事業

予算書P. 49

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,456	9,817	639	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,748	3,613	135	交通安全対策特別交付金
一般財源	6,708	6,204	504	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口増加とともに交通量も増えたことにより、交通事故件数が上昇傾向にあったことから、事故の減少を目指し交通安全施設の整備と維持管理を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

危険箇所に対して適切に交通安全施設の整備と維持管理を行うことにより、交通事故を未然に防止し、歩行者や自転車利用者等の交通弱者の安全確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会等からの要望や警察との協議により、カーブミラーや路面標示等の交通安全施設の設置と修繕を行う。

また、小中学校、幼稚園・保育所、警察、行政等の関係機関との連携による安全点検に基づく安全対策を引き続き実施し、通学路や散歩コースの安全確保に努める。



カーブミラー設置



路面標示「スピード落せ」

02011002 避難施設整備運営事業

予算書P. 64

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,113	14,506	△ 12,393	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,113	14,506	△ 12,393	

【背景(なぜ始めたのか)】

過去の震災(阪神淡路大震災・東日本大震災等)及び水害(関東東北豪雨)を受け、災害時における避難者の応急対策を迅速に行い被害の軽減を図るために実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防災資機材を市内21か所の防災倉庫に整備し、非常用食糧等の備蓄品の購入や入れ替えについて適正に管理し、災害時の被害軽減と避難者の支援体制の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の防災倉庫に保管されている備蓄食糧・乳児用哺乳瓶等の更新及び非常用防災井戸(14か所)の水質検査を行う。

また、備蓄品の充実を図るとともに避難者の支援体制の強化を図る。



ブラック土のう



非常用防災井戸

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,838	40,799	△ 19,961	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,671	22,399	△ 19,728	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	18,167	18,400	△ 233	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時の市民の生命財産を守るために必要な情報収集及び伝達機器として導入している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

Jアラート及びエリアメールを利用し、テロや気象情報及び地震等の災害による緊急情報を市民に瞬時に配信するとともに、気象観測システムPOTEKAにより降雨量等について現状把握と予測を行い災害に備える。

また、災害時に罹災証明書を迅速に交付するため、県が主催する「被災者生活再建支援システム」研修会等に参加し、操作方法を取得しながら、適切な管理運用を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

災害時等に各種システムを適正に運用するために、防災システム関係機器（県防災情報ネットワークシステム・気象観測システム POTEKA・Jアラート・エリアメール・無線機・被災者生活再建支援システム等）の保守点検等の維持管理を行う。

また、災害時の情報の収集及び伝達をよりスムーズに行えるようにする。



IP無線機



気象観測システム POTEKA

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,072	10,084	△ 12	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,200	1,200	0	自治総合センターコミュニティ助成金
一般財源	8,872	8,884	△ 12	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害対策基本法第5条第2項(市町村の責務)及び第48条(防災訓練実施の義務)により、災害に備えての組織づくりの充実と防災訓練の実施が義務付けられている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時の初動対応や避難体制の強化を図るため、自主防災組織の結成促進と発災対応型防災訓練を実施し、災害時における被害の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自主防災組織活動育成補助事業により、自主防災組織の結成時や資機材整備時に補助を行い、自主防災組織の結成促進と育成強化を図る。

- ・結成事業補助10万円×3団体、資機材整備事業補助20万円×3団体、資機材更新事業補助10万円×32団体
- ・防災士育成事業により、地域の防災リーダーとなる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。
- ・防災士育成事業補助3万円×3人

また、地域で実施する防災訓練について指導やアドバイスを行うとともに、専門家による防災講演会を実施する。



防災講演会



地域の防災訓練

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,273	36,037	29,236	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,000	0	4,000	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	61,273	36,037	25,236	

【背景(なぜ始めたのか)】

犯罪発生件数の増加傾向を懸念し犯罪抑止環境の構築を目指して、行政・警察及び防犯関係団体が一体となって活動を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の生命・財産を守るため、警察や防犯関係団体と連携した市内パトロールや啓発活動を行い、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図る。

また、市内全域に設置されている防犯カメラの更新・整備を進めるとともに、自治会・町内会及び家庭用防犯カメラの購入に対する補助を行い、犯罪発生抑止の強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

青色防犯パトロール、自治会・町内会等や防犯団体による地域パトロール活動の指導、育成等の助言を行い、市民一人一人の防犯意識の啓発を図る。また、防犯連絡員や防犯パトロール隊の協力のもと、防犯啓発キャンペーン等を定期的実施するとともに、警察及び防犯関係団体(防犯連絡員、セーフティ・マイ・タウンチーム、少年警察ボランティア連絡会)と連携し、防犯情報の発信・共有(Morinfo、メールもりや等のSNS活用)を図り、市民の安全安心を確保する。

さらに、犯罪発生抑止を高めるため、市内全域に設置されている防犯カメラの更新・整備を進めるとともに、自治会・町内会及び家庭用防犯カメラの購入に対する補助を行う。



防犯キャンペーン



防犯カメラ

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	99,084	99,794	△ 710	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	99,084	99,794	△ 710	

【背景(なぜ始めたのか)】

夜間及び早朝の犯罪増加に伴う被害の防止と、都市化に伴う交通量の増加による交差点等の交通危険箇所対策として事業を開始した。

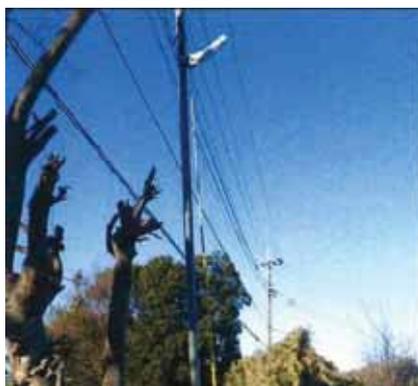
【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防犯灯及び街路灯(公園灯・遊歩道灯、道路照明灯、駅前街路灯)を整備し、維持・管理することで、夜間及び早朝の犯罪発生防止と交通安全の確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯灯は、区長からの要望により、現地を確認のうえ設置していく。

また、全街路灯のLED化への改修は終了したが、器具やポールの劣化が進んでいるものを優先に計画的に改修を実施する。



防犯灯



公園灯

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,336,000	1,225,093	110,907	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,336,000	1,225,093	110,907	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第11条第1項に基づき、消防体制の充実強化をはかるため、昭和52年4月に旧水海道市、守谷町、谷和原村により、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部が設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の設置により、災害時等の広域的な連携を図ることができ、消防・救急・火災予防等の幅広い活動を行い、市民の生命・財産を災害から守り、安全安心のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火災の予防・警戒及び救急救命等の消防活動業務を行う常総地方広域市町村圏事務組合に対し、構成3市（守谷市、常総市、つくばみらい市）で人口や署員数に応じた負担金を支出する。

- ・負担割合：均等割10%、人口割60%、署員数割30%（全体負担金3,348,895千円、市負担率44.5%）



常総地方広域市町村圏事務組合 消防本部 守谷消防署

09010201 消防団員活動事業

予算書P. 187

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	49,458	48,294	1,164	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,605	10,294	311	消防団員退職報償金
一般財源	38,853	38,000	853	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第18条第1項に基づき、守谷市消防団条例が昭和39年5月19日施行されたことによる。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団員が初期消火活動や災害時に備えた訓練、さらには火災予防に関する啓発活動を行うことにより、市民の火災予防に対する意識の高揚を図り、命財産を守る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防団員は、災害から市民の生命・身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、定期的な機器の点検、教育訓練、火災予防等の災害活動に必要な事業を行う。

- ・消防団員に対する年報酬退職報償金及び訓練手当等の支給
- ・消防団活動用の装備品、被服等消耗品等の購入
- ・各種教育訓練、消防学校入校及び操法大会への参加費
- ・平成29年3月の道路交通法施行に伴う「準中型自動車免許」取得費助成制度



夏季規律訓練



消防ポンプ操法大会(小型ポンプの部優勝)

09010203 消防車両器具維持管理事業

予算書P. 188

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,836	2,755	1,081	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,836	2,755	1,081	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防団が迅速かつ効率的な活動を行うため、消防車両及び消防用可搬ポンプ等の維持管理を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団に配備した消防車両及び消防機械器具の維持管理を行い、災害時の緊急出動に備える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防車両等の点検・整備を実施し、災害時における消防活動を迅速に行えるよう備える。

- ・2か月に1回、各分団ごとに車両と機械器具等の点検を実施する。
- ・今年度は、7台(第2、3、4、5、6、8、13分団)の消防車両の車検を実施する。
- ・今年度は、装着して10年を経過したスタッドレスタイヤの交換を実施する。(第2、6、10、12分団を除く。)



防災学習・災害活動車(指揮車)



消防ポンプ自動車(第6分団)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	85,031	6,756	78,275	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	78,174	11	78,163	ふるさとづくり基金繰入金・行政財産使用料
一般財源	6,857	6,745	112	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防施設の充実と火災発生時の速やかな消火活動を行うため、消火栓や消防用具格納箱等の整備・更新を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防施設の充実により、火災発生時における迅速な消火活動や人命救助のための環境整備を図る。(年次計画での詰所建築を含む。)

AED用パッド33台分の更新(2年毎)を行い、安全・確実に使用できるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消火栓用消防用具格納箱、防火水槽の整備・更新を行う。

落札業者によりパットの交換を実施してもらう。(隔年実施。)

昨年度購入した詰所用地の造成工事と詰所建築工事を実施する。



消防団機械器具置場兼詰所



消火栓用消防用具格納箱(交換後)

〔生活経済部 人権推進課 所管〕

02070401 ダイバーシティ推進事業

予算書P. 91

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	447	447	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	保育ルーム利用料
一般財源	446	446	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

総理府(現在は内閣府)に男女共同参画室・審議会及び推進本部が設置されたことを受け、男女共同参画への取り組みが始まった。市では男女共同参画推進条例をもとに、その理念の実現のための計画を策定し、それに基づいた事業を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様な生き方や在り方が当たり前となるダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みを行う。

また、市民及び市内事業者が市や市民団体が開催するセミナーやフォーラムに参加することで、性別による固定的役割分担意識の解消など、個々の能力を最大限に生かせる社会づくりを行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に向けて、ダイバーシティフォーラムを開催し、多様な価値観や考え方を共有し、理解を深める場を設けることで、市民の意識向上を図る。

また、小学5年生と中学2年生を対象に、男女共同参画「絵てがみコンクール」を実施し、男女それぞれの自立や個性の尊重、多様な選択肢の拡大、対等なパートナーシップの重要性を考えていただく。

さらに、多様性の理解を深める教育プログラムを茨城県と連携し、小中学生を対象としたぼらりす教室を開催することで、共同と共生の精神を育成する。

そのほか、職員の意識を高めるための職員向け研修を行い、ダイバーシティ推進の主体としての自覚と実践力を養う。

これらの取り組みを通じて、多様な人々が尊重され共に活躍できる社会の実現を目指す。

02070601 同和対策啓発事業

予算書P. 92

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,863	4,586	277	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	550	0	550	人権啓発活動地方委託事業委託金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,313	4,586	△ 273	

【背景(なぜ始めたのか)】

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。その早急な解決こそ国(行政)の責務であると同時に国民的課題であるとし、国の同和対策事業特別措置法が制定され、県が昭和44年から、守谷市は昭和56年から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民をはじめ、市職員、小中学校教職員に対し啓発活動を積極的に実施することで、同和問題を中心とする、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別の解消を図る。地域住民の生活の安定と福祉の向上並びに同和対策事業の推進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

差別や偏見に対する感度を高め、無意識の行動も見直し、人権の基本概念を学ぶため、人権運動団体主催の研修会への参加や市民及び教職員向けの研修会を実施する。令和8年度は、人権啓発活動地方委託事業として、茨城県から委託費を受け、講演会を開催する。

また、市役所新規採用職員や新規会計年度任用職員を対象に、県と県教育委員会が制作した人権問題啓発ビデオ等を視聴することにより、様々な人権課題についての理解を広げていく。

同和問題の解決に寄与することを目的に活動する自主運動団体のうち、県対応運動団体の守谷支部へ補助金を交付する。

〔健幸福祉部 社会福祉課 所管〕

03010106 民生委員児童委員活動支援事業

予算書P. 96

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,374	10,440	△ 66	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	10	10	0	民生委員推薦会補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,364	10,430	△ 66	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和23年に民生委員法が公布され、民生委員児童委員は地域の福祉増進のために幅広い活動を実施している。この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会の活動を市として支援するための事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

援助を必要とする市民に対して、相談や助言、援助等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。委員の活動により社会福祉の増進に努め、社会奉仕の精神をもって市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。この3地区の民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。

守谷市では、南地区34名、中央地区31名、北地区31名の合計96名の民生委員児童委員が定数である。

現委員の任期は令和7年12月1日から令和10年11月30日までであり、令和10年度に一斉改選を行う。

03010107 避難行動要支援者支援事業

予算書P. 97

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	809	1,231	△ 422	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	809	1,231	△ 422	

【背景(なぜ始めたのか)】

東日本大震災の教訓に基づき、平成25年に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市の義務とされた。

また、その後の台風等の災害状況を踏まえ、令和3年の同法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市の努力義務とされた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

避難行動要支援者に関する情報を民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織等と共有し、迅速な安否確認・救助活動を行う体制を整えることにより、避難行動要支援者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市において避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域関係者と協力して個別避難計画の作成を行う。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織等に定期的に提供する。

提供とあわせて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用事例を紹介することにより、地域での避難訓練の実施等、地域の共助力向上を図る。

03030102 生活困窮者自立支援事業

予算書P. 138

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,026	22,585	4,441	
国庫支出金	19,116	15,426	3,690	生活困窮者自立相談支援事業費負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,910	7,159	751	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行され、それに伴い事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活困窮者に対し、生活や就労の相談支援を行い、本人の状態に応じた自立を促進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自立相談支援事業：生活や就労の相談、支援プランの作成を行う。

住居確保給付金：住居を失った、又は失うおそれのある方に対し、一定期間、就労支援や給付金支給、低家賃物件への転居費用を支援する。

就労準備支援事業：生活困窮者の就労に向けた基礎力形成など計画的な準備支援を行う。

家計改善支援事業：家計管理が困難な方に対し、必要な助言や指導を行い、家計管理力の向上を支援する。

居住支援事業：住居を持たない方に対し、一定期間、宿泊場所の提供や食事の支援を行う。

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業は外部委託で実施し、居住支援事業は茨城県の広域実施に参加し、シェルター事業所を利用して行う。

【補助率】 国庫負担金対象事業（補助率3/4）：自立相談支援事業、住居確保給付金

国庫補助金対象事業（補助率2/3）：就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業

【実績（令和7年12月31日現在）】 自立相談支援相談件数：1,233件、住居確保給付金支給件数：3件、就労準備支援事業件数：23件、家計改善支援事業件数：109件、居住支援事業：2件

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	595,373	639,408	△ 44,035	
国庫支出金	446,192	479,218	△ 33,026	生活保護費負担金(医療扶助費等分)
県支出金	19,916	15,944	3,972	生活保護費負担金
地方債	0	0	0	
その他	450	450	0	生活保護法第63条返還金(滞納繰越分)
一般財源	128,815	143,796	△ 14,981	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本国憲法第25条に規定された理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。
平成14年の市制施行に伴い、市の事務として開始した(法定受託事務)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯から相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助等の保護を行う。

相談業務、生活保護申請の受付・決定、生活保護世帯の家庭訪問を通じて適切な指導を行い、就労や自立促進、健康管理の支援を図る。

付随する事務として、生活保護統計事務、経理事務、医療及び介護事務を行う。

扶助費の負担割合は、国が3/4、市が1/4(居住地のない被保護者の場合は、国3/4、県1/4)

【現状(令和7年12月31日現在 保護停止も含む。)]

常住人口は70,097人、保護世帯数は258世帯、保護人数は305人、保護率は0.44%である。

〔健福祉部 保健予防課 所管〕

03010402 後期高齢者保健事業

予算書P. 110

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	59,534	59,678	△ 144	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	472	433	39	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	38,666	38,450	216	後期高齢者保健事業受託料
一般財源	20,396	20,795	△ 399	

【背景(なぜ始めたのか)】

健康診査事業は、被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、後期高齢者医療広域連合が健康診査に係る業務を市町村に委託し実施している。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業は、令和2年度から、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業を市町村と連携し国保保健事業及び介護予防等の事業と一体的に実施することとなり、その実施を市町村に委託できるものとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1. 健康診査事業

被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、被保険者の健康の保持増進と医療費の伸びの抑制を図る。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

75歳以上の高齢者に対する保健事業とフレイル予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 健康診査事業

集団健診(受診料無料)及び医療機関健診を実施。ナッジ理論を活用した未受診者への受診勧奨を実施することで受診率の維持向上を図る。また、市内医療機関に受診している方に対しては、かかりつけ医療機関にて健診を実施するよう勧奨し、受診率向上に努める。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

医療・介護・保険等のデータに基づく事業の企画調整を行い、関係課と連動し個別支援やフレイル予防対策に取り組む。

04010111 産婦人科・小児科オンライン相談事業

予算書P. 144

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,878	0	2,878	
国庫支出金	1,438	0	1,438	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,440	0	1,440	

【背景(なぜ始めたのか)】

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるため、身近に利用しているスマートフォンからいつでも相談できる体制づくりを目指し、また、妊娠・出産・子育ての不安軽減の一助となることを目的に実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療機関の診療時間外における妊婦・小児の「休日・夜間の相談」について、スマートフォンによるアプリを活用し、複数名の医師と助産師による医療相談に対応できる体制を構築することで、市民および医師の負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・対象者：妊婦および0歳から中学3年生までの市民
- ・利用時間
 - ①いつでも相談：専用フォームからメッセージで相談内容を質問し、24時間以内に医師または助産師から回答が得られる。
 - ②夜間相談：LINEのメッセージチャットや音声通話、ビデオ通話で、医師や助産師に直接相談できる。
平日18時～22時（1枠10分の予約制）
 - ③日中助産師相談：予約なしで助産師とLINEのメッセージチャットで相談できる。

04010204 がん検診事業

予算書P. 144

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,375	69,126	△ 3,751	
国庫支出金	523	406	117	感染症予防事業費等負担金
県支出金	1,000	1,000	0	がん予防・検診促進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	90	90	0	大腸がん検診負担金
一般財源	63,762	67,630	△ 3,868	

【背景(なぜ始めたのか)】

がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん検診は昭和36～37年に開始、子宮がん検診は集団検診の普及により昭和43年から開始された。その他のがん検診は、昭和58年に施行された老人保健法に位置づけられ実施。現在は健康増進法に位置づけられ実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民ががん検診を受診することにより、がんの早期発見、早期治療につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種がん(胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん)検診を集団検診及び医療機関検診で実施する。

【集団検診】…胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん

委託している検診機関と調整して日程と検診会場を設定し、各がん検診の検査方法で実施する。検診の円滑な実施、利便性向上を目的に、電話とWebによる完全予約制にて検診を実施する。

*肺がん検診と前立腺がん検診は、集団健康診査会場で実施する。

*胃がん検診と大腸がん検診は、同日検診で実施する。

*子宮頸がん検診と乳がん検診は、単独検診またはセット検診として同日検診も実施する。

【医療機関検診】…子宮頸がん・乳がん

受診を希望する方が協力医療機関で検診を受ける。4月から年度末まで実施する。

(単位：人)

検診名		実施方法	実施時期	受診人員 (見込み)
胃がん検診		集団検診	6月・9月・10月・1月	1,500
子宮がん検診		集団検診	6月・7月・1月	1,360
		医療機関	4月～3月	1,490
肺がん検診（65歳以上は結核検診としても同時実施）		集団検診	6月・9月・11月・12月	6,000
かくたん検査		集団検診	6月・9月・11月・12月	50
乳がん検診	超音波	集団検診	6月・7月・1月	600
		医療機関	4月～3月	650
	マンモグラフィ	集団検診	6月・7月・1月	540
		医療機関	4月～3月	730
大腸がん検診		集団検診	6月・9月・10月・1月	3,000
前立腺がん検診		集団検診	6月・9月・11月・12月	1,650

04010207 健康診査事業

予算書P. 146

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,864	5,742	△ 878	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,594	1,470	124	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,270	4,272	△ 1,002	

【背景(なぜ始めたのか)】

生活習慣病の予防と早期発見を目的に、健康増進法に基づき、40歳以上の生活保護受給者の健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診を実施。骨粗しょう症検診は若年からの骨粗しょう症予防のため、市単独事業として20歳～39歳の女性も対象にしている。

歯科検診は健康増進法に基づき20歳～70歳の節目年齢を対象に実施。

19歳から39歳を対象とした健康づくり健康診査は、市単独事業として平成5年度から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者が各種健康診査を受けることで、個々の結果から生活習慣の見直し・改善を図り生活習慣病を予防する。また、必要に応じて保健指導を実施し重症化予防につなげる。歯科検診は、歯科検診を受けていない方が検診を受診し、個々の歯の状態を知り適切な指導を受けることで、早い段階から歯・口腔の健康を保つことにつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

●健康診査内容

- ①健康づくり健康診査(19歳～39歳までの市民)
- ②40歳以上の生活保護受給者の健康診査
- ③肝炎検診(40歳～75歳までの過去に肝炎検査を受けたことがない市民)
- ④骨粗しょう症検診(40歳～70歳までの女性)
- ⑤若年女性への骨粗しょう症検診(20歳～39歳の女性)
- ⑥歯科検診(20・30・40・50・60・70歳の市民)

●受診方法

- ①～③は受診を希望する方が、健康診査会場で受ける。(③は特定健診の個別医療機関健診と同時実施も可)
- ④⑤骨粗しょう症検診を希望する方が市内公共施設で実施する集団検診で受ける。
- ⑥歯科検診は検診対象者が指定の歯科医療機関で検診を受ける。

04010218 予防接種事業

予算書P. 149

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	330,665	350,968	△ 20,303	
国庫支出金	1,450	1,160	290	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金
県支出金	187	0	187	予防接種健康被害調査事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	60,756	△ 60,756	
一般財源	329,028	289,052	39,976	

【背景(なぜ始めたのか)】

予防接種法に定められた予防接種を実施することにより、伝染のおそれがある疾病の発生と蔓延を防ぎ、予防接種者および予防接種対象者以外の方の健康を守る。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び健康の保持に寄与することを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象となる方(保護者等含む)へ啓発・勧奨等を行い、感染症予防の重要性を伝え、予防接種の接種率向上に繋げることで市民の健康維持の促進を目的とする。

令和8年度より、新たに胎児の出生後の感染症予防のため、妊婦RSウイルス予防接種を行う。

また、予防接種を安定的に受ける機会を設けるため、医療機関と調整し接種場所の確保に努める。

小児等予防接種

予防接種種別	予防接種名	接種対象者
定期予防接種	ヒブ	生後2月から生後60月に至るまでの間
	小児肺炎球菌	
	B型肝炎	生後2月から生後12月に至るまでの間
	4種混合・5種混合	生後2月から生後90月に至るまでの間
	B C G	生後3月から生後12月に至るまでの間
	ロタウイルス	生後6週から生後24週0日または生後32週0日までの間
	水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間
	MR	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間 2期：小学校就学前の1年間
	MR（期間延長分）	令和6年度にMR予防接種対象者のうち、未接種者
	日本脳炎	1期：生後6月から生後90月に至るまでの間 2期：9歳から13歳未満
	二種混合	11歳から13歳未満
	子宮頸がん（9価）	小学校6年生から高校1年生相当の女子
妊婦RSウイルス	妊娠28週～37週に至るまでの間	
任意予防接種	MR	2歳から年中
	おたふくかぜ	1歳から4歳
	小児インフル	生後6月から中学3年生

高齢者予防接種

予防接種種別	予防接種名	接種対象者
定期予防接種	高齢者肺炎球菌	65歳の方
	高齢インフル	接種日当日に65歳以上の方、または60から64歳で内臓疾患で身体障がい者手帳1級相当の方
	带状疱疹	65歳の方（※5年間の経過措置として、70、75、80、85、90、95、100歳の方） 60歳から64歳で免疫機能の障害を有する方
任意予防接種	带状疱疹	65歳以上の方で定期予防接種対象者を除いた方 50歳から59歳で免疫機能の障害を有する方

その他

予防接種種別	予防接種名	接種対象者
任意予防接種	風疹	風疹予防接種未接種者で妊婦の夫または妊娠を希望する方で誕生日が昭和39年4月2日から平成2年4月1日の方

〔健福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P. 110

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	593,635	577,436	16,199	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	593,635	577,436	16,199	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、茨城県後期高齢者医療広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分を市が負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により算出した共通経費負担経費及び医療給付費の市町村負担分(1/12)の療養給付費負担金を茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する。

<内訳> 広域連合共通経費: 30,891千円 後期高齢者医療給付費: 562,744千円

03010602 医療費助成事業

予算書P. 112

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	360,185	381,638	△ 21,453	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	165,956	176,607	△ 10,651	医療福祉費補助金(医療費)
地方債	0	0	0	
その他	25,002	25,002	0	高額療養費返納金
一般財源	169,227	180,029	△ 10,802	

【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで、必要とする医療を容易に受けられる環境を整備し、併せて健康の保持増進と生活の安定を図ることを目的に、県補助事業として始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療費助成事業の所得基準内の妊産婦、18歳の年度末までの子ども、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする(重度障がい者は自己負担なし)。子どもは、小学6年生までは入院、外来の助成、中学生から18歳の年度末までは入院のみの助成を行う。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関では現物給付により助成する。県の補助事業であり、財源負担割合は県1/2、市1/2となる。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	171,185	175,543	△ 4,358	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	200	200	0	高額療養費返納金
一般財源	170,985	175,343	△ 4,358	

【背景(なぜ始めたのか)】

県から補助を受け実施している医療費助成事業(マル福)を所得制限等により利用できない妊産婦及び子どもに対して医療費の一部を市が単独で助成することで、必要な医療を容易に受診できるようにし、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ることを目的に始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

マル福を所得制限等により利用できない妊産婦及び18歳の年度末までの子どもに対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、子育て世代の健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関では現物給付により助成する。妊産婦が産科・婦人科以外を受診した場合等は償還払い(後払い方式)により助成する。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,389	4,202	187	
国庫支出金	4,389	4,202	187	拠出年金事務費交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、法定受託事務として定められた年金事務を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の年金受給権の確保を図り、健全な市民生活向上に寄与する。また、身近な窓口で国民年金等に係る法定受託事務及び協力・連携事務を実施することにより、市民の利便性が向上する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国民年金被保険者の各種届出、免除・猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付や相談を行い、迅速に日本年金機構に進達する。また、関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページを利用して市民への年金制度の周知を図り、年金未加入者や未納を防ぎ、確実な年金受給につなげるよう努める。

〔健幸福祉部 介護福祉課 所管〕

03010323 介護人材確保対策事業

予算書P. 110

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	540	540	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	540	540	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、全国で介護職員が現在より約57万人必要になると見込まれている(令和6年度厚生労働省)。

今後、地域高齢者の介護を支える介護職員の人的確保が大きな課題であることから、市内事業所の介護職員の確保及び定着に資するため、当該事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護職員の人材確保及び定着支援を目的として、助成事業を実施し、今後の介護保険サービスの維持を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護職員等の確保及び定着の支援と事業所のサービスの質の向上を図るため、市内の事業所に勤務する介護職員が介護サービスの提供に関わる資格の取得や研修の修了をした場合に、予算の範囲内で受験手数料又は受講料等の一部を助成する。

03010502 居宅サービス利用者負担軽減事業

予算書P. 111

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,925	5,536	△ 611	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,925	5,536	△ 611	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法施行時(平成12年度)、低所得者は1割の自己負担による介護サービスの利用が困難である場合があることから、市独自の助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要件に該当する低所得の高齢者に対し自己負担の一部を助成し、経済的な負担を軽減することにより在宅生活の継続を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

在宅介護サービス利用時の自己負担額(1割)の一部を助成する。

〈助成額〉介護保険料所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く。)のうち、

- ・老齢福祉年金を受給している方 → 自己負担額の5割を軽減する。
- ・上記以外の方 → 自己負担額の3割を軽減する。

〔健幸福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010209 福祉タクシー助成事業

予算書P. 101

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,080	2,829	251	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,080	2,829	251	

【背景(なぜ始めたのか)】

重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

福祉タクシー券(助成額500円)により、1回の乗車につき最大2枚分まで助成する。

【対象者】

身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳○A・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、特定疾患医療を受けている方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方

【助成内容】

年36枚(人工透析を実施している方は年72枚)のタクシー券を支給する。

03010213 障がい者自立支援給付事業

予算書P. 102

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,193,490	1,988,851	204,639	
国庫支出金	1,095,289	993,047	102,242	障がい者自立支援給付費負担金
県支出金	547,644	496,523	51,121	障がい者自立支援給付費負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	550,557	499,281	51,276	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障がいのある方の日常生活及び社会生活を支援するための事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方に対して、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと、補装具費や医療費を助成することにより、日常生活や社会生活を支援し、福祉の増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・「障がい福祉サービス給付事業」及び「障がい児通所支援事業」は、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと等を決定し、その費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「補装具費給付事業」は、障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）の購入・修理・貸与に要する費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「自立支援医療給付事業」は、身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療に要する医療費の一部を公費で負担するもの。

いずれの事業も、原則として利用者が費用の1割を負担し、差額を公費で負担する制度であり、公費の負担割合は、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4である。

03010214 障がい者地域生活支援事業

予算書P. 102

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	48,896	47,313	1,583	
国庫支出金	18,704	18,399	305	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	9,352	9,200	152	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	66	66	0	手話奉仕員養成講座テキスト代
一般財源	20,774	19,648	1,126	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう市が事業内容を定めて開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で生活する障がいのある方に市が定めた福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、併せて自立の支援と家族の負担軽減を図り、地域において自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援では充足されない部分について市が定めた福祉サービスを実施するほか、理解促進・啓発等の必要な事業を実施する。

【実施事業】

- ・法定サービスの補完
訪問入浴サービス事業（自己負担1割）、障がい者日常生活用具給付扶助費（自己負担1割）、日中一時支援事業（自己負担1割）、移動支援事業（自己負担1割）
- ・日常生活・社会生活上の支援
成年後見制度利用支援事業（登記手数料・鑑定費用等の補助）、意思疎通支援事業（自己負担なし）、地域活動支援センター事業（事業者の定める額を負担）
- ・その他
手話奉仕員養成講座（テキスト代のみ自己負担）
事業費の公費負担割合は、国が1/2、県及び市が1/4である。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	42,551	40,304	2,247	
国庫支出金	17,978	17,094	884	特別障がい者手当負担金
県支出金	684	594	90	在宅障がい児福祉手当補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	23,889	22,616	1,273	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年に規定された特別児童扶養手当等の支給に関する法律、昭和52年に規定された守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び平成20年に規定された守谷市難病患者福祉手当支給要綱に基づき、障がい者やその保護者等に対して、手当の支給を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

手当を支給することにより、障がい者等が安定した生活を送れることやその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図り、日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・特別障がい者手当
精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて、手当を支給する。
- ・障がい児福祉手当
精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて、手当を支給する。
- ・在宅障害児福祉手当
在宅障がい児の保護者を対象に、年2回(4月、10月)に分けて、手当を支給する。
- ・難病患者福祉手当
手当支給申請時において引き続き6か月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者(生活保護等公的扶助を受給している方を除く)を対象に、手当を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,930	23,060	4,870	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	252	252	0	駐車場使用料
一般財源	27,678	22,808	4,870	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所した。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、もって障がい者の福祉の増進を図る。

また、事業所の管理については指定管理者制度を活用し、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供する。

- ・特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行う。
- ・生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。
- ・就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。

03010302 シニアクラブ活動助成事業

予算書P. 107

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,358	4,594	3,764	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,187	1,130	57	高齢福祉対策費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,171	3,464	3,707	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和38年施行の老人福祉法に基づき、老人福祉を増進するための事業を行うものとして、老人クラブ（現在の守谷市では「シニアクラブ」）の支援を開始。シニアクラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、国の老人クラブ活動等事業実施要綱に基づき、市シニアクラブ連合会及び県老人クラブ連合会と連携を図り、事業の推進や単位シニアクラブに対する支援に努め、必要に応じて助言・指導を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動をより一層活性化させ、高齢者の生きがいや健康づくりを目的とし、社会参加を促進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市は、市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへの補助金支給を行うとともに、スポーツ大会、文化交流会、研修会その他生きがい事業や健康づくり事業などの企画及び実施を支援する。

令和8年度から、市シニアクラブ連合会事務局業務を守谷市社会福祉協議会に委託することにより、市と社協が連携して、今まで以上にきめ細やかで柔軟な活動支援を実施していく。



シニアスポーツ大会(オーバルボール)



健康麻雀大会

03010305 ひとり暮らし高齢者緊急通報体制等整備事業

予算書P. 107

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,451	18,906	545	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	138	120	18	緊急通報サービス納付金
一般財源	19,313	18,786	527	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者等に対する、急病や事故など緊急時の連絡体制整備が求められていたため、平成2年度から開始した。ひとり暮らし高齢者が増加している状況を踏まえ、サービス内容を見直し、令和3年度から警備会社への委託に切替えた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上のひとり暮らし高齢者の方が、安心して暮らせるようサービスの拡大及び利用促進を図り、緊急時の迅速な対応を整備することにより安全な生活を確保する。また、安否確認等に対応できる体制を整備することで、有事の際に早急に介入できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 緊急通報機器を設置し、ボタンを押すと警備会社の警備員が駆け付け、状況に応じて常総広域消防本部に出動要請を行う。
- 2 安否確認センサーに24時間反応が無い場合、自動で通報し警備員が駆け付ける。
- 3 コールセンターの専門職が24時間365日、利用者の健康相談に対応する。
- 4 緊急通報機器で温度・湿度を計測し、自動音声で熱中症注意喚起を行う。
- 5 避難勧告などのエリアメールを自動音声で読み上げる。

緊急通報機器は、電話回線の有無や種類を問わず設置できる。

令和8年度は、体調不良時への対応に加え、昨今の社会情勢を踏まえ、犯罪等への遭遇を含めた緊急事態にも対応できるよう、事業者と調整を行う。

〔こども未来部 のびのび子育て課 所管〕

03020106 母子・父子福祉支給事業

予算書P. 115

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,626	17,448	2,178	
国庫支出金	9,544	7,911	1,633	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,981	2,981	0	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	7,101	6,556	545	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年度施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。ひとり親世帯の経済的援助ができるよう、昭和63年度に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定。また、生活の安定や経済的自立の援助ができるよう平成20年度に茨城県高等職業訓練促進給付金等交付要項が施行され、令和元年度に守谷市高等職業訓練促進給付金等支給要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- ・母子父子福祉住宅手当：借家住まいのひとり親家庭等に、生活基盤となる住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金：保護者が就職の際に有利となる資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給し、生活の安定と経済的自立を援助する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・母子父子福祉住宅手当
 [支給対象]児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、賃貸住宅で居住し、賃借料を支払っている世帯
 [支給月額]5,000円、[支給時期]4月、8月、12月に前月分までの手当を支給
 ※令和7年度(令和7年12月現在受給世帯)97世帯
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金
 [支給対象]児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の世帯等
 [支給月額]非課税世帯：100,000円 課税世帯：70,500円
 修業最後の12か月 非課税世帯：140,000円 課税世帯：110,500円
 [支給時期]各月
 ※令和7年度(令和7年12月現在受給者数)10名

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,256	17,554	3,702	
国庫支出金	3,933	3,933	0	ファミリーサポートセンター事業費補助金
県支出金	3,933	3,933	0	ファミリーサポートセンター事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	35	178	△ 143	複写機保守料負担金
一般財源	13,355	9,510	3,845	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域における子育ての相互援助活動を組織化し、男女ともに仕事と家庭を両立するための環境整備対策として平成6年に国の補助金事業として発足した。平成13年には、就労有無を問わず子どものいる全ての家庭にサポートが行われることになり、市でも平成13年7月に「在宅援助」事業を開始した。平成20年5月から「センター援助」(一時預かり)を実施し、また平成31年2月から実施か所を1か所増やした。令和4年度には市直営から民間へ業務委託を開始し、土曜・祝日も実施する等サービス拡大を図った。令和9年度からは、守谷市社会福祉協議会に業務を委託し、更なる子育て支援の推進を図る。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児の支援を受けたい保護者が「利用会員」として登録し、育児を支援する「サポーター会員」のサポートを得て、在宅援助やセンター援助活動(一時預かり)を受ける。仕事と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援及び児童の福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 相互援助活動

- ・ 保育所、幼稚園、児童クラブへの送迎と帰宅後の援助
- ・ 保護者の就労や病気の場合の援助
- ・ 市主催の講座や会議等で必要な保育ルーム設置へのサポーター派遣

2 一時預かり事業

- ・ 就学前児童の守谷市市民交流プラザ内センターでの預かり「びよびよ」
- ・ 就園前児童の夢っ子ひろば ほくえんでの預かり「びよびよほくえん」

3 サポーターの育成

- ・ サポーター育成講座(年2回以上実施)、サポーター研修(講習、研修等)、フォローアップ講座の実施。



一時預かり「びよびよ」

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,636	10,254	6,382	
国庫支出金	11,090	6,770	4,320	こども家庭センター事業補助金
県支出金	2,772	1,692	1,080	こども家庭センター事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,774	1,792	982	

【背景(なぜ始めたのか)】

改正児童福祉法により、市区町村において子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置に努めることとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊娠期から子育て期までの一体的な支援が実現することで、早期の支援によって子どもに関する問題の早期対策と解決を目指し、虐待の予防につながるといった効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,213	19,723	△ 11,510	
国庫支出金	1,385	12,078	△ 10,693	母子生活支援施設措置費負担金
県支出金	841	3,551	△ 2,710	母子生活支援施設措置費負担金
地方債	0	0	0	
その他	2,578	0	2,578	森林環境譲与税基金繰入金
一般財源	3,409	4,094	△ 685	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援を行うための事業が拡充された。市においても既存の事業の拡充と新規事業の開始を行った。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家事、育児に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童に対して、訪問型支援、通所型支援、短期入所型支援等の支援を実施することにより、課題の解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

こども家庭センターにおいて対象者へのアセスメントを行い、サポートプランを作成した要支援・要保護児童家庭を対象にサービスの利用推奨または必要に応じて利用の措置を行う。

<対象となる事業>

- 1 子育て短期支援事業（国庫1/3 県1/3）
 - ・児童の保護者が、傷病、出産、事故その他の理由によりその児童を養育することができない場合に、一時的に児童を児童養護施設（市内里親宅、乳児院、児童養護施設等）に預けることができる制度。
 - 令和8年度は2歳未満児40日、2歳以上児40日の利用があると見込んでいる。
- 2 子育て世帯訪問支援費（国庫1/3 県1/3）
 - ・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦を対象とし、家事及び育児の支援を実施する訪問支援員が居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事、養育に関する援助等を行う事業。
 - 令和8年度は4名の利用があると見込んでいる。
- 3 母子生活支援施設措置費（国庫1/2 県1/4）
 - ・母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に定められた、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援する施設。令和8年度は1名の利用を見込んでいる。
 - ・入院助産施設は、児童福祉法第36条に定められた、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設。令和8年度は1名の利用を見込んでいる。
- 4 初回産科受診料助成（国庫1/2）
 - ・非課税世帯妊婦の初回受診料（自費分）の助成をする事業。令和8年度は5名の利用を見込んでいる。
- 5 出生時木製玩具プレゼント（県10/10）
 - ・森林環境譲与税を活用し、市で出生届出をした世帯への出産の記念品として、国産の木製玩具を提供しているもの。出生予定児として600名を見込んでいる。

03020132 妊婦のための支援給付

予算書P. 119

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	63,843	60,879	2,964	
国庫支出金	61,034	56,377	4,657	妊婦のための支援給付交付金
県支出金	184	109	75	妊婦のための支援給付交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	2,616	△ 2,616	
一般財源	2,625	1,777	848	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和4年度に伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援交付金が創設され、守谷市においても令和5年3月から合計10万円を交付する当該事業を開始。子ども子育て支援法の改正により令和7年度から妊婦のための支援給付と名称が変更され、様々な不安や悩みに応え、ニーズに応じた支援に繋げるための妊産婦包括相談支援事業との効果的な組合せを行い、引き続き経済的支援を行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊産婦の出産や子育てに対する不安感や孤立感、経済的な負担を解消し、安心して出産・子育てができる環境を整える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

計3回（妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から2～3か月の間）のアンケートと保健師等の専門職員による面談を通し、出産や育児のプランについて一緒に考え、支援やサービスなどの案内を行う。

また、妊婦等包括相談支援事業との組合せにより、妊娠届出時に面談を行った後に5万円、妊娠8か月前後に面談を行った後に5万円を支給（令和8年度から現金またはクーポンの選択が可能）。出産後は地域子育て支援拠点で行うハローベビーの会に参加を促し、育児情報や相談の場の提供を図る。

妊婦のための支援給付交付金 妊娠届出時 50,000円×500人（国庫10/10）
 妊婦8か月前後 50,000円×670人（国庫10/10）



ハローベビーの会の様子

03020216 地域子育て支援センター運営事業

予算書P. 123

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	53,275	66,467	△ 13,192	
国庫支出金	10,363	17,776	△ 7,413	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	10,363	13,761	△ 3,398	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	123	185	△ 62	子育て講座参加者負担金
一般財源	32,426	34,745	△ 2,319	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化や育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの不安や負担感が大きくなっており、子育て家庭を支える取組として、平成6年に小規模型子育て支援センター事業「夢っ子ひろば」を土塔中央保育所に開設した。その後、地域における子育て支援の充実を図るため、平成19年10月に野木崎保育所を改修し、守谷市地域子育て支援センターとして、子育て相談や子育てサークルの育成等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭内や地域における子育て機能の低下や孤独感や不安感を持つ親の育児相談等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場所を設置することにより、地域の子育て支援の充実を図るとともに、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 ひろば事業及び園庭開放 (ひろば事業の開催：夢っ子ひろば、出前広場)
- 2 育児相談 (来館、電話、メール、予約相談、ぽかぽか子育て教室の実施)
- 3 子育て講座 (食育講座、安全に関する講習、親子ふれあい講座、母親のリフレッシュ講座)
- 4 妊産婦からの子育て支援の実施 (プレママ交流会)
- 5 イベント (夢っ子まつり、夢っ子コンサートなど)
- 6 子育てサークル支援 (部屋の貸出、おもちゃ貸出、サークル活動相談)
- 7 地域交流・ボランティア交流 (高齢者やボランティアサークルとの交流)
- 8 情報発信 (子育て支援会議開催、広報誌・ホームページ・SNS)



地域子育て支援センター

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,426	27,291	135	
国庫支出金	3,579	3,418	161	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	3,579	3,418	161	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	13,616	20,425	△ 6,809	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	6,652	30	6,622	

【背景(なぜ始めたのか)】

第三次守谷市総合計画における「安心して子育てができるまち」を実現させるため、子育て世代へ「安心して遊べる場所」及び「子育て不安の解消と交流の場所」を一体的に整備し、地域の子育て支援、また、大型遊具等を活用した遊びの中で将来の生活に必要な基本動作、危険回避能力、運動能力及びコミュニケーション能力をバランスよく培い健全な心身を育成することを目的として、令和5年12月に保健センター2階に設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

遊びをとおして児童の心身の健やかな育成及び子育て世代への交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、安心して子育てができる環境整備を図り、児童福祉の向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

研修を受けたプレイリーダーが、親子の遊びをより発展させるようサポートを行い、子どもが自分で遊びを生み出す創造力を培い、自ら育つ力につなげる。おやこ保健課の保健師と連携して気軽な育児相談の開催、地域子育て支援拠点施設として子育て親子の交流の場と子育て関連情報の提供を行い、子育て不安の解消と交流の場の提供につなげる。



施設内 アクティブエリア



施設内 ベビーエリア

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,936	0	15,936	
国庫支出金	11,777	0	11,777	利用者支援事業補助金
県支出金	2,941	0	2,941	利用者支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	65	0	65	子育て講座参加者負担金
一般財源	1,153	0	1,153	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化、核家族化の進行に加え、子育て家庭の多様化や孤立化が課題となっている。これを受け、妊娠期から子育て期にわたり、各家庭の状況に応じた支援サービスや情報提供へのニーズが高まった。こうしたニーズに対応するため、平成27年4月に本格施行された「子ども・子育て支援制度」の一つとして、子育て家庭が気軽に相談や助言を専門職から受けられ、安心して子育てができる環境を提供する利用者支援事業が創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子育て家庭が必要な子育て支援サービスを適切に利用できるよう相談や情報提供を行い、子育て環境の充実と子どもの健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

妊産婦や子育て家庭が教育・保育施設や地域の支援、保健・医療・福祉サービスをスムーズに利用できるよう、地域子育て支援拠点で主に妊娠期から生後1歳までの子どもを持つ家庭を対象とした支援プログラムを実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と地域子育て支援事業への連携を行う。

利用者支援事業実施機関（国庫2/3 県1/6）

- ・ねっこ守谷
- ・地域子育て支援センター夢っ子ひろば

03020501 市民交流プラザ運営管理事業

予算書P. 134

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	64,954	52,127	12,827	
国庫支出金	5,662	4,181	1,481	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	4,378	4,181	197	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	246	210	36	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	54,668	43,555	11,113	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、施設整備について検討を開始。平成20年度に久保ヶ丘地内の児童館を閉館し、児童センター、家庭児童相談室、市民活動支援センター等が入る複合施設として市民交流プラザが開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育て情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：アクティオ(株) [指定管理期間]令和8年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、音楽を通じたの異世代交流、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※児童センターのほか、市が別途運営する施設として、家庭児童相談室（のびのび子育て課）、ファミリーサポートセンター（地域子育て支援センター）、市民活動支援センター（市民協働推進課）がある。



市民交流プラザ

03020502 南守谷児童センター運営管理事業

予算書P. 134

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	52,969	56,926	△ 3,957	
国庫支出金	5,662	4,181	1,481	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	4,378	4,181	197	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	324	288	36	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	42,605	48,276	△ 5,671	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、南守谷地区への新設も含めた施設整備について検討を開始。平成20年度に南守谷地区の児童センターとして開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：(株)こどもの森 [指定管理期間]令和8年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、配慮を必要とする児童への遊びの支援、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検



南守谷児童センター

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,696	22,441	14,255	
国庫支出金	3,950	4,181	△ 231	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	3,950	4,181	△ 231	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	28,796	14,079	14,717	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度、児童に健全な遊びと情操を提供するため、久保ヶ丘地内に児童館が開館。平成20年度には、子育て支援拠点として南北児童センターが開館したが、守谷駅周辺に児童施設が不足していたため、平成27年10月、守谷駅東口のアワーズもりやに児童館を開館（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用）小学生までを対象にサービスを提供。その後、令和7年度には小学生専用エリアの分室・拡張を実施し、放課後の居場所としても利用されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～12歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場や保護者同士の交流の場、子育てに関する情報を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]業務委託：(株)明日葉 [委託期間]令和5年度から5か年

[児童館業務]広場事業（子育てに関する情報交換・相談の場）、地域活動支援（子育て支援団体の支援）、

異世代交流事業（地域高齢者及びボランティアとの交流の場）、育児相談事業

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理

※施設・設備の保守点検、修繕等、管理全般は市が対応。



守谷駅前親子ふれあいルーム

【こども未来部 すくすく保育課 所管】

03020201 保育所等庶務事務

予算書P. 120

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,286	12,782	△ 496	
国庫支出金	2,164	2,088	76	利用者支援事業特定型補助金
県支出金	541	522	19	利用者支援事業特定型補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,581	10,172	△ 591	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年4月施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、市では「守谷市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育て支援の充実を図ってきた。その後、平成27年4月施行の子ども・子育て支援法に基づき、子育てに関する施策を計画的に推進するための「守谷市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年度から5か年毎に3期に渡り策定した。(第3期計画期間:令和7~11年度)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の子育て家庭に対して、適切な教育・保育及び子育て支援サービスを計画的に提供できるよう「守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定することにより、子どもの心身ともに健全な育成に繋げることができる。

また、保育所入所保留児童の解消とともに、市民が保育施設や事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談の利用支援を行う「保育コンシェルジュ」を令和5年11月から子ども・子育て支援交付金を活用し導入した。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・会計年度任用職員雇用経費ほか 12,287千円

03020202 保育所等運営管理事務

予算書P. 121

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,516	9,011	△ 5,495	
国庫支出金	66	66	0	利用者支援事業特定型補助金
県支出金	16	16	0	利用者支援事業特定型補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,434	8,929	△ 5,495	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成11年度から、保育所に入所する児童を公平な方法で決定するため、保育所等利用調整委員会を設置した。また、保育所入所状況については、子ども・子育て支援システムで管理運用をしているほか、令和3年度から入所選考システムを導入し、業務の効率化と事務負担軽減を進めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所の入所申込みを受付して給付認定を行い、入所選考システムを利用して保護者への決定通知を迅速に行うほか、保育料の適切な徴収を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・保育所等利用調整委員会の開催 年2回予定
- ・保育料徴収経費 口座振替手数料、コンビニ収納委託料など
- ・システム委託料 子ども・子育て支援システム運用経費、入所選考システム運用経費など

※前年度との比較：保育所等に対する市バス運行委託の廃止、給付費等申請クラウドシステムの利用終了に伴う減額。

03020203 子ども・子育て支援給付事業

予算書P. 122

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,320,572	3,331,580	△ 11,008	
国庫支出金	1,583,798	1,569,162	14,636	子ども・子育て支援事業費負担金
県支出金	696,135	711,982	△ 15,847	子ども・子育て支援事業費負担金
地方債	0	0	0	
その他	200,915	191,430	9,485	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	839,724	859,006	△ 19,282	

【背景(なぜ始めたのか)】

女性の社会進出等に伴い家庭での保育が困難な児童が増加してきたことにより、児童福祉法に基づき適切な保育を提供するために実施してきた。平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、共通化された財政支援の仕組み(公定価格)に基づき、民間保育所等に対して保育に係る費用を給付し、保育を委託することとなった。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、子育てのための施設等利用給付が創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に対して、子どものための教育・保育給付費を支給する。また、幼稚園等の特定子ども・子育て支援施設に対して、子育てのための施設等利用給付費を支給する。

これにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、就労と子育ての両立ができる環境の整備と、幼児期の教育や保育の推進及び地域における子育て支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・子どものための教育・保育給付
市内の対象施設：保育所17か所、認定こども園2か所、新制度移行幼稚園2か所、小規模保育事業所5か所、事業所内保育事業所1か所、家庭的保育事業所1か所
- ・子育てのための施設等利用給付
市内の対象施設：新制度未移行幼稚園2か所、認可外保育施設1か所
預かり保育実施施設6か所(幼稚園4か所及び認定こども園2か所)
- ・乳児のための支援給付 市内保育所・幼稚園等の数か所で実施見込み
- ・幼稚園の副食費の実費徴収に係る補足給付助成金(新制度未移行幼稚園) 令和8年度対象者見込み50名
- ・多子世帯利用者負担軽減助成金(県補助事業) 令和8年度対象者見込み97名

※前年度との比較：令和8年度からこども誰でも通園制度(乳児のための支援給付)の開始。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,125	3,537	588	
国庫支出金	261	148	113	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,600	3,240	360	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	264	149	115	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様な保育需要に対応するための保育士等の人材が不足しており、市内では利用定員までの受入が困難な、または保育サービスの充実を図れない保育所が発生している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所が、定員まで児童を受け入れ、多様な保育サービスを十分行えるよう、新たな保育士等の人材確保や保育士等が長く働き続ける職場づくりを支援し、保育の質の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 新規採用保育士等就労助成金

市内民間保育所に新たに雇用された常勤保育士に対して、最大3年間まで助成金を支給する。

- ・対象：新規採用された常勤保育士（令和8年度30名見込み）
- ・金額：月額10,000円

2. 民間保育所等就職説明会（年1回）

新卒保育士及び潜在保育士を対象とした民間保育所等就職説明会を開催する。

- ・参加施設：市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設
- ・協力機関：ハローワーク常総、保育士養成校
- ・その他：周知費用は保育対策総合支援事業費補助金を活用

3. 市内保育施設の離職防止を図るための研修会（年2回）

保育士の離職防止を図るため、働きやすい職場の環境づくりに関する研修会を開催する。

- ・対象：市内保育施設（1回：施設長向け、1回：保育士向け）
- ・講師：民間研修事業者（委託）
- ・その他：委託費用は子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金を活用

※前年度との比較：就職説明会の周知費用として広告料を増額。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,780	15,515	△ 735	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	7,390	7,757	△ 367	1歳児保育事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,390	7,758	△ 368	

【背景(なぜ始めたのか)】

低年齢児の保育については、児童の安全確保のために手厚い保育が必要となるほか、保護者の育児休業からの復職に伴い、1歳児の保育需要が高まっている。このため、茨城県民間保育所等乳児等保育事業費補助金を活用し、民間保育所における1歳児保育に直接従事する保育士等の雇用に要する費用の補助を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

民間保育所に対して、1歳児保育に直接従事する保育士等の雇用に要する経費を補助することにより、安全な保育提供体制を確保し児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・補助基準額 各月初日における守谷市に居住地を有する1歳児数に基づき【月額5,000円×1歳児数】で算定した額の4月から3月までの合計額
- ・対象経費 1歳児保育に直接従事する保育士等の雇用に要する経費
- ・負担割合 県1/2 市1/2 (茨城県民間保育所等乳児等保育事業費補助金)

03020207 民間保育所運営費補助事業

予算書P. 122

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	40,555	56,967	△ 16,412	
国庫支出金	314	60	254	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	54	60	△ 6	実費徴収補足給付事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	40,187	56,847	△ 16,660	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法において市区町村は保育を必要とする児童の保育の実施が義務付けられている。市に代わりに保育を実施する民間保育所の保育の質の向上を図ることを目的に、平成7年度に民間保育所運営費補助金の交付を開始した。

また、年々増加する障がい児保育のニーズに対応するべく、民間保育所・幼稚園における障がい児保育の環境整備のため、令和5年度から保育所等障がい児保育事業費補助金の交付を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

民間保育所運営費補助金については、民間保育所の0歳児保育の充実を推進するため、0歳児保育に直接従事する保育士の人件費を補助し、保育の質の向上を図る。また、養成校学生の保育実習や高校生の職場体験の受入施設に補助金を加算することで、将来の保育人材の育成に資する取組を支援する。

保育所等障がい児保育事業費補助金については、障がい児保育従事者の人件費等を補助することで、民間保育所・幼稚園での障がい児の受入促進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 民間保育所運営費補助事業

- ・「基本分」…0歳児保育に直接従事する保育士の人件費を補助する。(月額12,000円×0歳児数)
- ・「加算分」…養成校学生の保育実習や高校生の職場体験を受け入れた施設に対して補助金を交付する。(養成校学生の保育実習:1名あたり20,000円/高校生の職場体験:1名あたり10,000円)

2. 障がい児保育事業費補助事業

施設型給付費等の算定における配置基準を超えて配置された障がい児保育従事者の人件費等を補助する。

- ・「基本分(障がい児)」…保育所等:月額32,200円×障がい児数、幼稚園等:月額10,000円×障がい児数
- ・「加算分(重度障がい児)」…保育所等:月額67,800円×障がい児数、幼稚園等:月額24,600円×障がい児数

3. 実費徴収補足給付事業

生活保護世帯等に対し、保育料とは別に徴収する行事や文房具等に要する費用の一部を補助する。

※前年度との比較:令和8年度以降の民間保育所運営費補助金の内容を抜本的に見直したことに伴う減額。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,413	20,472	△ 3,059	
国庫支出金	5,805	6,823	△ 1,018	一時預かり事業補助金
県支出金	5,805	6,823	△ 1,018	一時預かり事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,803	6,826	△ 1,023	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、一時的に保育所等における児童の保育が必要となった保護者のニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法において「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭において一時的に保育が困難になった児童を預かり、必要な保育を実施する。保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減や社会参加を支援するなど、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・一時預かり(一般型)

民間保育所において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として、事業に必要な人件費等の経費を補助する。(年間延べ利用児童数300人以上900人未満の場合:補助基準額 3,240,000円)

・一時預かり(幼稚園型)

幼稚園及び認定こども園において、年間延べ利用児童数により区分された日額に利用児童数を乗じた額を上限として、事業に必要な人件費等の経費を補助する。なお、市外児童の利用については、利用児童数に応じて市町村で按分する。(年間延べ利用児童数2000人超の場合:補助基準額は児童1人あたり日額 440円、ただし長期休業日の8時間以上の預かりの場合は日額 880円)

※前年度との比較:一般型の年間延べ利用児童数50人未満の場合は補助対象外に改正したことに伴う減額。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,670	17,120	△ 4,450	
国庫支出金	4,223	5,706	△ 1,483	延長保育事業補助金
県支出金	4,223	5,706	△ 1,483	延長保育促進事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,224	5,708	△ 1,484	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的な保育時間の延長という保護者ニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法において「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

民間保育所に委託し、保育標準時間を超えて児童を預かる延長保育を実施することで、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するとともに、保護者の就労と育児の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

延長保育を実施する民間保育所に対して、保育時間に応じた基準額の範囲内で要した費用を委託料として支出する。

- ・補助基準額（保育標準時間の保育所及び認定こども園の場合）
30分延長：年額600,000円、1時間延長：年額1,760,000円

※前年度との比較：令和6年度の実績に合わせて予算計上したことによる減額。

03020213 認証保育園委託事業

予算書P. 123

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	49,796	32,878	16,918	
国庫支出金	10,882	7,392	3,490	一時預かり事業補助金
県支出金	10,882	7,392	3,490	一時預かり事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	28,032	18,094	9,938	

【背景(なぜ始めたのか)】

認可保育所の申込みをしたが利用保留となった児童に保育の場を提供するため、平成14年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認証保育園（市認定の認可外保育施設1か所）に保育を委託し、認可保育所に利用保留となった市内在住の児童について、保育提供体制を確保して保護者の就労を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・認証保育園数 1か所
- ・委託見込数 令和8年度 延べ371人
- ・月額保育料 0歳児：25,000円、1歳児：25,000円、2歳児：20,000円、3～5歳児：幼保無償化のため0円
(同一世帯に該当児童が2人以上いる場合は、第2子は所定保育料の半額、第3子以降は無料)

※前年度との比較：令和7年度の実績に基づき算定したことによる増額。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,238	11,483	755	
国庫支出金	4,066	3,827	239	病児・病後児保育事業補助金
県支出金	4,066	3,827	239	病児・病後児保育事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,106	3,829	277	

【背景(なぜ始めたのか)】

病気回復期の児童について、保護者が仕事を休めない等のやむを得ない理由で家庭での保育や集団保育ができない場合の預け先を確保するため、次世代育成支援対策行動計画の中で、実施すべき必要な事業として位置づけられ平成22年度に事業を開始した。平成31年2月から、病後児のみでなく、病児（回復期に至らないが症状の急変が認められない児童）の受入を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

病気にかかり、回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育や家庭での保育が困難な児童を静養できる環境において一時的に預かることで、仕事を続けて休むことができない保護者等に対して、安心して就労等ができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・実施施設：すこやかルーム（運営：社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院）
守谷市松前台一丁目16番地6
- ・利用時間：月～金曜日 午前8時から午後6時まで 土曜日 午前8時から午後1時まで
（休業日：日曜日、祝日、年末年始12月29日～1月3日）
- ・利用料金：1日2,000円（5時間以内1,000円、1時間追加毎200円加算）
- ・定員：3人
- ・対象：生後6か月から小学校6年生までの守谷市に住所を有する病児・病後児であり、保育所等での集団保育が困難な状態で、保護者の勤務・傷病・事故・出産・冠婚葬祭等の都合により保育が困難な児童。

※前年度との比較：人件費高騰に伴い委託料を子ども・子育て支援交付金の基準額に基づき算定したことによる増額。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	75,600	50,526	25,074	
国庫支出金	27,651	25,263	2,388	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	47,949	25,263	22,686	

【背景(なぜ始めたのか)】

保護者が年度初めに育児休業を切り上げて復職することなく、育児休業満了後からの保育所入所を申し込むことが可能となるよう、守谷市では入所予約制を実施している。受入施設にとっては児童が入所するまでの期間は公定価格での給付がされないが、国が入所予約制の実施体制を整備するため、入所予約制により児童が入所するまでの期間に保護者との連絡調整等を行う保育士の人件費を補助する事業を実施しており、これを活用して受入施設に補助金を交付している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入所予約制の実施により、保育所の入所時期を年度初めに限ることがないため、保護者が育児休業を切り上げず最大限に取得することが可能となり、職場復帰に向けた保護者の不安解消と児童福祉の向上に繋がる。また、児童が入所するまでの期間の人件費を補助することで、施設における保育士の処遇改善も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・対象経費 保護者との連絡調整等を行う保育士の人件費（施設型給付費等の算定における配置基準を超えて配置されており、他の補助金の対象となっていないことが条件）
- ・補助基準額 1施設あたり 3,600,000円（ただし、当年度10月初日時点で0歳児が利用定員まで受入不可能な施設は 2,400,000円とする）
- ・国庫補助額 基準額：1施設あたり 2,406,000円、補助率：1/2（保育対策総合支援事業費補助金）

※前年度との比較：ここ数年で人件費が高騰しており公定価格も上昇している一方で、本補助金の補助基準額は制定された令和元年度から据え置きとなっており、施設側の経営面における負担が大きくなっていることから、令和8年度以降の補助基準額を見直したことに伴う増額。（見直し前は1施設あたり 2,406,000円）

〔こども未来部 土塔中央保育所 所管〕

03020401 土塔中央保育所運営事業

予算書P. 127

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	131,880	134,173	△ 2,293	
国庫支出金	0	300	△ 300	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,302	19,838	2,464	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	109,578	114,035	△ 4,457	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和38年に前身となる土塔保育所が開所。昭和56年に土塔中央保育所として現在の場所で開所することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、児童一人一人の発達過程に応じて保育を実施する。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

施設、設備の老朽化により、日常的に見回りや点検等の維持管理を行い、その都度、適切に対応していく。

- ・定員 122人
- ・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時



英語にふれよう わくわく English !

〔こども未来部 北園保育所 所管〕

03020402 北園保育所運営事業

予算書P. 130

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	117,918	114,581	3,337	
国庫支出金	0	676	△ 676	
県支出金	2,952	0	2,952	茨城県保育対策総合支援事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	18,364	18,216	148	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	96,602	95,689	913	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和52年に北園保育所が開所。その後、守谷東土地区画整理事業に伴い、平成9年に現在の場所へ移転した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、児童一人一人の発達過程に応じて保育を実施する。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育、医療的ケア児の受け入れを実施する。

施設・設備の老朽化により日常的に見回りや点検等の維持管理を行い、その都度、適切に対応していく。

- ・定員 94人
- ・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時



すもう大会(北園場所冬場所)

〔こども未来部 およこ保健課 所管〕

03010224 こども療育教室通園指導事業

予算書P. 104

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	697	5,900	△ 5,203	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	697	5,900	△ 5,203	障がい児通所支援事業費負担金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

発達に心配のある児童（小学生までの児童）に対する療育訓練や相談などの支援の場がなく、保護者からの強い要望により平成9年度から事業を開始した。法改正により、現在は就学前の児童を対象とした「児童発達支援事業」として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の発達に心配のある就学前の児童及び保護者で、児童発達支援の利用を希望する方を対象として、児童に日常生活における基本的な動作、知識・技能を身に付けさせ、集団生活に適応できるようにする。

また、相談や健診等により障がいを早期に発見し、相談を受けることで保護者の不安を軽減する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

親子で通園してもらい、以下のサービスを提供する。

- 「個別指導」：療育指導員と1対1で言語指導、認知学習などを実施する。
- 「相談業務」：発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談を行う。

04010210 乳幼児健康診査事業

予算書P. 147

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,448	10,699	3,749	
国庫支出金	3,667	3,543	124	母子保健衛生費補助金
県支出金	188	0	188	地域生活支援事業費等補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,593	7,156	3,437	

【背景(なぜ始めたのか)】

定期的な健康診査を通じて疾病や発育の異常を早期に発見し、適切な医療や支援につなげることを目的として開始したものである。乳児および1歳6か月児健診に加え、平成9年度に3歳児健診、令和元年度に聴覚検査の費用助成、令和6年度に1か月児健診を開始し、令和8年度には5歳児健診を開始する予定である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

新生児期、1か月児、4か月児（3～4か月）、1歳6か月児、3歳5か月児、5歳児およびその保護者を対象に、健康状態を確認し、疾病の早期発見・早期治療や健やかな発達の促進を図るとともに、育児支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

【集団健診】

3～4か月児健診：計測、内科・整形外科診察、保健指導を実施する。

1歳6か月児健診：計測、内科・歯科診察、フッ素塗布、保健指導を実施する。

3歳5か月児健診：計測、内科・歯科診察、フッ素塗布、尿検査、視力検査、保健指導を実施する。

5歳児健診：計測、内科診察、保健指導、教育・心理等の専門相談（問診票で支援必要な方対象）を実施する。

※各健診においては、育児不安の解消を目的として子育てアンケートを実施する。未受診者に対しては、電話連絡や再通知、訪問等により受診勧奨を行う。

【医療機関健診】

1か月児、9～11か月児および主治医が必要と判断した3～6か月児に対し、県内指定医療機関で各1回の健康診査を実施する。

【新生児聴覚検査】

入院中の新生児および産科医療機関の外来で実施する新生児聴覚検査の費用助成を行う。

<令和8年度健診予定対象者数>

(単位:人)

健診名	実施方法	対象者数
3～4か月健診	集団健診(年24回実施)	523
1歳6か月児健診	集団健診(年24回実施)	549
3歳5か月児健診	集団健診(年26回実施)	562
5歳児健診	集団健診(年6回実施)	580
1か月健診	個別健診(医療機関)	518
9～11か月健診	個別健診(医療機関)	550
新生児聴覚検査	個別健診(医療機関)	518

04010213 新生児訪問事業

予算書P. 148

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,723	19,151	572	
国庫支出金	9,349	9,065	284	子ども・子育て支援交付金
県支出金	5,032	4,881	151	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,342	5,205	137	

【背景(なぜ始めたのか)】

近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、出産後の母子が孤立しやすくなっている。こうした状況や権限移譲を背景に、市では平成9年度に新生児訪問、平成21年度に低体重児訪問、平成29年度には産後ケア事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳児期における疾病の早期発見や虐待予防を図り、健やかな成長を支援する。産婦については、母乳栄養の確立を促進するとともに、育児不安や産後うつなどの問題を抱える産婦が安心して子育てができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜乳児家庭全戸訪問（新生児訪問含む）＞

生後4か月未満の乳児と産婦に対し、保健師、助産師および委託助産師が1～2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。里帰り中の場合は、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。

＜産後ケア＞

出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とする者に対し、医療機関や助産院での宿泊・通所、または助産師による自宅訪問を通じて、乳房ケアや授乳指導、育児相談などの産後ケアを実施し、育児不安や負担の軽減を図る。

＜多胎妊産婦等支援業務＞

多胎妊産婦や多胎家庭に対し、ヘルパー等を派遣して日常の家事や育児の援助を行う。

04010214 妊産婦健康診査事業

予算書P. 148

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	69,297	81,943	△ 12,646	
国庫支出金	2,615	2,668	△ 53	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	66,682	79,275	△ 12,593	

【背景(なぜ始めたのか)】

母子保健法に基づき、妊娠中の母体および胎児の健康状態を適切に把握し、妊娠・出産に伴うリスクの早期発見と適切な対応を図ることを目的としている。平成9年度に妊婦健康診査の費用助成を開始し、平成30年度に産婦健康診査の費用助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診受診料（指定検査項目）の一部を公費で負担し、適正な受診を促進する。これにより、妊娠中毒症、貧血、糖尿病など妊娠中に発生する疾病の早期発見を図り、母体および胎児の健康確保を目指す。また、産後2週間および産後1か月の産婦に対しても、産後うつ等の予防を含む支援を強化するため、産婦健診受診料（指定検査項目）の一部を公費で負担する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

母子手帳交付時に妊婦（16回）および産婦（2回）健診の受診票を交付し、健診料の公費負担を実施する。適切な健康管理を促進する観点から、妊婦健診については出産までの公費負担を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,750	15,250	1,500	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,400	0	1,400	茨城県不妊治療費助成事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	15,350	15,250	100	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

不妊治療及び不育症治療に対し経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部助成を実施している。平成25年度から不妊治療、平成30年度から男性不妊治療、令和3年度から保険適用外の不育症治療にかかる費用の助成を開始した。令和4年度に不妊治療が保険適用となるが、保険の有無にかかわらず費用の一部助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不妊治療(体外受精・顕微授精)、不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返し生児を得られない場合に行われる不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不妊治療費助成は、保険適用・適用外にかかわらず、1回の治療につき5万円を上限に助成する。

また、不育症治療費助成は、保険適用外の検査または治療につき、1回あたり5万円を上限に、対象者一組に対し6回まで助成する。

〔都市整備部 都市計画課 所管〕

08040105 景観形成推進事業

予算書P. 176

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,836	3,652	1,184	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,166	1,363	△ 197	屋外広告物許可申請手数料
一般財源	3,670	2,289	1,381	

【背景(なぜ始めたのか)】

本市の景観形成事業は、平成16年の景観法制定を背景としている。豊かな水辺や緑を保全するとともに、良好な景観を創出するまちづくりを進める国の動向に呼応し、市は平成17年に「景観行政団体」となった。さらに都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め、良好な都市景観の形成を図ることを目的として、「守谷市景観計画」及び「守谷市景観法の施行等に関する条例」を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

良好な都市景観を守り、次世代に引継ぐため、市民等との協働により「守谷市景観計画」に即したまちづくりを進める。特に屋外広告物については、良好な景観を維持するため、「守谷市屋外広告物条例」に基づき適正に管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

良好な景観の形成を図るため、「守谷市景観計画」及び「守谷市景観法の施行等に関する条例」に基づき、一定の建築行為等の届出の受付、守谷市景観審議会の運営を行う。

屋外広告物については、システムを活用して市内全域を管理し、新規設置・継続申請の許可、違反広告物に対する是正指導を実施する。

また、緑豊かな街並み形成のため、生垣設置補助金を活用し、住宅への生垣設置を支援する。



屋外広告物是正前



屋外広告物是正後

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	128,497	128,884	△ 387	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	128,497	128,884	△ 387	貸店舗貸付料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅東口商業街区に魅力ある街並みを形成するため、平成21年7月にアワーズもりやを開業し「守谷駅前賑わい創出事業」を平成28年度まで実施した。その後、適切な施設管理を目的として、平成29年度より「アワーズもりや管理事業」に移行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

アワーズもりや敷地、建物について適切な管理を行う。具体的には、建物所有者や各棟の運営会社等と連携し、空き区画が生じた場合の新規入居者の募集・審査、入居済テナントのフォロー、建物の修繕管理等を実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

アワーズもりや建物について、市は所有者である三菱HCキャピタル(株)と契約し、平成21年7月より20年間の貸借を受けている。商業施設管理者(大和ハウスリアルティマネジメント(株))、医療施設賃貸者((株)エー・ディー・パートナーズ)、駐車場賃貸者(三井不動産リアルティ(株))にそれぞれ転貸等を行い、商業施設、医療施設、立体駐車場・駐輪場の適正な管理を進めている。



アワーズもりや

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	126,119	105,297	20,822	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	126,119	105,297	20,822	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成8年度に福祉循環バスを運行開始後、平成13年度からコミュニティバスに移行し、その後、路線バスとコミュニティバスの連携強化のため、守谷市地域公共交通活性化協議会を主体として公共交通の見直しに取り組み、平成22年度からモコバスの運行を開始した。

また、高齢者等の交通弱者への対応を図るため、令和元年度の実証実験を経て、令和2年度からデマンド乗合交通の本格運行を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷市地域公共交通計画」に基づき、「いきいきとした快適な暮らしを長く支える持続可能な公共交通」の構築を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市地域公共交通計画」に基づき、守谷市地域公共交通活性化協議会へ負担金を支出し、鉄道・路線バスを補完し、将来にわたり持続可能な公共交通網を構築するため、コミュニティバス及びデマンド乗合交通を運行する。

今年度は、バス交通空白地の解消等を目的として昨年度より開始したモコバス「高野・同地・赤法花循環ルート」の実証運行を継続して行う。さらに、新たな移動手段の導入等を含め、実効性のある地域公共交通の再構築に向けた調査・検討を進め、その指針となる「第2次守谷市地域公共交通計画」を策定する。



モコバス(守谷市コミュニティバス)



デマンド乗合交通

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,173	3,679	△ 2,506	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,173	3,679	△ 2,506	

【背景(なぜ始めたのか)】

全国的に少子高齢化等による人口減少により空家等は増加傾向となっている。平成27年5月26日の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行により、次世代への有効な資産として引き継ぐために空家化の予防、空家利活用の促進及び管理不全空家等の解消の施策が必要となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空家等に関する施策を実施し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全と空家等の活用を推進し、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制に向けた周知や適正な管理に関する意識向上、空家バンクによる空家等の流通の促進を行う。さらに、空家等対策協議会に対し、特定空家等の認定について諮問等を行い、助言や指導、勧告等の必要な措置を進める。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,448	3,615	△ 167	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,448	3,615	△ 167	

【背景(なぜ始めたのか)】

「第二次守谷市緑の基本計画」及び「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づき、緑豊かな生活環境の形成を図り、健康で明るく住みよい市民生活の確保に寄与する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」の規定に基づき、所有者等の協力を得て、緑豊かな自然環境を形成している区域を保存緑地として、貴重な樹木を保存樹木として指定することにより、地域的美観維持を図る。

また、令和3年に策定された「第二次守谷市緑の基本計画」において緑化重点地区に設定されている守谷野鳥のみち周辺地区については、所有者と借地契約を締結し、現在の自然環境を保持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

引き続き保存緑地、保存樹木の維持と指定を推進するとともに、指定を受けた所有者に対し、保全と緑化推進に要する費用の一部を助成する。守谷野鳥のみち周辺(愛宕谷津)地区の借地事業については、借地契約内容の見直し等も含め、より効果的に自然環境を保全するための施策を検討する。



保存緑地と愛宕谷津

08040501 新守谷駅周辺土地区画整理事業

予算書P. 184

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	183,543	108,190	75,353	
国庫支出金	70,760	37,708	33,052	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	91,000	63,000	28,000	新守谷駅周辺土地区画整理事業債
その他	21,783	7,482	14,301	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

新守谷駅周辺は、都市計画マスタープランで副次拠点に位置付けられており、商業、住宅、工業・流通業務等、地域を支える複合用途を集積する方針となっている。令和2年には地権者が土地区画整理組合設立準備会を発足し、組合施行の土地区画整理事業によるまちづくりを計画している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

面的に公共施設を整備することにより都市基盤を強化し、健全な土地利用を誘導することができる。また、居住環境、利便性、防災性等も向上するため地域経済の活性化につながり、魅力あるまちが形成される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

新守谷駅周辺土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合に対し、土地区画整理事業に併せて整備する新守谷駅周へのアクセス道路、電線類の地中化などの公共施設整備費用の負担を行い、事業が円滑に推進するように支援する。

〔都市整備部 建設課 所管〕

08020102 橋梁長寿命化修繕事業

予算書P. 171

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	305,956	7,067	298,889	
国庫支出金	139,150	2,750	136,400	道路メンテナンス事業補助(橋梁長寿命化)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	166,806	4,317	162,489	

【背景(なぜ始めたのか)】

今後、老朽化する橋梁等の道路構造物が増大していくことを踏まえ、道路管理者の責任による点検・診断・措置・記録というメンテナンスサイクルを確立することで、道路構造物を健全な状態で保つことが求められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策に政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

常磐自動車道をまたぐ橋梁を含む市内63橋について、橋梁長寿命化計画に基づき点検と修繕工事を実施する。
令和8年度の主な内容

- ・ 橋梁修繕設計業務 (御所台歩道橋、山王歩道橋)
- ・ 橋梁点検業務 (今城橋、駅前歩道橋、素住台歩道橋、後田歩道橋、深田歩道橋)
- ・ 橋梁修繕工事 (北守谷歩道橋、幸福橋)

設計箇所①御所台歩道橋



設計箇所②山王歩道橋



工事箇所①北守谷歩道橋



工事箇所②幸福橋



08020105 道路改修事業

予算書P. 172

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	68,354	189,232	△ 120,878	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	68,354	189,232	△ 120,878	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が道路を安全に通行できるよう、常時良好な状態に維持するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

主要道路等の安全性や快適な走行性を確保するとともに、沿線の住宅等への騒音や振動を抑制するために老朽化した道路舗装を改修する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

ひび割れや段差等による老朽化した主要道路等を改修する。

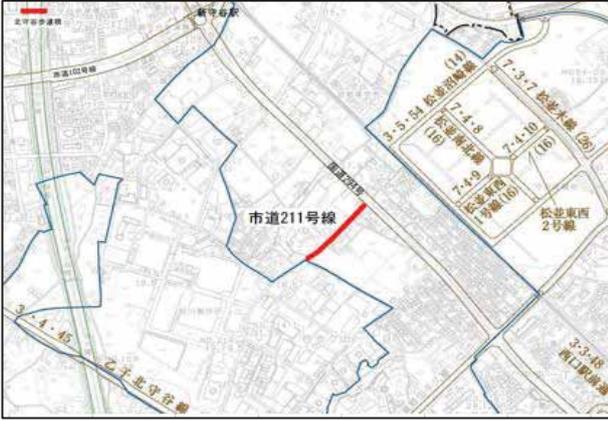
令和8年度は、市道211号線ほか3路線の舗装打ち換え及びみずき野地内の歩道改修を行う。

令和8年度施工箇所一覧

(単位：千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道211号線舗装修繕工事 (百合ヶ丘地内)	11,561	切削、表層工 (1層) L=160m、施工幅員W=7m
②	市道4026号線舗装修繕工事 (野木崎地内)	16,357	オーバーレイ (1層) L=380m、施工幅員W=7.6m
③	市道4280号線舗装修繕工事 (松ヶ丘地内)	21,351	切削オーバーレイ (1層) L=190m、施工幅員W=6m
④	市道4650号線舗装修繕工事 (美園地内)	12,892	切削オーバーレイ (1層) L=150m、施工幅員W=10m
⑤	市道3516号線舗装修繕工事 (みずき野地内)	5,027	歩道部分補修 L=400m、施工幅員W=2m

工事箇所①市道211号線(百合ヶ丘)



工事箇所②市道4026号線(野木崎)



工事箇所③市道4280号線(松ヶ丘)



工事箇所④市道4650号線(美園)



工事箇所⑤市道3516号線(みずき野)



【施工例】

舗装修繕が完了した市道101号線(松前台)



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	405,910	542,616	△ 136,706	
国庫支出金	783	35,000	△ 34,217	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	241,006	195,229	45,777	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	164,121	312,387	△ 148,266	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の拡幅改良整備を求める意見や要望に対応するため(道路排水施設含む)。

幅員が4m未満の未整備な市道について、緊急車輛の円滑な通行と居住環境の向上を図る必要があったため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活に密着した道路を拡幅整備することにより、緊急車輛を円滑に通過させるとともに、交通の利便性及び居住環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

幅員が4m未満の市道の拡幅及び道路排水の改善を図るために、用地買収、補償、設計、工事を計画的に実施する。

令和8年度は、道路の拡幅・改良工事3路線、市道102号線の歩道のバリアフリー化工事、南守谷地区の歩行者専用道路における段差解消工事15か所のほか、拡幅整備要望箇所の整備に必要な測量・設計等を行う。

令和8年度施工箇所一覧

(単位:千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道6008号線 道路改良工事 (大木地内)	241,006	道路改良 L=630m、W=10.9m
②	私道寄付路線 道路改良工事 (百合ヶ丘地内)	8,767	道路改良 L=50m、W=4m
③	市道2476号線外 道路改良工事 (立沢地内)	43,670	道路改良 L=200m、W=4m
④	市道102号線 道路改良工事 (久保ヶ丘地内)	20,130	歩道バリアフリー化 L=200m、W=7m
⑤	市道4464号線 段差解消 (南守谷地区)	7,788	歩道取付部段差解消 N=15か所

工事箇所①市道6008号線(大木)



工事箇所②私道寄付路線(百合ヶ丘)



工事箇所③市道2476号線外(立沢)



工事箇所④市道102号線(久保ヶ丘)



工事箇所⑤南守谷地区



【施工例】道路改良が完了した市道3195号線(本町)



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	713,633	0	713,633	
国庫支出金	14,500	0	14,500	ICアクセス道路補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	589,000	0	589,000	スマートIC整備推進事業債
その他	110,133	0	110,133	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道守谷サービスエリア周辺で新たに計画されている土地区画整理事業や(仮称)守谷市総合公園整備による地域活性化のため、守谷サービスエリアから直接乗り降りが可能となるスマートインターチェンジ設置への期待が高まったため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

スマートインターチェンジの設置により、新たな企業誘致による地域経済の活性化や物流の効率化、市内の渋滞箇所の回避による観光施設へのアクセス時間の短縮、災害時における周辺自治体との連携強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

(仮称)守谷サービスエリアスマートインターチェンジの早期開通に向けて、県や高速道路会社と緊密に連携しながらスマートインターチェンジアクセス道路の整備を計画的に進める。

令和8年度は、主にスマートインターチェンジ関連橋台整備工事及び用地買収を行う。

工事箇所 スマートインターチェンジ関連橋台整備工事



用地買収予定地



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	241,636	497,665	△ 256,029	
国庫支出金	13,200	22,550	△ 9,350	社会資本整備総合交付金(防災安全)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	16,000	△ 16,000	
その他	228,436	459,115	△ 230,679	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全性の向上を図るため、守谷駅を中心とした環状形の道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

本町地内の国道294号から守谷小学校付近までの整備を進める。

令和8年度は、引き続き用地買収と物件補償を実施し、用地買収が完了した区間の工事を行う。

工事箇所(本町)



【施工例】一部整備が完了した坂町清水線(本町)

(関東鉄道常総線向原踏切付近から国道294号方面)



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,791	7,797	5,994	
国庫支出金	7,139	2,750	4,389	社会資本整備総合交付金(防災安全)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,652	5,047	1,605	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺へのアクセス向上及び渋滞緩和を図るため、守谷駅と市役所周辺を結ぶ都市計画道路として決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和8年度は、国道294号守谷駅入口交差点から長龍寺西門付近までの不動産鑑定及び補償等調査を行う。

業務箇所(百合ヶ丘)



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	208,686	80,666	128,020	
国庫支出金	87,450	28,160	59,290	社会資本整備総合交付金(防災安全)
県支出金	0	0	0	
地方債	63,000	20,000	43,000	みずき野大日線整備事業債
その他	58,236	32,506	25,730	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全性の向上を図るため、守谷駅東側の南北を結ぶ都市計画道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

都市計画決定されたみずき野大日線(全延長1,250m 幅員16m)について、平成27年度に守谷駅周辺土地区画整理事業区間から坂町清水線の交差点部までの464m区間の事業認可を取得し、物件移転が完了した箇所から工事を行う。

令和8年度は、坂町公民館付近の工事を行う。

工事箇所(本町)



【施工例】一部整備が完了したみずき野大日線(本町)



〔都市整備部 管理課 所管〕

08010102 道路管理事業

予算書P. 168

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	59,220	79,391	△20,171	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	59,220	79,391	△20,171	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の適切な維持管理を図るため、道路法により道路台帳の調製、保管及び閲覧に供することが定められているため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

道路台帳及び道路境界確定図書ファイリングシステムの更新により、最新の市道の現況を的確に捉え、維持管理を適切に行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内全域において、新設改良、拡幅改良、維持補修等を実施した路線の構造、区域、道路施設等、道路管理に必要な事項の道路台帳補正や測量業務のほか、道路照明や道路標識などの道路小規模付属物を適正に管理するための台帳作成、点検業務を行う。

＜令和8年度の実施業務委託＞

- ・道路台帳補正業務 17,409千円
- ・境界確定図書ファイリングデータ作成・更新業務 5,240千円
- ・道路照明点検調査業務 15,367千円

08020101 道路補修事業

予算書P. 170

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	87,574	97,244	△9,670	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	36,599	36,513	86	道路等占用料
一般財源	50,975	60,731	△9,756	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が道路を安全に通行できるよう、常時良好な状態に維持するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般交通に支障を及ぼさないように道路の維持及び修繕を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

道路清掃・路肩除草及び道路排水施設の清掃等を行う。また、道路状況が悪化した箇所の補修や道路沿線の除草を行う。

<令和8年度の主な業務委託>

- ・排水側溝清掃業務 7,452千円
- ・清掃土砂処分業務 5,616千円
- ・市道草刈業務 52,221千円

08020103 交通安全施設整備事業【ガードレール外側線等】

予算書P. 172

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,166	6,709	△ 543	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,748	3,613	135	交通安全対策特別交付金
一般財源	2,418	3,096	△ 678	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の危険箇所等における歩行者や車両の交通事故等の減少を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全施設の新設・維持及び改善を図り、交通の安全性を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

交通安全施設工事(ガードレール、車止め、区画線等設置)を実施する。



施工前



施工後

【施工例】区画線の引き直しを実施した市道

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,103	72,308	△ 7,205	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	65,103	72,308	△ 7,205	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年のつくばエクスプレス開業に合わせ、自由通路等の維持管理を行い、歩行者動線の確保及び利便性向上を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅の自由通路等を維持管理し、利用者が安全で快適に利用することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自由通路、公衆用トイレの清掃委託、エレベーター、エスカレーター保守点検委託、昇降機の修繕工事を実施する。

<令和8年度の主な業務委託>

- ・自由通路清掃委託 4,232千円
- ・公衆用トイレ清掃委託 4,114千円
- ・昇降機保守点検業務 11,311千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)
- ・自由通路設備修繕工事 37,290千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	79,026	53,309	25,717	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	332	332	0	調整池占用料
一般財源	78,694	52,977	25,717	

【背景(なぜ始めたのか)】

開発等により増大する雨水流量を調整し、下流域での洪水による影響を防止するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

調整池及び水路の草刈り、補修工事等の維持管理を適切に行い、調整池機能を維持するとともに、周辺環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

調整池の機能を維持するため、汚泥清掃及び除草を行う。

<令和8年度の主な業務委託・工事>

- ・ひがし野プロムナード水路植栽管理委託 4,103千円
- ・乙子高野排水路除草業務 3,154千円 (24,180m²=8,060m²×3回)
- ・みずき野第2調整池除草業務 7,412千円 (77,421m²=25,807m²×3回)

- ・もりや工業団地内調整池除草業務 2,629千円 (15,735㎡=5,245㎡×3回)
- ・ひがし野プロムナード水路除草業務その1 13,655千円 (134,100㎡=44,700㎡×3回)
- ・ひがし野プロムナード水路除草業務その2 14,832千円 (152,400㎡=50,800㎡×3回)
- ・百合ヶ丘二丁目雨水排水路除草業務 938千円 (2,850㎡=950㎡×3回)
- ・松並青葉第3調整池(通路・池内)除草業務 627千円 (1,318㎡=850㎡×1回+156㎡×3回)
- ・大柏地内水路草刈業務 83千円 (90㎡=30㎡×3回)
- ・混合土砂処分委託 23,760千円
- ・みずき野第一調整池内浚渫工事 7,505千円



【施工例】プロムナード水路除草
施工中



【施工例】プロムナード水路除草
施工後

08040205 公園維持管理事業

予算書P. 180

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	653,075	580,725	72,350	
国庫支出金	0	5,660	△ 5,660	
県支出金	9,960	6,938	3,022	南北守谷運動公園管理委託金
地方債	0	0	0	
その他	120,155	9,660	110,495	ふるさとづくり基金繰入金、せせらぎの小路維持管理委託費
一般財源	522,960	558,467	△ 35,507	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が緑豊かでレクリエーションやスポーツの場として利用することができるようにするため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

宅地開発等により整備された公園内の施設や植栽等を適切に維持管理し、市民の憩いの場として、いつでも安心して楽しく利用できるよう維持管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園内の植栽の管理を委託し、維持・管理する。

公園内の施設を適切な状況で利用できるように維持・管理する。

<令和8年度(2026年度)の主な業務委託>

- | | | | |
|----------------|----------|----------------|----------|
| ・1工区(久保ヶ丘地区外) | 33,374千円 | ・2工区(松前台地区外) | 41,470千円 |
| ・3工区(薬師台地区外) | 40,964千円 | ・4工区(御所ヶ丘地区外) | 52,789千円 |
| ・5工区(薬師台地区外) | 44,946千円 | ・6工区(松ヶ丘地区外) | 46,365千円 |
| ・7工区(けやき台地区外) | 46,706千円 | ・8工区(みずき野地区外) | 72,490千円 |
| ・9工区(美園地区外) | 28,853千円 | ・10工区(ひがし野地区外) | 51,832千円 |
| ・11工区(百合ヶ丘地区外) | 5,566千円 | ・12工区(松並青葉地区外) | 17,853千円 |
| ・四季の里公園 | 60,346千円 | ・せせらぎの小路 | 13,398千円 |



【施工例】公園樹木消毒作業



【施工例】公園寄せ植え刈込作業

08040206 公園施設改修事業

予算書P. 181

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	78,100	20,108	57,992	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	78,100	20,108	57,992	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が、安全・安心に公園施設を利用できるように、不具合のある公園施設を対象に改修を実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

老朽化や不具合のある公園施設の改修を長寿命化計画により計画的に実施し、市民が安全で快適に利用できるような取り組み。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園施設の不具合により、地域から要望のある公園施設を計画的に改修していく。
遊具のある公園については、長寿命化計画に則り、費用の平準化を図り計画的に改修していく。

<令和8年度の事業>

- ・星の広場改修工事 30,800千円
- ・天の川公園改修工事 47,300千円



【現状】天の川公園:調整池状況



【現状】星の広場:芝生地状況

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,110	12,340	1,770	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	14,110	12,340	1,770	

【背景(なぜ始めたのか)】

市と市民のパートナーシップにより協働のまちづくりの推進を図るため、平成14年度に守谷市公園等里親事業実施要綱及び平成17年度に守谷市公園等維持管理団体助成金交付要綱を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民や団体等による年間を通じた公園等の管理及び緑化について協働のまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園等維持管理団体助成事業は、公園等の維持管理を行う参加団体に助成し、年間を通し公園等を良好に管理してもらう。

公園等里親事業は、公園や植樹樹等の里親団体に、花苗や用品及び用具の提供等必要な支援を行い、環境美化や緑化の推進をしてもらう。

- ・公園等維持管理団体：17団体
- ・公園等里親団体：74団体



公園等里親団体による植栽管理

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,617,042	525,016	1,092,026	
国庫支出金	506,160	219,378	286,782	社会資本整備総合交付金(公園)
県支出金	0	0	0	
地方債	630,000	180,000	450,000	総合公園新設事業債
その他	480,882	125,638	355,244	都市公園使用料、都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和4年4月から東京ヤクルトスワローズ2軍施設進出に向けた協議を進め、令和5年11月10日に「東京ヤクルトスワローズファーム施設に関する基本協定書」を守谷市・ヤクルト本社・ヤクルト球団・茨城県の四者で締結した。また、市内の公園施設の課題として、日常的に利用できる公園や健康増進を目的とした公園が不足していること、屋内スポーツができる環境整備が必要であることから、2軍球場等を併設した総合公園の整備検討を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の誰もが日常的に訪れ、憩い、交流、健康増進等を総合的に享受できる環境整備を目的とする。なかでも、インクルーシブな環境を核としながら、子育て世代を含む多様な利用者が集うことができる場の創出を目指す。さらに、市内で初めての広域避難場所となる防災公園としての機能を備えることも計画する。また、本公園を整備することで、緑の基本計画で目標としている都市公園面積(12㎡/人)を達成する見込みである。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度に総合公園事業用地を市と市土地開発公社により買収した後、公園設置許可のもとでヤクルト本社発注によりヤクルト2軍施設建設工事(令和9年2月完成予定)が進められている。ヤクルト2軍施設を除くエリアについては、令和7年度から稲戸井調節池の建設発生土を利用した盛土工事を実施しており、令和8年度に調節池整備及び市土地開発公社から約3万㎡の用地買戻しを予定している。

また、公園施設整備については、令和6年度に民間事業者の創意工夫と専門的ノウハウを活かすための官民連携手法の導入調査を実施した結果、官民連携により整備することの有益性が確認できたことから、公園整備事業者の選定に向けて、令和7年度に募集要項等を公表し、令和8年度に優先交渉権者との事業契約を締結する計画である。



ヤクルト2軍施設 完成イメージ



プレロード盛土工事

08050101 市営住宅管理事業

予算書P. 185

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	31,324	6,147	25,177	
国庫支出金	9,000	0	9,000	社会資本整備総合交付金(地住交)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,324	6,147	16,177	薬師台市営住宅使用料(現年度分)
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

住宅困窮者に低廉な家賃で住宅の供給をする目的で、昭和60年から建設（昭和63年度に全6棟概成）された市営住宅の良好な住環境を確保するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設（管理戸数66戸）の維持補修、入居者管理（入退去、収入調査など）等を（一財）茨城県住宅管理センターに委託し、省力化を図りながら、適切に市営住宅の維持管理を行う。

＜令和8年度の主な事業＞

- ・市営住宅管理委託 5,465千円
- ・市営住宅長寿命化計画更新業務 23,980千円
- ・市営住宅階段手摺取付工事 1,158千円

08060101 国土調査事業

予算書P. 186

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	59,853	44,886	14,967	
国庫支出金	15,365	22,530	△ 7,165	地籍調査事業費補助金
県支出金	7,682	11,265	△ 3,583	地籍調査事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	36,806	11,091	25,715	

【背景(なぜ始めたのか)】

官民境界の明確化及び課税の適正化並びに公平化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録することにより、官民境界の明確化、課税の適正化、公平化が図られる。また、災害時においても迅速に境界を復元することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地の公図、所有者、地番、地目などの一筆調査をし、境界の位置を確定する一筆地測量を行い、地籍図、地籍簿を作成する。その後、閲覧・認証したのち法務局に送付する。

(本町Ⅱ地区) 3年目

- ・地籍図、地籍簿作成
- ・閲覧、承認
- ・法務局へ送付

(本町Ⅲ地区) 2年目

- ・境界現地立会い
- ・地籍図根三角測量
- ・細部図根点測量
- ・一筆地測量

(本町Ⅳ地区) 1年目

- ・一筆地調査

〔教育委員会 学校教育課 所管〕

10010201 学校教育総務事務

予算書P. 191

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	192,912	70,133	122,779	
国庫支出金	1,894	0	1,894	校内教育支援センター支援員配置事業補助金
県支出金	15	14	1	学校基本調査
地方債	0	0	0	
その他	58,870	0	58,870	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	132,133	70,119	62,014	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法第5条により、学校の設置者は設置する学校を管理し学校経費を負担することとされているため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童生徒が等しく教育を受けるための基礎的情報管理を行うとともに、学校運営及び教職員の健康保持増進について支援し、安定した教育の振興を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小中学校が安定して学校運営できるよう、各校に1台ずつ配備されている青色パトロール車管理や学校行事(校外学習・プール授業)のための貸切バス手配等のほか、教職員の健康保持のためメンタルヘルス健康調査等を行っている。

令和8年度は、水泳授業民間委託の対象学年を小学校の全学年に拡大し、児童のより一層の泳力向上と教職員の負担軽減を図っていく。また、これまで教育指導課で予算計上していた、学校や総合教育支援センターに勤務する会計年度任用職員(学校看護師、若手教員研修指導員、スクールソーシャルワーカー、校内フリースペース支援員並びに総合教育支援センター相談員、検査員及び一般事務員)の人件費(労務管理)を学校教育課で一括管理し、事務の効率化を図る。

10010203 小中学校適正配置事業

予算書P. 194

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	159,933	127,132	32,801	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	165,488	127,132	38,356	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	△ 5,555	0	△ 5,555	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成20年以降の全国的な少子化傾向を鑑み、国は、学校設置者に対して地域の実情に応じた学校規模適正化の検討を求めている。本市においても、市全体の学校を、中長期的に適正規模で持続させることを目的として、令和6年度に守谷市立小中学校適正配置基本方針を策定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

学校間での児童生徒数の偏在状況を是正し、中長期的に市内小中学校が適正規模で推移することを目指す。これにより、市内いずれの学校でも最適な学習環境を子どもたちに提供することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市立小中学校適正配置基本方針に基づき、過大規模校対策を実施し、子どもたちのより良い教育環境確保を図る。併せて、市内児童生徒数の推計を行い、その結果を基に小中学校を中長期的に適正規模で推移させるための対応策を通学区域審議会で審議する。

<令和8年度の取組>

- ・市立小中学校適正配置基本方針の周知
- ・黒内小学校通学路の安全対策
- ・特定地域選択制度によるスクールバス運行
- ・通学区域審議会の開催（市内小中学校状況報告）
- ・黒内小学校適正化策について検討（通学区域審議会・部会）

10020101 小学校管理事務

予算書P. 206

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	382,372	233,662	148,710	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	100,479	1,793	98,686	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	281,893	231,869	50,024	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法第5条により、学校の設置者はその設置する学校を管理し、その学校の経費を負担することとされており、学校設置当時からの経費で光熱水費等を支出するもので、学校を運営していく上で必要な事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校において、全ての児童が安全で快適に学習できる教育環境の維持を図り、健やかな成長の一助とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

非常勤職員（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）及び会計年度任用職員（学校介護補助員、学校用務員、学校給食配膳員、小学校学習支援ティーチャー、教科担任教職員）の報酬等、各種消耗品、光熱水費、通信運搬費、土地賃借料、災害共済掛金等の支出をする。

令和8年度は、これまで教育指導課で予算計上していた、学校に勤務する会計年度任用職員（小学校学習支援ティーチャー及び教科担任教職員）の person 費（労務管理）を学校教育課で一括管理し、事務の効率化を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,930	25,962	△ 32	
国庫支出金	2,832	2,643	189	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	23,098	23,319	△ 221	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 要・準要保護児童就学援助費 経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、児童の就学機会を確保する。
- 2 特別支援教育就学奨励費 特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 要・準要保護児童就学援助費
要保護に該当する児童の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する児童の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学児童学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費、PTA会費、学校病治療のための医療費の支給を行う。
- 2 特別支援教育就学奨励費
特別支援学級に在籍する児童の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需用額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学児童学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費の奨励費支給を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	546,954	32,450	514,504	
国庫支出金	48,234	0	48,234	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	342,000	0	342,000	松前台小学校校舎改修事業債
その他	156,720	32,450	124,270	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成元年度建築の校舎であり、経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年度は老朽化した校舎の改修工事の実施設計を行い、令和8年度から2か年を掛けて（令和10年3月完了予定）、仮設校舎を使用しながら、校舎の改修工事を実施する。

【建物の概要】

- 住 所 守谷市松前台二丁目16番地
- 構 造 鉄筋コンクリート3階建て
- 床面積 4,782.58㎡
- 工 期 令和8年9月から令和10年3月（予定）
- 内 容 屋根・外壁改修、内壁・天井・床更新、空調撤去・再設置、照明LED化等



松前台小学校校舎外観



廊下床 劣化状況

10030203 中学校就学援助事業

予算書P. 218

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,750	26,296	1,454	
国庫支出金	1,961	1,547	414	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	25,789	24,749	1,040	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 要・準要保護児童就学援助費 経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、生徒の就学機会を確保する。
- 2 特別支援教育就学奨励費 特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する生徒の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する生徒の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、部活動費、学校給食費、オンライン学習通信費、PTA会費、学校病治療のための医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する生徒の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需用額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学生徒学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費の奨励費支給を行う。

〔教育委員会 生涯学習課 所管〕

03020111 児童クラブ運営事業

予算書P. 116

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	376,936	366,488	10,448	
国庫支出金	61,452	51,797	9,655	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
県支出金	61,452	51,797	9,655	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
地方債	0	0	0	
その他	54,533	52,680	1,853	児童クラブ入所負担金
一般財源	199,499	210,214	△ 10,715	

【背景(なぜ始めたのか)】

共働き家庭の増加する中、就労支援対策として、平成4年9月仲町(現守谷小学校)児童クラブの開設をスタートに、平成5年に北守谷(現御所ヶ丘小学校)児童クラブ、平成7年に南守谷(現松ヶ丘小学校)児童クラブを開設し、平成8年度から平成12年度までの間に全小学校に児童クラブを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放課後帰宅しても、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、安全・安心な居場所を確保し、保育の質の向上に努め、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公設クラブは民間事業者に運営を委託し、小学校内の専用室で児童を預かり、放課後子ども教室と連携して一体的な活動プログラムを提供する。黒内小学校の児童増加に伴う特定地域選択制度や学校の適正配置計画に対応し、公設及び民設クラブの支援、部屋数の確保により待機児童ゼロを継続する。また、公設クラブの新設や大規模改修は、財政面の抑制が求められる中で難しい現状にあり、持続可能な運営体制の確立が課題である。これに対応し、既存の学校施設を放課後に有効活用する「タイムシェア型」の施設利用を推進し、安全かつ効率的な放課後の居場所づくりを進めていく。

1. 公設児童クラブ

[運營業務委託] (株)アンフィニ

[委託期間] 令和7年4月1日～令和12年3月31日5年間

2. 民設児童クラブ

[運営補助対象] (株)ウェルビー、(社)明岳会、(株)こどもbeing

[補助期間] 令和8年4月1日～令和9年3月31日 単年



児童クラブ室の様子



室内遊びで作成した子どもたちの作品

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,190	7,203	6,987	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	14,190	7,203	6,987	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が行う芸術文化活動の自主性・創造性を尊重し、その活動を促進するとともに、各団体等の相互の連携・協力の機会提供を通して、担い手の育成及び市における総合的な芸術文化振興の推進を目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民やサークル・団体等に芸術文化活動の発表の機会を提供するとともに、昭和52年に設立された「守谷市文化協会」に対する補助事業、県主催のアーカスプロジェクトへの参画や守谷市美術作家展の開催を通して、市民が身近に芸術文化に触れることができる環境の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 守谷市芸術祭(市文化協会と共催)

もりりん中央(中央公民館)を主会場に、美術展、若い芽のコンサート、ふれあい茶会、芸能祭を開催する。

2. 守谷市美術作家展(年1回)

市民交流プラザギャラリーを会場に、郷土に根付く美術作家による作品展を開催し、芸術鑑賞の機会を提供する。

3. 市文化協会の活動支援

補助金を支出することで、芸術文化活動を通して、市の発展と市民の文化交流に努める市文化協会の活動を支援する。また、令和8年度は「小中学生美術展」をはじめ、50周年記念事業の開催を支援する。

4. アーカスプロジェクトへの参画(事務局：県)

高野小学校への移転に伴い、負担金を支出することで環境整備と制作支援を行う。これにより、アーティスト・イン・レジデンスの活動発表会や市民向けアートイベント(地域プログラム)に加え、学校と連携したアートプログラムを実施する。



美術作家展ギャラリートーク



招へいアーティストとアーカスボランティアの交流

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	89,793	70,154	19,639	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	9,481	9,070	411	運動部活動地域連携再構築委託金
地方債	0	0	0	
その他	8,502	10,094	△ 1,592	教育文化振興基金繰入金
一般財源	71,810	50,990	20,820	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年3月、国から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、地域との連携を含む学校部活動の見直しが言及された。これを受け、県が策定した「部活動の運営方針」をもとに、令和5年1月から休日の中学校部活動地域移行等に向けた実証事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国(スポーツ庁・文化庁)が示す令和5年度から令和7年度の改革推進期間内を目途に、教職員の働き方改革を推進するとともに、子どもたちがスポーツ・文化等、一人ひとりのニーズや志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安全・安心に活動できる環境づくりを進める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

中学校の休日部活動の管理・運営を一般社団法人守谷市スポーツ協会に委託し、全54部活動の半数を目標に地域連携を推進することで、生徒がより充実した活動を行える環境の整備を目指す。

地域クラブ活動の推進や休日の学校部活動における地域連携の強化を図るとともに、地域クラブ認定制度や各種支援制度、クラウドファンディングを通じた資金調達の仕組みなどを活用し、誰もが参加しやすい環境を構築する。関係機関一体での推進体制も構築し、部活動の地域展開を実現する。

[守谷スポーツ・文化クラブ(MSCC)登録指導者による休日指導] 25部活動(令和8年1月現在)



休日の地域指導者(MSCC登録)による活動

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,279	56,298	△ 19	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	13,143	21,592	△ 8,449	放課後子供教室推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	5,350	5,816	△ 466	放課後子ども教室事業保護者負担金
一般財源	37,786	28,890	8,896	

【背景(なぜ始めたのか)】

子どもたちに関わる重大事件の発生等の青少年の問題行動の深刻化、地域や家庭の教育力の低下等の課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の方々の協力を得て、平成19年度から小学校の教室等を活用して子どもたちが安心して活動できる居場所を提供している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校の施設を活用して、地域住民の参画を得て、子どもたちに安全な放課後の活動場所を提供する。子どもたちの自主的な活動(学習・遊び等)を通して、幅広い世代との関係を構築し、豊かな放課後の環境づくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

運營業務を民間事業者に委託し、児童クラブと一体型の運営を行う。小学校の校庭・体育館・特別教室等を活用し、プランマネージャーを中心に放課後子ども教室支援員及び地域ボランティアが連携して学習や体験・交流活動等の場を提供する。

また、早朝の子どもの居場所づくり事業や放課後チャレンジ教室事業(専門的な学び)の新規導入など、モデル校による1年間の実証事業を進め、本格導入を検討する。

[運營業務委託] (株)アンフィニ

[運営委託期間] 令和7年4月1日～令和12年3月31日5年間



放課後チャレンジ教室プレ事業(スナッグゴルフ教室)



放課後子ども総合プラン作品展

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,334	8,182	152	
国庫支出金	3,221	3,209	12	第2世代交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,810	3,313	△ 503	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	2,303	1,660	643	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化財保護法の規定により、昭和52年に守谷市文化財保護条例を制定し、先人からの優れた遺産である文化財を適切に保護・活用し、未来に伝えていくこととした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に存する有形無形の文化財を保護し、未来に伝えていくとともに、文化財愛護や郷土理解の心を育む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

文化財保護審議会の答申に基づき、市内の文化財調査に取り組み、特に価値の高いものについては、指定や記録保存等の措置を講ずる。

市指定史跡や天然記念物については、保護・保存・維持管理を行うとともに、埋蔵文化財の所在が見込まれる土地で土木工事が行われる場合には、事前に試掘調査を行う。

また、文化財のデジタル化の推進や、キッズページの利活用の促進により、デジタルミュージアムのコンテンツの充実を図るとともに、文化財を知る講座等を通じて、あらゆる世代が郷土の歴史・文化に親しむ機会を創出する。



文化財保護審議会研修(県調査見学)



歴史満喫ロゲイニング スタート前説明

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	148,908	155,459	△ 6,551	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	666	592	74	公民館貸付料
一般財源	148,242	154,867	△ 6,625	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民のコミュニケーションおよび生涯学習の場を提供するため、昭和56年に中央公民館、平成4年に郷州公民館、平成8年に高野公民館、平成11年に北守谷公民館を開館した。

平成24年度からは指定管理者制度を導入し、民間事業者の有するノウハウを活用した施設の管理運営を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応し、幅広い年齢層に学習機会を提供するとともに、利用者が安全かつ快適に学習・趣味活動を行える場を提供する。

指定管理者による管理運営により、市民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、民間能力の活用とサービス向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定管理者の持つ民間ノウハウやアイデアを生かし、利用者や地域住民との連携を重視しながら、地域特性を生かした事業展開を通じて、生涯学習とコミュニティの拠点形成を推進する。

指定管理者による施設の管理運営については、適正かつ確実で安定的・継続的なサービスの提供状況を確認するため、月次報告の提出、現地調査、管理運営状況の評価等を含むモニタリングを実施し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う。

引き続き、公共施設予約システムの利用を促進し、利用者の利便性向上を図る。

[指定管理者] 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

[指定期間] 令和7年4月1日～令和17年3月31日 10年間

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,514	0	19,514	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	19,514	0	19,514	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

高野公民館は平成8年の建築以来、地域に充実した生涯学習の場を提供してきた。しかし、築30年が経過し、施設・設備の老朽化により運営に支障を来すことが懸念されることから、「守谷市公民館個別施設計画」に基づき改修工事を実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

利用者が安全に安心して使用できるよう施設・設備の改修工事を実施し、快適な学習活動や趣味活動の場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年度の劣化度調査及び令和5年度の建築基準法第12条に基づく定期調査の結果に基づき、全面改修工事を実施することから、令和9年度下半期からの改修に向けた実施設計に着手する。

10050104 市スポーツ協会補助事業

予算書P. 238

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,759	20,000	9,759	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	29,759	20,000	9,759	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民がスポーツに親しむことができ、技術の向上、健康増進と地域の親睦・融和を図るための組織として、昭和43年に設立された「守谷市体育協会」(令和3年4月、法人化により「一般社団法人守谷市スポーツ協会」に組織変更)に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の健康増進と体力向上のため、各種運動競技の普及発展と競技力向上を目的に活動する市スポーツ協会の自主的な事業を支援し、市民交流とスポーツ活動の推進を図る。

また、市が主催するスポーツ大会やイベント等の業務委託、事業協力など体制強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市スポーツ協会の組織体制及び事業実施体制の整備を支援するため、補助金を交付する。協会が雇用する事務局職員が中心となり、民間助成事業の活用や収益事業の拡大を通じて自主財源確保を推進することを期待する。これにより、市全体のスポーツ団体を統括する組織として協会の運営基盤強化を図り、その自立を促進する。

中学校部活動地域展開に関する業務を監督するとともに、スポーツ振興の核となる人材の発掘・育成、持続可能なスポーツ環境の整備といった協会の取り組みを支援する。これらの支援を通じて、市民一人ひとりがスポーツを通して生涯にわたり心身を充実させ、地域社会づくりに積極的に参画できる人材の育成と、活力ある地域づくりに貢献することを期待する。

[部会数] 23部会 (令和8年1月現在)

[事務局職員体制] 事務局長1名、他職員6名

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,523	4,192	1,331	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,523	4,192	1,331	

【背景(なぜ始めたのか)】

青少年の健全育成と少年期におけるスポーツの楽しさを教えるため、昭和57年に設立された「守谷市スポーツ少年団本部」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種競技の普及・発展、競技力向上と各少年団間の交流を目的に活動するスポーツ少年団本部の自主的な事業を支援し、青少年健全育成と児童の体力向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

補助金を交付することで、スポーツ少年団本部が部会単位で開催する各種スポーツ大会や技術講習会等の運営費及び守谷市の代表として出場する全国大会等遠征費を助成する。

また、市内及び近隣自治体スポーツ少年団との交流会を実施することを支援し、単位団相互の交流と親睦を深めるとともに、子どもたちの体力・精神面の健全な発達と集団の中での協調性を養うことを目指す。

[スポーツ少年団数] 21単位団 (令和8年1月現在)



大会・練習試合等の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,080	3,680	△ 600	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	140	△ 140	
一般財源	3,080	3,540	△ 460	

【背景(なぜ始めたのか)】

国(スポーツ庁)が推進するスポーツによる地域活性化施策と連携し、市民生活の質の向上や健康増進、さらに、地域の特色を活用した交流の創出を狙う取組を充実させることを目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民のスポーツ・運動習慣定着化の促進及び個々の適性やライフステージに応じたスポーツの機会提供を行うとともに、市スポーツ協会や近隣自治体等との連携により、スポーツ推進体制の強化を図り、スポーツによる地域活性化に持続的に取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 各種スポーツ大会

市スポーツ協会に委託し、軟式野球大会、バドミントン大会、バレーボール大会、バスケットボール大会、ソフトテニス大会、テニス大会、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会、卓球大会を開催する。

また、2019年茨城国体を記念し、常総市・坂東市と共催で茨城県中学校ハンドボール大会を実施する。

2. スポーツ教室

幼少期の子どもたちの動作・技能やコミュニケーション能力を育む親子向け遊びプログラムを提供するとともに、専門指導者による走り方教室や投げ方教室を開催し、子どもの体力・身体機能の向上を図る。

3. 企業・団体等との連携・協力

ヤクルト球団による投げ方教室など、企業・団体等と連携した多様なスポーツ体験プログラムを推進する。小学校巡回型の出前授業として子どもたちに多様なスポーツ体験を提供し、スポーツへの興味・関心を高め、心身の健全な発達を促し、地域にスポーツを広げることを目指す。



走り方教室



あそびバ(親子で運動遊び)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,000	8,000	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,400	0	6,400	スポーツ振興くじ助成金
一般財源	1,600	8,000	△ 6,400	

【背景(なぜ始めたのか)】

マラソンを通じて市民相互の交流と、市の知名度向上を図るため、昭和59年から実施している大会に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷ハーフマラソン」への参加により、幅広い年齢層の人々に健康増進をもたらすとともに、全国から訪れるランナーや関係者等に守谷市の素晴らしさをPRする。

また、大会運営に多くのボランティアが参加しており、市民相互の交流を深める機会になっている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

本大会は、市・市教育委員会・市スポーツ協会・茨城陸上競技協会が主催し、関係団体が構成する実行委員会が主管する。市補助金、参加費、企業協賛金に加え、スポーツ振興くじ助成金などの民間助成金を活用して開催し、全国から参加者を募集する。日本陸上競技連盟公認コースを使用し、茨城陸上競技協会公認のハーフマラソン及び5km、さらに小中学生対象の1マイルレースを実施する。

運営は、市スポーツ協会会員や市民ボランティアなど約800名の係員が携わり、全国から訪れるランナーに「また参加したい」と感じてもらえる大会を目指す。



守谷トンネル内(10km・15km地点)での激走

〔教育委員会 教育指導課 所管〕

10010302 教育支援事業

予算書P. 198

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,966	7,369	△ 2,403	
国庫支出金	0	954	△ 954	教育支援体制整備事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,966	6,415	△ 1,449	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がいのある幼児、児童生徒の教育的ニーズを把握し、個に応じた教育支援の提供及び情報提供をするため、教育支援委員会を設置した。

また、令和5年度から、医療的ケアの必要な児童が安心して学校生活を送れるよう「学校看護師」を配置している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

個に応じた教育支援や合理的配慮を行うことで、障がいのある児童等がその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童へ適切な支援が行えるように、以下のことに取り組む。

- ・教育支援委員会の開催 (年6回 8月、9月、10月、11月(2回)、12月)
- ・全小中学校への訪問 (年間各校1回以上)
- ・こども療育教室、守谷市総合教育支援センターとの定期的な情報交換 (随時)
- ・保健センター、すくすく保育課、のびのび子育て課、社会福祉課との連携 (随時)
- ・保幼小連絡協議会の実施 (2回)
- ・「学校看護師」の配置による、医療的ケアを必要とする児童の学校生活支援
- ・特別支援教育ソフトの運用 (全13校)
- ・個に応じた支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成
- ・近隣特別支援学校相談員による巡回相談の実施

令和8年度から、学校等に勤務する会計年度任用職員の人件費(労務管理)を一括管理するため、学校看護師の報酬等を学校教育課所管の学校教育総務事務に移管した。



特別支援教育ソフト活用研修の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	108,849	121,275	△ 12,426	
国庫支出金	0	2,678	△ 2,678	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	12,046	21,794	△ 9,748	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	96,803	96,803	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

国際化が進展し、国際理解の必要性や国際社会で活躍できる人材育成が求められる中、生きた外国語に触れ、充実した外国語教育を推進することを目的に、中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣が開始された。本市では平成13年度から他自治体に先駆けて全小中学校に配置した。

平成23年度の学習指導要領改定に伴い、小学校5、6年生で外国語活動が必修化された。本市では、平成23年度に文部科学省教育課程特例校の指定を受け、独自の外国語教育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「英語で発信し合える児童生徒」の育成を目指す。小学校では、1年生から英語に係るすべての授業にALTが参加し、英語に親しむ児童を育成するとともに、高学年では、オンライン英会話を行うことで、英語を話すことが楽しいと感じる児童を育成する。中学校では、生徒が英語で自分の思いや気持ちを伝え合う言語活動において、ALTを積極的に活用するとともに、オンライン英会話を通じて総合的なコミュニケーション能力の育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小中学校における指導内容の系統性を重視した外国語・国際理解教育を推進するため、市内小中学校に19人のALTを配置し、小学校高学年から行うオンライン英会話を継続する。

令和8年度からは急速に発展する生成AIの英語アプリを検証し、令和10年度に実施を予定する「ALT事業」「オンライン英会話」「英語AIアプリ」の一体的な運用に向けた準備を開始する。

- ・小学校では、1、2年生の英語活動、3、4年生の外国語活動が必修化及び授業時数増に対応。5、6年生の外国語科の全ての授業にALTが参加し児童とコミュニケーションを図る。
- ・中学校では、生徒一人ひとりの言語活動を充実させるため、引き続き全校にALTを2人ずつ配置する。
- ・給食や休み時間等の生活環境等におけるALTとの交流を通じ、国際理解教育を推進する。
- ・学校休業日に英語に親しむ機会を提供し、児童生徒の学習意欲の向上を図る。
- ・オンライン英会話の回数：小学5、6年 各3回、中学1年、2年、3年 各4回
- ・英語AIアプリの検証



オンライン英会話の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,144	73,751	△ 71,607	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,144	73,751	△ 71,607	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校生活への不適應問題を解消するため、平成21年度から本市独自事業として開始した。平成29年度から「学習支援ティーチャー配置事業」「語学指導協力員配置事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため、チームティーチング(担当教職員と学習支援ティーチャー)による指導の充実を図り、分かる授業を展開し、学力向上を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

○学習支援ティーチャー

小学校1、2年生の学級数に応じて、週当たり29時間勤務の非常勤講師を配置し、複数の教員で学習指導や生活指導を行う。

○語学指導協力員

日本語の理解や表現が十分でない児童生徒のために、語学指導協力員を派遣し、日本語指導を行う。

令和8年度から、学校等に勤務する会計年度任用職員の人件費(労務管理)を一括管理するため、学習支援ティーチャーの報酬等を学校教育課所管の小学校管理事務に移管した。



学習支援ティーチャーによる指導の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,923	105,880	△ 102,957	
国庫支出金	0	5,381	△ 5,381	校内教育支援センター支援員配置事業補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	57,571	△ 57,571	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	2,923	42,928	△ 40,005	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様化する教育課題（不登校、いじめ、発達障がい等）に対応するため、「教育相談事業」「適応指導教室事業」「小学校心の教室相談員配置事業」を統合し、平成28年4月、もりや学びの里に「総合教育支援センター」を開所した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育相談体制の再編成により、総合的な教育支援を可能にし、不登校やいじめ、その他、生徒指導面で配慮の必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教職員に対して、専門的かつ積極的な支援を行う。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して、発達段階に即した計画的・継続的支援を行い、学校教育の充実及び教育上の諸問題の解消を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

センター長（派遣指導主事）1人、検査員3人、相談員13人、スクールソーシャルワーカー(SSW)4人、校内フリースペース支援員13人を配置し、以下の支援を行う。

- 1 いじめに係る相談やいじめ防止等の対策に関すること。
- 2 不登校児童生徒及びその保護者、教職員への支援に関すること。
- 3 発達障がい等に関する個別検査及び相談に関すること。
- 4 学校教育全般に関する相談及び支援に関すること。
- 5 児童生徒に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

令和7年度からは、市内全13校に「校内フリースペース」を設置、支援員を配置し、「守谷市不登校対策検討委員会」を立ち上げ、教育支援体制の更なる深化に努めた。

令和8年度は、相談員2名（いじめ対策相談員、未就学相談員）の増員により相談体制を強化するとともに、多様な学びを実現する場所づくりについて検討していく。

また、学校等に勤務する会計年度任用職員の人件費（労務管理）を一括管理するため、相談員、検査員、スクールソーシャルワーカー、校内フリースペース支援員及び一般事務員の報酬等を学校教育課所管の学校教育総務事務に移管した。



校内フリースペース



フリースペース定例会議の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	923	928	△ 5	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	923	928	△ 5	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の教育目標の一つである「基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付ける人間の育成」の達成のため、開かれた学びの場として平成27年9月から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内小学校に在籍する高学年の児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、学習に対する興味・関心を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学習指導員6人を配置し、小学校サタデー学習支援教室を実施する。(令和7年度:18回、令和8年度:18回予定)

1 国語・算数を中心とした基礎的・基本的な学習(宿題等)の支援

2 学習方法に関する相談、児童の学習習慣の定着の促進

期間 5月から翌年2月までの土曜日(長期休業期間、祝日、年末年始は除く)

時間 午前9時から正午まで

場所 守谷中学校地域交流スペース



学習支援の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	387,949	152,491	235,458	
国庫支出金	4,663	5,782	△ 1,119	ネットワークアセスメント実施促進
県支出金		0	0	
地方債	0	0	0	
その他	179,054	0	179,054	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	204,232	146,709	57,523	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、児童がパソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、児童一人ひとりの学習意欲を高め、思考を深め表現力を上げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

GIGAスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、児童1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な児童を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童1人1台コンピュータ、校務用パソコン、授業用パソコン、電子黒板、インターネット接続環境、授業・校務支援システム等の維持を図る。

令和8年度は県の共同調達により児童1人1台コンピュータを入れ替えるため、生徒機、教員機、予備機を含め約2,700台の整備を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	82,406	286,351	△ 203,945	
国庫支出金	2,071	2,773	△ 702	ネットワークアセスメント実施促進補助金
県支出金	0	126,500	△ 126,500	
地方債	0	0	0	
その他	0	87,481	△ 87,481	
一般財源	80,335	69,597	10,738	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、生徒がパソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、生徒一人ひとりの学習意欲を高め、思考を深め表現力を上げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

GIGAスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、生徒1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な生徒を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生徒1人1台コンピュータ、校務用パソコン、授業用パソコン、電子黒板、インターネット接続環境、授業・校務支援システム等の維持を図る。

〔教育委員会 学校給食センター 所管〕

10010404 給食提供事業

予算書P. 204

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	771,877	704,406	67,471	
国庫支出金	0	39,413	△ 39,413	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	313,151	315,438	△ 2,287	学校給食費納付金
一般財源	458,726	349,555	109,171	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校給食法に基づき、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、昭和44年5月から完全給食の提供を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食の提供を通して、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる力を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

献立作成や食材調達、調理、配送を行う(調理及び配送は民間事業者へ業務委託)。

安心・安全な給食を提供するため、国の衛生基準に基づいた調理場等の環境を維持していく。

食育や地産地消を推進するため、地場産物を積極的に活用し、児童生徒が地域の自然や農業などの理解を深めるよう、考える機会の提供に努める。

食物アレルギーへの対応は、引き続き、卵・乳・小麦を含む料理の代替食を提供する。また、保護者・学校・市の連携をさらに図るため、専用アプリの導入を推進する。

学校給食費については、国の政策に基づき、子育て世代の負担軽減に努めていく。

〔教育委員会 中央図書館 所管〕

10040501 図書館運営管理事業

予算書P. 231

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	332,675	112,648	220,027	
国庫支出金	100,000	0	100,000	デジタル実装型
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	117,011	81	116,930	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	115,664	112,567	3,097	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の知的要求に応える学習拠点として、平成7年度に開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。

未来を担う子ども達が、読書に親しみ豊かな心を育むことができる読書環境の充実を図るとともに、学校との連携の下、児童・生徒の学習活動を支援する。

また、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

図書や電子資料の収集及び提供、ADEAC (デジタルアーカイブ) の公開により、幅広い図書や情報を提供する。

第四次守谷市子ども読書活動推進計画に基づき、おはなし会や子ども向けのイベントを開催するとともに、魅力ある図書を収集し、読書の楽しさを伝えることにより豊かな心を育む読書環境を整備する。

ボランティアの育成と支援に継続的に取り組むとともに、講演会、講座及び行事の開催等により、市民の生涯にわたる学びを支える。

令和9年2月のリニューアルオープンにあわせ、新たにICタグを利用した図書資料のセルフ貸出や、図書館システムと連携した座席予約サービス開始を目指す。

インターネット環境から利用できる電子資料やデジタルアーカイブ



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	41,995	32,930	9,065	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	41,995	32,930	9,065	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年に策定された「子ども読書活動推進計画」に基づき、平成20・21年度に学校図書館蔵書をデータベース化した。以来、学校と連携を取りながら、学校図書館の整備・活動のための支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和元年度から実施している学校教育改革プランに基づく「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行い、学校図書館の発展を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

読書センターとしての機能を充実させるため、図書館資料の活用が図られるよう、団体貸出や学校間相互協力を促進する。

学習センターとしての機能を充実させるため、学校図書館を活用した授業づくり等を実施できるよう、学校司書が資料提供やブックトーク等により授業支援を行う。

情報センターとしての機能を充実させるため、図書館とのネットワークを活用し、電子図書や情報の利活用を促進する。「タブレット版ぼけっと図書館」を活用し、守谷市電子図書館へのアクセスを可能にすることで、中学生の読書離れの改善、読書バリアフリーへの対応等、すべての児童・生徒に対して読書機会を拡充することを旨とする。

学校図書館担当職員及び統括学校司書が、学校司書の業務を支援するとともに、研修を実施し専門性を向上させる。

学校図書館における児童生徒用図書は、司書教諭とともに学校司書等が選定を行う。また、予算については充足率を考慮し、各学校へ配分する。



ブックトーク(※1)



中学生POPコンテスト(※2)



ぼけっと図書館(※3)

(※1)授業の単元に沿って本の紹介を行うもの。

(※2)他人にすすめたい本、自分の好きな本について「POP」の形態で表現した作品を中学生から募集し、本への理解と親しみを深めてもらうとともに、中学生の図書館利用の促進と読書意欲の向上を図る。

(※3)タブレット用学校図書館検索システム。子どもたちの図書検索から学校図書館を使った調べる学習、授業での活用をサポートする。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	909,127	729,749	179,378	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	660,000	511,000	149,000	中央図書館大規模改修事業債
その他	249,127	218,749	30,378	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

建築から概ね30年が経過し、施設の経年劣化や機能低下が著しいことから、個別計画に基づき、令和7年度から大規模改修工事に着手する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

老朽化した施設・設備の更新に加え、利用者ニーズを十分に反映した新たな空間・機能を備えた快適で魅力ある図書館への転換を図り、施設全体の機能等の向上を図る。

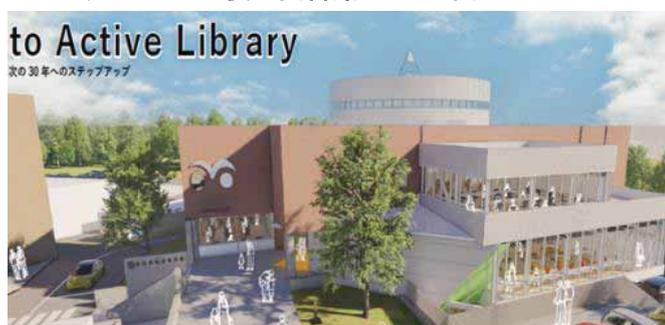
【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度策定した基本設計・実施設計を基に、令和9年2月のリニューアルオープンを目指して大規模改修工事を実施する。

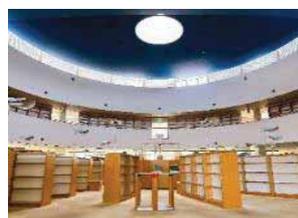
改修工事の様子



リニューアル後の図書館イメージ図



図書館資料搬出後の様子



国 民 健 康 保 険
特 別 会 計

国民健康保険特別会計〔健福祉部 国保年金課・保健予防課 所管〕

1. 概要

国民健康保険（国保）は、社会保障制度の基盤である国民皆保険制度の中核として地域医療の確保と国民の健康増進に大きく関与し、医療保険制度の重要な役割を担っている。

しかし、国保の運営に関しては、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いため、医療の高度化・長期化による医療費の増大、非正規雇用者や年金受給者の増加に伴う所得水準の低下など、構造的課題を抱えている。

このような状況の中、平成30年度からは、持続可能な医療保険制度を構築するため、市町村が運営している国保制度は、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的役割を担っている。なお、資格確認書等の発行、国保税の賦課・徴収、給付、保健事業などは引き続き市町村が行う。

(1) 国保制度の啓発

- ① 広報紙や市ホームページ等による制度の周知（資格、給付及び特定健康診査や国保税に係る記事の掲載）
- ② 被保険者資格の適用適正化事業の実施（国保資格喪失者に対する喪失届出勧奨通知の送付、社会保険資格喪失者に対する加入案内通知の送付）

(2) 国保財政の健全化

- ① 診療報酬明細書（レセプト）等に係る資格点検及び内容点検の推進
- ② 医療費通知による受診内容及び診療費の費用額の確認
- ③ 第三者行為（交通事故等）に係る関係機関との連携による求償事務の強化
- ④ 不当利得者に対する保険給付費に係る返還事務の強化
- ⑤ ジェネリック医薬品利用差額通知の送付による医療費の適正化

(3) 保健事業の充実

- ① 特定健康診査を集団健診、医療機関健診、かかりつけ医からの診療情報等提供事業により実施
- ② ナッジ理論を活用した特定健康診査未受診者に対する受診勧奨及び追加健診の実施
- ③ 特定保健指導（栄養指導、運動指導）を実施し、高血圧症や糖尿病等の発症を予防
- ④ 糖尿病性腎臓病重症化予防事業を実施し、糖尿病の重症化や腎不全、人工透析への移行を防止
- ⑤ 人間ドック・脳ドック検診費用の助成による疾病の早期発見及び重症化の防止
- ⑥ 頻回・重複受診者に対する保健指導の実施

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
国民健康保険税	国民健康保険税	1,111,983	20.7	1,113,029	20.0	△1,046	△0.1
一部負担金	一部負担金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
使用料及び手数料	手数料	19	0.0	40	0.0	△21	△52.5
国庫支出金	国庫補助金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
県支出金	県補助金	3,729,076	69.3	3,850,232	69.1	△121,156	△3.1
財産収入	財産運用収入	1,851	0.0	1,060	0.0	791	74.6
繰入金		477,076	8.9	545,164	9.8	△68,088	△12.5
	他会計繰入金	343,000	6.4	354,417	6.4	△11,417	△3.2
	基金繰入金	134,076	2.5	190,747	3.4	△56,671	△29.7
繰越金	繰越金	30,000	0.6	30,000	0.5	0	0.0
諸収入		28,208	0.5	29,158	0.6	△950	△3.3
	延滞金、加算金及び過料	6,969	0.1	7,874	0.2	△905	△11.5
	雑入	21,239	0.4	21,284	0.4	△45	△0.2
歳入合計		5,378,215	100.0	5,568,685	100.0	△190,470	△3.4

3. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
総務費		127,846	2.4	130,822	2.3	△2,976	△2.3
	総務管理費	122,189	2.3	124,642	2.2	△2,453	△2.0
	徴税費	5,081	0.1	5,050	0.1	31	0.6
	運営協議会費	576	0.0	563	0.0	13	2.3
	趣旨普及費	0	0.0	567	0.0	△567	皆減
保険給付費		3,664,261	68.1	3,786,214	68.0	△121,953	△3.2
	療養諸費	3,179,673	59.1	3,314,428	59.5	△134,755	△4.1
	高額療養諸費	468,512	8.7	453,209	8.1	15,303	3.4
	移送費	70	0.0	70	0.0	0	0.0
	出産育児諸費	12,506	0.2	15,007	0.3	△2,501	△16.7
	葬祭諸費	3,500	0.1	3,500	0.1	0	0.0
国民健康保険事業費納付金		1,476,364	27.5	1,542,304	27.7	△65,940	△4.3
	医療給付費分	896,525	16.7	987,805	17.7	△91,280	△9.2
	後期高齢者支援金等分	447,236	8.3	429,445	7.7	17,791	4.1
	介護納付金分	132,603	2.5	125,054	2.3	7,549	6.0
保健事業費		81,790	1.5	83,182	1.5	△1,392	△1.7
	保健事業費	20,773	0.4	21,774	0.4	△1,001	△4.6
	特定健康診査等事業費	61,017	1.1	61,408	1.1	△391	△0.6
基金積立金	基金積立金	1,851	0.0	1,060	0.0	791	74.6
諸支出金	償還金及び還付加算金	6,103	0.1	5,103	0.1	1,000	19.6
予備費	予備費	20,000	0.4	20,000	0.4	0	0.0
歳出合計		5,378,215	100.0	5,568,685	100.0	△190,470	△3.4

〔健康福祉部 保健予防課 所管〕

04010201 疾病予防費

予算書P. 286

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,762	19,632	△ 870	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	18,762	19,632	△ 870	

【背景(なぜ始めたのか)】

被保険者の健康の保持増進を図るため、昭和60年度から国民健康保険における保健事業として、人間ドック・脳ドック検診に要した費用の一部助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

人間ドック・脳ドック検診費用の助成により、疾病の早期発見や予防に重点をおいた健康状態の確認をすることで、被保険者の健康の保持増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

人間ドック・脳ドック検診費用助成

(対象) 40歳から74歳までの方で、国民健康保険税完納または完納見込みである市国民健康保険加入者。

(内容) 助成券を交付することで、検診費用の一部を助成する。

(助成額) 人間ドック：20,000円 脳ドック：27,000円

04020101 特定健康診査・特定保健指導

予算書P. 287

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	61,017	61,408	△ 391	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	25,050	22,623	2,427	特定健康診査等負担金
地方債	0	0	0	
その他	387	434	△ 47	職員給与費等繰入金
一般財源	35,580	38,351	△ 2,771	

【背景(なぜ始めたのか)】

「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成20年4月施行)により、医療保険者は40歳から74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象とし、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある方に対する特定保健指導の実施が義務付けられた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、高血圧症や糖尿病等の発症を予防する。また、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・医療機関受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎臓病で通院する患者のうち、リスクの高い方に対して保健指導を行うことにより、腎不全、人工透析への移行を防止する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜特定健康診査＞

集団健診（受診料無料）、医療機関健診及びかかりつけ医からの情報提供事業を実施し、受診率の向上に努める。

集団健診については、感染症予防のため完全予約制により実施する。

＜特定保健指導＞

特定健康診査の結果に基づいて、情報提供・動機付け支援・積極的支援の階層化を行い、動機付け支援と積極的支援については、栄養指導や運動指導を実施する。また、健診結果に加えてレセプトデータから対象者を抽出し、糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに沿った保健指導を実施する。

後 期 高 齡 者 医 療 計
特 別 会

後期高齢者医療特別会計〔健福祉部 国保年金課 所管〕

1. 概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が急激に増大する中で、世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、老人保健制度に代わる制度として平成20年4月に創設された。

県においては、県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療の運営主体となり、被保険者の認定や保険料の賦課、医療の給付や保健事業等を行い、市町村は各種届出の申請受付や相談業務などの窓口業務、保険料の徴収などを行っている。

市における令和7年12月末現在の被保険者数は9,478人となっており、前年と比較すると5.7%の増となっている。今後も被保険者数の更なる増加により、規模が拡大していくことが想定される。

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	1,258,926	86.9	1,000,259	85.7	258,667	25.9
繰入金	他会計繰入金	189,056	13.0	166,394	14.2	22,662	13.6
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		1,180	0.1	1,180	0.1	0	0.0
	延滞金、加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	1,080	0.1	1,080	0.1	0	0.0
歳入合計		1,449,163	100.0	1,167,834	100.0	281,329	24.1

3. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
総務費		38,343	2.6	35,560	3.0	2,783	7.8
	総務管理費	31,690	2.2	28,842	2.4	2,848	9.9
	徴収費	6,653	0.4	6,718	0.6	△65	△1.0
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	1,408,739	97.2	1,130,193	96.8	278,546	24.6
諸支出金		1,081	0.1	1,081	0.1	0	0.0
	償還金及び還付加算金	1,080	0.1	1,080	0.1	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.1	1,000	0.1	0	0.0
歳出合計		1,449,163	100.0	1,167,834	100.0	281,329	24.1

〔健幸福社部 国保年金課 所管〕

01020101 後期高齢者医療保険料徴収経費

予算書P. 308

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,653	6,718	△ 65	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,653	6,718	△ 65	事務費等繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療保険料徴収業務を市町村が行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

後期高齢者医療保険財政の財源を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者へ納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行う。徴収は、納付書等での納付となる普通徴収(7月から翌年2月までの8期)と年金天引きとなる特別徴収(4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期)の2通りの徴収方法により行う。

02010101 後期高齢者医療広域連合納付金

予算書P. 309

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,408,739	1,130,193	278,546	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,408,739	1,130,193	278,546	現年度分特別徴収保険料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、市は被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、保険料軽減措置により減額された保険料を保険基盤安定制度により公費(県3/4、市1/4)で補填し納付する(保険基盤安定納付金)。

介 護 保 険 特 別 会 計

介護保険特別会計〔健幸福祉部 介護福祉課・健幸長寿課 所管〕

1 概要

現在、国の高齢者人口は急速に増加し、高齢化率は29.3%（令和6年10月1日現在）となり、介護保険制度における要介護・要支援の認定者は増加している状況である。守谷市においても高齢者人口は増加の一途をたどっており、高齢化率は24.1%（令和7年4月1日現在）と国の水準を下回ってはいるものの、増加傾向が続いている。

このような状況下、高齢者の生活を支援していくための制度・施策の重要度は増していることから、引き続き「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～8年度）」に基づき、地域の実情に応じた計画的な高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスの充実を図っていく。

併せて、今後も本市の高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられるよう、同計画に基づき、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営を目指していく。

令和8年度は、昨年度中に実施した各種調査の分析や現計画の実績評価等を行い、より実行力のある「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和9年度～11年度）」を策定していく。

(1) 介護保険制度の運営

- ① 介護保険制度は創設以来、老後の安心を支える仕組みとして定着してきたが、今後も安定的にサービス提供を行い、制度を運営していく必要がある。要介護・要支援認定を申請される高齢者が増加傾向にある中、必要な介護サービスを適切なタイミングで提供できるよう、要介護・要支援認定業務のより一層の効率化を目指していく。
- ② 市広報紙や市ホームページ等において制度を周知（介護保険料の説明、介護保険サービスの利用方法など）する。また、65歳以上の転入者及び65歳に到達し介護保険第1号被保険者となる方に対しては、介護保険制度の概要を被保険者証とともにお知らせし、介護保険制度の周知、啓発を行う。
- ③ 介護給付・介護予防給付の適正化のために、要介護認定調査の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等を実施する。

(2) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者が自身の健康状態への関心を高め、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、フレイル予防を主眼とした運動教室や講演会等を開催するとともに、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

(3) 認知症高齢者等の支援

「認知症とともに生きる」という視点から、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目指す。認知症への理解促進と予防や早期発見・早期受診について考える機会とすることを目的として、認知症サポーター養成講座や認知症体験講座等を開催する。

また、「認知症サポートブック（認知症ケアパス）」を活用し、認知症に関する相談から医療・介護サービス、認知症の方への接し方等、必要な情報を提供する。オレンジカフェや認知症の方の家族のつどいの開催等により、認知症の方やその家族を地域全体で支える環境を整備する。

(4) 地域包括ケアシステムの充実

高齢者の社会参加、支え合いの仕組みづくり等をまちづくり協議会や社会福祉協議会と連携し取り組む。また、高齢者の生活を支えるサービスの提供や在宅医療と介護サービスの連携を図ること等により、介護が必要になっても地域で安心した生活を続けるために必要な事業を実施する。

2 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	増減額	増減率
保険料	介護保険料	1,056,989	23.2	1,048,125	8,864	0.8
使用料及び手数料	手数料	1	0.0	1	0	0.0
国庫支出金		796,622	17.5	742,633	53,989	7.3
	国庫負担金	732,741	16.1	688,744	43,997	6.4
	国庫補助金	63,881	1.4	53,889	9,992	18.5
支払基金交付金	支払基金交付金	1,128,204	24.8	1,045,545	82,659	7.9
県支出金		621,587	13.7	564,284	57,303	10.2
	県負担金	586,770	12.9	534,638	52,132	9.8
	県補助金	34,817	0.8	29,646	5,171	17.4
財産収入	財産運用収入	6,616	0.1	1,506	5,110	339.3
繰入金		942,577	20.7	827,484	115,093	13.9
	他会計繰入金	812,338	17.8	756,422	55,916	7.4
	基金繰入金	130,239	2.9	71,062	59,177	83.3
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0	0.0
諸収入		103	0.0	103	0	0.0
	延滞金	100	0.0	100	0	0.0
	雑入	3	0.0	3	0	0.0
	歳入合計	4,552,700	100.0	4,229,682	323,018	7.6

3 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	増減額	増減率
総務費		238,626	5.3	224,995	13,631	6.1
	総務管理費	175,770	3.9	166,030	9,740	5.9
	徴収費	4,445	0.1	4,817	△ 372	△ 7.7
	介護認定審査会費	58,404	1.3	54,020	4,384	8.1
	趣旨普及費	7	0.0	128	△ 121	△ 94.5
保険給付費		4,060,040	89.2	3,764,247	295,793	7.9
	介護サービス費	3,761,011	82.6	3,474,110	286,901	8.3
	介護予防サービス費	98,035	2.2	104,285	△ 6,250	△ 6.0
	高額介護サービス費	117,625	2.6	91,224	26,401	28.9
	高額医療合算介護サービス費	19,147	0.4	20,299	△ 1,152	△ 5.7
	特定入所者介護サービス等費	60,500	1.3	70,645	△ 10,145	△ 14.4
	その他諸費	3,722	0.1	3,684	38	1.0
地域支援事業費		244,691	5.4	237,207	7,484	3.2
	介護予防・生活支援サービス事業費	116,483	2.6	108,324	8,159	7.5
	一般介護予防事業費	23,268	0.5	44,282	△ 21,014	△ 47.5
	包括的支援事業・任意事業費	104,576	2.3	84,271	20,305	24.1
	その他諸費	364	0.0	330	34	10.3
基金積立金	基金積立金	6,616	0.1	1,506	5,110	339.3
諸支出金		727	0.0	727	0	0.0
	償還金及び還付加算金	726	0.0	726	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0	0.0
予備費	予備費	2,000	0.0	1,000	1,000	100.0
	歳出合計	4,552,700	100.0	4,229,682	323,018	7.6

〔健幸福祉部 介護福祉課 所管〕

01010103 介護保険事業計画等策定事業

予算書P. 331

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,125	0	5,125	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,125	0	5,125	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法第117条及び老人福祉法第20条8に基づき、市町村は、3年ごとに老人福祉計画と一体のものとして介護保険事業計画を策定することが義務付けられている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

本市の被保険者等の心身の状況や生活環境、使われている介護サービスの実態等を把握し、適切な介護サービスを効率的に提供するための計画を立案・実行することで、本市の高齢者等に対して、地域の特性に応じた必要な保健福祉サービス及び介護サービスを提供できるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種調査の集計・分析、現行計画の進捗状況評価・検証、介護保険サービス見込量・保険料額の算出等を行い、それらの結果を保健福祉審議会地域ケアシステム分科会において協議し、計画素案をまとめていく。また、最終案についてはパブリック・コメントを行い、市民の皆様の御意見を聴取・反映させ、第10期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画として確定させる。

01020101 介護保険料賦課徴収経費

予算書P. 332

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,445	4,817	△ 372	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,445	4,817	△ 372	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている(法第129条第1項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象は、第1号被保険者(市外にある特別養護老人ホーム等の介護保険住所地特例施設に転出した方も含む)。介護保険料の適正な賦課、円滑な納付を促し、収納率を高め、適正な制度の運用を図る。それにより、介護が必要になった時にその能力に応じ自立して生活できるようにするための介護給付が行えるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険料を賦課（保険料額の決定）し、徴収を特別徴収と普通徴収により行う。
 ・特別徴収は年金の年額が18万円以上の方で、年金の支払い月に年6回に分けて年金から徴収する。
 ・普通徴収は年金の年額が18万円未満の方等で、納付書又は口座振替で年8回に分けて徴収する。
 滞納者に対しては、督促状、催告書等の文書・電話等により納付の催告を行う。

01030101 介護認定審査会経費

予算書P. 332

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,589	21,854	735	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,589	21,854	735	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行（平成12年4月）により、市町村は、要支援・要介護の審査・判定のため、介護認定審査会を設置することとされている（法第14条）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において、迅速かつ公正・公平な要介護等の審査及び判定を行い、市民の適切な介護サービスの利用に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護認定審査会を月6回開催し、要支援・要介護認定申請者に対する認定調査及び主治医意見書に基づき、介護の必要性（要介護度等）について申請日から30日以内を目途に審査・判定を行う。構成については、保健・福祉・医療の学識経験者から各分野のバランスに配慮した人員としている。また、令和5年度からは、介護認定審査会においてオンライン化を開始した。

01030201 認定調査経費

予算書P. 333

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	35,815	32,166	3,649	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	35,815	32,166	3,649	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行（平成12年4月）により、要介護等認定を受けようとする被保険者は、市町村に申請しなければならない（法第27条第1項及び第32条第1項）。市町村は、申請のあった被保険者の要介護認定調査を行うこととされている（法第27条第2項及び第32条第2項）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において要支援・要介護認定を審議・判定するための基礎資料を作成することを目的とする。認定調査員を雇用し、訪問調査の体制を整備することで、迅速・適正な認定を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認定調査員が要支援・要介護認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査を行い、介護認定審査会の基礎資料となる認定調査票を作成する。

03030201 介護給付等費用適正化事業

予算書P. 342

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,640	1,640	0	
国庫支出金	632	632	0	現年度分
県支出金	315	315	0	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	315	315	0	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	378	378	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

厚生労働省「介護給付適正化推進運動」(平成16年10月)に基づき事業を開始した。

市町村は、地域支援事業として介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行うことができるとされている(法第115条の45第3項第1号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護給付費等の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減される。その結果、介護給付費の伸びが抑制されることで、介護保険制度の持続可能性を高めることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要介護認定の適正化

認定調査を可能な限り市が行う。市職員が認定調査票の点検を行う。

2 ケアプラン点検、住宅改修等の点検・福祉用具(購入・貸与)の調査

ケアプラン点検マニュアルや介護給付適正化総合支援システムを活用したケアプラン点検を行う。

住宅改修や福祉用具購入前の事前審査を行うとともに、福祉用具貸与の必要性の調査を行う。

3 医療情報との突合・縦覧点検

国保連から提供される縦覧点検帳票を活用し、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行う。

〔健幸福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010101 介護予防・生活支援サービス事業

予算書P. 338

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	105,614	97,895	7,719	
国庫支出金	16,799	10,621	6,178	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	10,499	6,637	3,862	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	33,176	20,973	12,203	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	45,140	59,664	△ 14,524	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となり、守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始した(法第115条の45第1項第1号及び第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等に対し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

訪問型サービスは、指定訪問介護事業所により実施する。通所型サービスは、指定通所介護事業所によるものに加え、新たに専門職による短期集中予防サービスを実施する。

03010201 介護予防ケアマネジメント事業

予算書P. 339

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,869	10,429	440	
国庫支出金	2,174	2,086	88	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	1,358	1,303	55	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	4,293	4,119	174	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	3,044	2,921	123	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となった。守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス利用に必要な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施している(法第115条の45第1項第1号ニ)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等から依頼を受けてケアマネジメントを実施することで、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業等により提供されるサービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

委託先の南部・北部各地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要支援認定者等に対するアセスメントを行い、介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。

03020101 介護予防把握事業

予算書P. 339

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,981	3,418	△ 437	
国庫支出金	597	684	△ 87	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	372	427	△ 55	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	1,177	1,350	△ 173	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	835	957	△ 122	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある何らかの支援を要する高齢者を早期発見し、介護予防に資する取組につなぐことを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えて実施している（法第115条の45第1項第2号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者の中から介護予防事業対象者（要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者）を把握し、介護予防活動へつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

特定の年代を対象に基本チェックリストなどを活用し、何らかの支援を要する高齢者を把握する。対象者に対し、保健師・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士が、生活状況や身体状況を確認して介護予防事業の利用を促す。

03020102 介護予防普及啓発事業

予算書P. 339

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,619	25,853	△ 6,234	
国庫支出金	3,923	5,170	△ 1,247	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	2,453	3,232	△ 779	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	7,751	10,213	△ 2,462	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	5,492	7,238	△ 1,746	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組み替えた（法第115条の45第1項第2号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者に介護予防に関する知識を得てもらい、介護予防を意識した生活を送ることで、日常生活動作の維持向上が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 介護予防、日常生活動作の維持向上を図るための情報についてホームページへの掲載のほか、SNSによる情報発信を行う。
- 2 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会を開催する。
- 3 シニアクラブやサロン等において、栄養改善・口腔ケア・介護予防等に関する出前講座を開催する。
- 4 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。
 - ・生きがい活動支援通所事業（げんき館）
 - ・シルバーリハビリ体操
 - ・あおぞら運動教室（公園を活用した運動教室）等



介護予防講演会

03030101 地域包括支援センター運営費

予算書P. 341

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	82,855	61,987	20,868	
国庫支出金	31,900	23,865	8,035	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	15,949	11,932	4,017	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	15,949	11,932	4,017	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	19,057	14,258	4,799	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月施行の改正介護保険法に基づき地域包括支援センターを設置した。

高齢者人口の増加が見込まれることから、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化のため、令和2年度から市内を南・北2圏域に分け、それぞれ法人に委託し、地域包括支援センターを2か所に増設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な介護・福祉・保健・医療等の支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 地域包括支援センターの運営

市と連携を図りながら、高齢者の身近な相談窓口としての機能を強化し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合的な支援を行う。

- ・ 総合相談業務…高齢者の相談を受け、適切なサービスや制度につなげるなどの支援を行う。
- ・ 権利擁護業務…高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進の支援や高齢者虐待への対応を行う。
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援などを行う。
- ・ 認知症関連業務…相談や訪問等で認知症が疑われる方を早期発見し、診断・治療・サービスにつなげる。

2 守谷市地域包括支援センター運営協議会の開催

所掌事務：センターの設置運営、業務の方針、職員の確保、その他地域包括ケアに関すること

委員構成：介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、地域ケアに関する学識経験者、第1号被保険者等

03030502 認知症地域支援・ケア向上事業

予算書P. 343

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,980	2,667	△ 687	
国庫支出金	762	1,026	△ 264	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	381	513	△ 132	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	381	513	△ 132	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	456	615	△ 159	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年度から「認知症総合支援事業」が地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられたことに伴い、守谷市では平成29年度から実施している(法第115条の45第2項第6号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療・介護等の連携を強化し、地域での支援体制を構築する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方を地域で支える体制の構築と、認知症に対する理解を深めるための取組を推進する。

- ・ 認知症を知る月間に合わせた普及啓発の実施
- ・ 認知症サポートブック(認知症ケアパス)の作成・配布
- ・ 認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集える場となる「オレンジカフェ(認知症カフェ)」の開催
- ・ 認知症の方を地域で見守る体制づくりのため「認知症声かけ模擬訓練」の実施
- ・ 認知症に対する理解を深めるため「認知症フレンドリー講座」の開催



認知症普及啓発「オレンジライトアップ」

水 道 事 業 会 計

水道事業会計〔上下水道事務所 上下水道課 所管〕

1. 概要

市の水道事業は、昭和46年に旧守谷地区の一部を給水区域として簡易水道事業が発足した。昭和53年には上水道事業に移行し、順次給水区域を拡大して、昭和63年3月には配水管網の整備を完了した。その後も安定給水のため配水施設を整備し、現在に至っている。

令和8年度も、引き続き県企業局が行う県南西広域水道用水供給事業(利根川浄水場)からの浄水受水により安定した給水に努める。水道施設の運転・維持管理については、「水道事業ビジョン・経営戦略」に基づき、民間企業による効果的な包括管理や計画的な老朽管の布設替工事等を実施する。さらに、水道管路管理システム及び水道設備管理システムを活用した効率的な資産管理に努める。

2. 収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
水道事業収益	営業収益	1,411,676	87.7	1,422,356	85.9	△ 10,680	△ 0.8
	営業外収益	198,807	12.3	233,514	14.1	△ 34,707	△ 14.9
	特別利益	5	0.0	5	0.0	0	0.0
収入合計		1,610,488	100.0	1,655,875	100.0	△ 45,387	△ 2.7

(支出)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
水道事業費用	営業費用	1,475,303	97.3	1,507,986	91.9	△ 32,683	△ 2.2
	営業外費用	36,898	2.4	67,611	4.1	△ 30,713	△ 45.4
	特別損失	1,195	0.1	62,586	3.8	△ 61,391	△ 98.1
	予備費	3,000	0.2	3,000	0.2	0	0.0
支出合計		1,516,396	100.0	1,641,183	100.0	△ 124,787	△ 7.6

3. 資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
資本的収入	補助金	84,620	52.5	356	0.2	84,264	23,669.7
	負担金	76,547	47.5	191,515	99.8	△ 114,968	△ 60.0
収入合計		161,167	100.0	191,871	100.0	△ 30,704	△ 16.0

(支出)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
資本的支出	建設改良費	604,732	99.5	626,289	99.3	△ 21,557	△ 3.4
	企業債償還金	3,243	0.5	4,727	0.7	△ 1,484	△ 31.4
支出合計		607,975	100.0	631,016	100.0	△ 23,041	△ 3.7

《収益的収入》

① 営業収益

○給水収益 1,327,974 千円 予算書P. 376

区 分	単位	8年度	7年度	増 減	増減率 (%)
総有収水量 (A)	m ³	6,636,000	6,682,300	△ 46,300	△ 0.7
内訳	定例分	6,615,000	6,660,000	△ 45,000	△ 0.7
	随時分	16,000	16,000	0	0.0
	仮設分	5,000	6,300	△ 1,300	△ 20.6
予算額 (B)	千円	1,327,974	1,335,053	△ 7,079	△ 0.5
内訳	定例分	1,322,149	1,328,789	△ 6,640	△ 0.5
	随時分	4,320	4,368	△ 48	△ 1.1
	仮設分	1,505	1,896	△ 391	△ 20.6
供給単価 (B/A)	円	200.12	199.79	0.33	0.2

* 積算根拠

定例分 6,615,000 m³ × 199.87 円 (供給単価) = 1,322,149 千円
 随時分 16,000 m³ × 270.00 円 (供給単価) = 4,320 千円
 仮設分 5,000 m³ × 301.00 円 (供給単価) = 1,505 千円

※積算結果は、供給単価の一銭未満を切り捨てているため差異が生じる。

○受託事業収益 59,786 千円 予算書P. 376

(単位：千円、%)

区 分	8年度	7年度	増減額	増減率
受託事業収益 (事務経費の1/2負担)	59,786	66,318	△ 6,532	△ 9.8
上下水道料金徴収事務経費	119,572	132,636	△ 13,064	△ 9.8
参考：水道事業会計負担分 (事務経費の1/2負担)	59,786	66,318	△ 6,532	△ 9.8

* 積算根拠

上下水道料金納付書郵送料 7,358,000 円×1/2= 3,679 千円
 上下水道料金徴収業務委託料 105,732,000 円×1/2= 52,866 千円
 コンビニ収納委託料 3,285,000 円×1/2= 1,643 千円
 口座振替手数料 3,067,000 円×1/2= 1,534 千円
 窓口収納手数料 127,000 円×1/2= 64 千円

合 計 59,786 千円



針検業務

② 営業外収益

○分担金 38,263 千円 予算書P. 376

区 分	単 位	8年度	7年度	増 減	増減率 (%)
新規加入者	箇所	180	220	△ 40	△ 18.2
予 算 額	千円	38,263	40,414	△ 2,151	△ 5.3

* 積算根拠

新規加入者(口径20mm) 180 箇所 × 220,000 円 = 39,600 千円
 県水道普及促進支援事業減免額 5 箇所 × △ 29,700 円 = △ 149 千円
 県水道加入促進事業減免額 180 箇所 × △ 6,600 円 = △ 1,188 千円

○他会計補助金 600 千円 予算書P. 376

区 分	単 位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
児童手当給付補助金	千円	600	590	10	1.7

○県補助金 148 千円 予算書P. 376

区 分	単 位	8年度	7年度	増 減	増減率 (%)
新規加入者	箇所	5	220	△ 215	△ 97.7
予 算 額	千円	148	6,534	△ 6,386	△ 97.7

* 積算根拠

新規加入者(住宅のみ。共用水栓除く) 5 箇所 × 29,700 円 = 148 千円

《収益的支出》

① 営業費用

○原水及び浄水費 710,695 千円 予算書P. 378

[その他: 148 千円 水道事業収益: 710,547 千円]

* その他積算根拠

[補助金: 水道普及促進支援事業補助金 148 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

利根川浄水場からの浄水受水により、水道水を安定的に確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

水源の全量を県企業局の利根川浄水場から、年間契約水量に基づき受水する。

(1) 受水費 基本料金 364,400 千円 (契約水量21,800m³-400m³) × 1,290円/m³ × 12月 × 1.10
 使用料金 346,295 千円

((使用水量19,500m³/日 × 45円/m³ × 365日) - 県水道加入促進事業減免額5,473,805円) × 1.10

○配水及び給水費 187,620 千円 予算書P. 378

[その他: 18,573 千円 水道事業収益: 169,047 千円]

* その他積算根拠

[負担金: 消火栓維持管理負担金 1,887 千円]

[負担金: 事業運営経費負担金 16,686 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

配水施設等を適正に管理して、水道水を安定的に供給する。また、定期的な水質検査を行い、水道水の安全性を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

配水池・配水ポンプなどの配水施設の運転管理、維持管理を包括管理委託により効率的かつ効果的に行う。また、効率的な維持管理のために電子化した水道管路管理システムを業務委託により適正に管理し、水道法に基づき配水の定期的な水質検査及び管路施設の点検を業務委託により行う。

(1) 委託料	配水場包括管理委託料	73,021 千円
	水質検査委託料	3,871 千円
	水道管路管理システム委託料	9,526 千円
	水道施設点検委託料	7,084 千円
(2) 修繕費	包括管理修繕費	5,500 千円
	量水器費	40,663 千円
	量水器取替費	26,079 千円
	その他修繕費	13,151 千円
(3) その他	材料費ほか	8,725 千円



配水池



配水ポンプ

○受託事業費 59,786 千円 予算書P. 379

[その他： 59,786 千円]

*その他積算根拠

[受託事業収益： 59,786 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

適正な経理を行うため、下水道使用料徴収事務に係る経費負担を明確に区別する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

上下水道料金徴収委託料の経費のうち、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計が負担する額を計上する。

(1) 通信費	上下水道料金納付書郵送料	3,679 千円
(2) 委託料	上下水道料金徴収業務委託料等	54,509 千円
(3) 手数料	口座振替手数料、窓口収納手数料	1,598 千円

○総係費 191,697 千円 予算書P. 379

[その他： 2,035 千円 水道事業収益： 189,662 千円]

*その他積算根拠

[負担金：事業運営経費負担金 1,435 千円]

[補助金：児童手当給付補助金 600 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

適正な経理を行うため、料金徴収事務を業務委託で実施する。また、安定した事業の継続と効率的な運営を図るため、水道設備管理システムの更新等を業務委託により実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

事業経営に必要な委託料、電気料及び人件費等の経費を計上する。

(1) 委託料	上下水道料金徴収委託料	52,866 千円
	コンビニ等収納委託料	1,643 千円
	その他委託料	11,342 千円
(2) 動力費	配水場電気料	29,930 千円
(3) その他	職員給与費ほか	95,916 千円

② 営業外費用

○支払利息 130 千円 予算書P. 383

[水道事業収益: 130 千円]

(単位: 千円)

区分	7年度末 残高見込額 (利息) (A)	8年度償還額			8年度末 残高見込額 (利息) (A-B)
		元 金	利息 (B)	計	
上水道事業債	234	3,243	130	3,373	104

③ 特別損失

○過年度損益修正損 1,194 千円 予算書P. 383

[水道事業収益: 1,194 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水道料金等の債権を適正に管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

漏水減免等の事実の発生に基づき、決算された収入額を減額修正し、収納状況に応じて還付する。

- ・過年度調定還付修正額

水道料金	550 千円
分担金	643 千円
- ・貸倒損失 1 千円

《資本的収入》

① 補助金

○他会計補助金 768 千円 予算書P. 384

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
児童手当給付補助金	千円	768	356	412	115.7

○国庫補助金 83,852 千円 予算書P. 384

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
防災・安全交付金	千円	83,852	0	83,852	皆増

* 積算根拠

- ・重要施設配水管 64,398 千円
- ・水道管路緊急改善事業 19,454 千円

② 負担金

○他会計負担金 76,547 千円 予算書P. 384

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)	
一般会計負担金	千円	76,547	191,515	△ 114,968	△ 60.0	
内訳	消火栓整備負担金	千円	39,048	31,821	7,227	22.7
	配水管整備負担金	千円	37,499	159,694	△ 122,195	△ 76.5

* 積算根拠

- [消火栓整備負担金]
 - ・消火栓設置工事分 4,950 千円
 - ・消火栓更新工事負担金 32,175 千円
 - ・消火栓工事用資材費負担金 1,923 千円
- [配水管整備負担金]
 - ・総合公園上水新設工事分 18,045 千円
 - ・水道管路緊急改善分 19,454 千円

《資本的支出》

① 建設改良費

○上水道建設費 598,125 千円 予算書P. 384

[補助金： 84,620 千円 負担金： 76,547 千円 過年度分損益勘定留保資金等： 436,958 千円]

*積算根拠

[他会計補助金：児童手当給付補助金 768 千円]

[国庫補助金：防災・安全交付金 83,852 千円]

[他会計負担金：一般会計負担金 76,547 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水道利用者に対して安全・安心な水道水を継続的に供給するため、水道施設の建設又は改良を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

配水施設の耐震化及び老朽管等の更新工事を実施する。

(1) 委託料	配水管工事設計委託料	26,092 千円
	配水ポンプ施設耐震化及び中央監視更新詳細設計業務	29,469 千円
(2) 工事請負費	消火栓設置工事費	4,950 千円
	消火栓更新工事費	32,175 千円
	配水管布設工事費	130,896 千円
	配水管布設替工事費	318,866 千円
	包括管理更新工事費	32,340 千円
(3) その他	職員給与費ほか	23,337 千円



配水管布設替工事

② 企業債償還金

○企業債償還金(元金) 3,243 千円 予算書P. 385

[積立金： 3,243 千円]

(単位：千円)

区 分	7年度末 残高見込額 (元金) (A)	7年度償還額			8年度中 借入予定額 (C)	8年度末残高 見込額(元金) (A - B + C)
		元金(B)	利 息	計		
上水道事業債	7,115	3,243	130	3,373	0	3,872

企業債の借入利率別現在高の状況(8年度末見込・元金)

区 分	2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	3.5%超	計
残高(千円)	2,189	1,683	0	0	0	3,872
件数(件)	4	3	0	0	0	7

4. その他

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

ア たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・先入先出法に基づく原価法

イ 固定資産の減価償却方法

(ア) 有形固定資産

- ・定額法 (ただし、取替資産については、取替法による。)

- ・主な耐用年数

建物 24年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 8年～20年

車両運搬具 5年～6年

工具器具及び備品 3年～15年

(イ) 無形固定資産 (※直接償却)

- ・定額法

施設利用権 15年

ウ 引当金の計上の方法

(ア) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及び法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(イ) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上している。

エ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式で行っている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

(2) セグメント情報に関する注記

ア 報告セグメントの概要

守谷市水道事業会計では、水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

公 共 下 水 道 事 業 会 計

公共下水道事業会計〔上下水道事務所 上下水道課 所管〕

1. 概要

市の公共下水道事業は、昭和50年3月に事業認可を受け事業に着手し、昭和56年9月に供用を開始した。その後も認可変更を重ね、市街化調整区域を含め整備区域を拡大し、農業集落排水事業を合わせた汚水整備率はほぼ100パーセントに達している。

令和8年度も、民間企業による汚水終末処理場（浄化センター）等の下水道施設の包括管理を行う。また、下水道施設の維持管理については、「ストックマネジメント」及び「経営戦略」に基づき、計画的な点検・調査の実施や、下水道管路管理システム及び下水道設備管理システムを活用した効率的な施設の維持管理に努める。さらに、改築更新事業については総合公園新設事業や新守谷駅周辺土地区画整理事業に伴う下水道管の整備を実施するほか、浄化センターの改築更新等を効率的に実施するため包括的な更新事業の基本設計を実施する。

2. 収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
下水道事業収益	営業収益	1,443,240	60.6	1,481,909	64.4	△ 38,669	△ 2.6
	営業外収益	938,623	39.4	820,698	35.6	117,925	14.4
	特別利益	5	0.0	5	0.0	0	0.0
収入合計		2,381,868	100.0	2,302,612	100.0	79,256	3.4

(支出)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
下水道事業費用	営業費用	2,212,235	98.5	2,171,811	98.1	40,424	1.9
	営業外費用	32,158	1.4	40,440	1.8	△ 8,282	△ 20.5
	特別損失	662	0.0	662	0.0	0	0.0
	予備費	3,000	0.1	3,000	0.1	0	0.0
支出合計		2,248,055	100.0	2,215,913	100.0	32,142	1.5

3. 資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
資本的収入	企業債	539,000	23.0	0	0.0	539,000	皆増
	補助金	1,540,718	65.8	938,207	84.7	602,511	64.2
	負担金	60,021	2.6	170,094	15.3	△ 110,073	△ 64.7
	貸付金償還金	200,000	8.6	0	0.0	200,000	皆増
収入合計		2,339,739	100.0	1,108,301	100.0	1,231,438	111.1

(支出)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
資本的支出	建設改良費	3,157,214	90.4	2,323,261	91.4	833,953	35.9
	企業債償還金	199,515	5.7	219,520	8.6	△ 20,005	△ 9.1
	他会計貸付金	138,000	3.9	0	0.0	138,000	皆増
支出合計		3,494,729	100.0	2,542,781	100.0	951,948	37.4

《収益的収入》

① 営業収益

○下水道使用料 1,372,006 千円 予算書P. 408

区 分		単位	8年度	7年度	増 減	増減率 (%)
総有収水量 (A)		m ³	9,906,000	10,049,260	△ 143,260	△ 1.4
内訳	定例分	m ³	9,889,000	10,031,000	△ 142,000	△ 1.4
	随時分	m ³	16,000	17,000	△ 1,000	△ 5.9
	一時使用分	m ³	1,000	1,260	△ 260	△ 20.6
予算額 (B)		千円	1,372,006	1,388,105	△ 16,099	△ 1.2
内訳	定例分	千円	1,369,100	1,384,593	△ 15,493	△ 1.1
	随時分	千円	2,736	3,298	△ 562	△ 17.0
	一時使用分	千円	170	214	△ 44	△ 20.6
使用料単価 (B/A)		円	138.50	138.13	0.37	0.3

* 積算根拠

定例分 9,889,000 m³ × 138.44 円 (使用料単価) ≒ 1,369,100 千円
 随時分 16,000 m³ × 171.00 円 (使用料単価) = 2,736 千円
 一時使用分 1,000 m³ × 170.00 円 (使用料単価) = 170 千円

※積算結果は、使用料単価の一銭未満を切り捨てているため差異が生じる。

《収益的支出》

① 営業費用

○管渠費 81,517 千円 予算書P. 410

[国・県： 7,100 千円 その他： 18,714 千円 下水道事業収益： 55,703 千円]

*国・県積算根拠

[国庫補助金：社会資本整備総合交付金 7,100 千円]

*その他積算根拠

[負担金：雨水処理維持管理負担金 18,714 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

汚水を確実に浄化センターまで流下させるため、汚水管渠を適切に管理する。また、家屋等への浸水を防止するため、雨水管や排水樋管等を適切に管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

雨水管及び雨水管の管内調査・清掃及び排水樋管の設備点検並びに法面等の草刈りを業務委託で行う。また、下水道施設を効率的に維持管理するため、下水道管路管理システムを業務委託により適切に管理する。

(1) 委託料	汚水管渠管理委託料	9,624 千円
	雨水管渠管理委託料	1,793 千円
	樋管管理委託料	5,076 千円
	汚水管渠管理システム委託料	10,846 千円
	雨水管渠管理システム委託料	616 千円
	水質検査委託料	110 千円
	汚水管渠点検調査委託料	28,627 千円
(2) その他	修繕費ほか	24,825 千円

○ポンプ場費 94,263 千円 予算書P. 411

[国・県： 12,500 千円 下水道事業収益： 81,763 千円]

*国・県積算根拠

[国庫補助金：社会資本整備総合交付金 12,500 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

低地の管内にある汚水を浄化センターまで適切に流下させるため、高地までポンプで圧送する中継ポンプ場を適切に管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

建屋ポンプ場の修繕と効率的な維持管理を包括管理委託により行う。

(1) 委託料	ポンプ場包括管理委託料 (建屋ポンプ場6か所、マンホールポンプ場66か所)	53,029 千円
(2) その他	修繕費ほか	41,234 千円

○浄化センター費 604,100 千円 予算書P. 411

[その他： 50 千円 下水道事業収益： 604,050 千円]

*その他積算根拠

[負担金：市PR用看板経費負担金 50 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

浄化センターに流入する汚水を適切に処理し、河川に放流する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

効率的な運転管理と維持管理を包括管理委託により行う。また、汚水の処理過程で発生した汚泥の処分を業務委託で行うとともに、放流水の水質を確認するため、法令に基づく水質検査を業務委託により実施する。

(1) 委託料	浄化センター包括管理委託料	363,483 千円
	廃棄物運搬処分委託料	134,151 千円
	水質検査委託料	5,021 千円
(2) その他	修繕費ほか	101,445 千円



守谷浄化センター

○受託事業費 18,581 千円 予算書P. 411

[その他： 18,581 千円]

*その他積算根拠

[受託事業収益：受託事業収益 18,581 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

効率的な事業運営を図るため、農業集落排水処理場及びポンプ場の運転管理と維持管理を受託する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農業集落排水処理場と浄化センターの一体的な運転管理及び維持管理を公共下水道事業との包括管理委託により行う。

(1) 委託料	受託事業委託料	18,581 千円
---------	---------	-----------

○総係費 233,533 千円 予算書P. 412

[その他： 37,110 千円 下水道事業収益： 196,423 千円]

*その他積算根拠

[負担金：雨水処理維持管理負担金	33,595 千円]
[負担金：水質規制負担金	2,625 千円]
[負担金：排水設備補助金負担金	800 千円]
[補助金：児童手当給付補助金	90 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

適切な経理を行うため、料金徴収事務を業務委託で実施する。また、安定した事業の継続と効率的な運営を図るため、事業場排水調査や下水道設備管理システムの更新等を業務委託により実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

事業経営に必要な委託料、人件費等の経費のほか、事務所の電気代等の共通経費や水道料金と合わせて下水道使用料を徴収する経費の一部を水道事業会計へ支出する。

(1) 委託料	上下水道料金関係委託料	54,154 千円
	下水道事業全体計画変更委託料	67,131 千円
	その他委託料	9,361 千円
(2) 負担金	事業運営経費負担金	18,134 千円
	その他負担金	352 千円
(3) その他	職員給与費ほか	84,401 千円

○資産減耗費 179,968 千円 予算書P. 415

[下水道事業収益 179,968 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

適正な資産管理を行うため、下水道施設の改築更新に伴い撤去等をする資産を固定資産から除却する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

安定した汚水処理を継続するため、下水道施設の改築更新に伴い、廃止する資産の撤去工事等を計画的に行う。

(1) 固定資産除却費	構築物除却費	583 千円
	機械及び装置除却費	154,573 千円
	汚水管撤去工事費	24,805 千円
	その他除却費	6 千円
(2) たな卸資産減耗費	たな卸資産減耗費	1 千円

② 営業外費用

○支払利息 21,933 千円 予算書P. 416

[その他： 2,825 千円 下水道事業収益： 19,108 千円]

*その他積算根拠

[負担金：管渠整備事業支払利息負担金 2,825 千円]

(単位：千円)

区分	7年度末 残高見込額 (利息) (A)	8年度償還額			8年度末 残高見込額 (利息) (A-B)
		元 金	利息 (B)	計	
下水道事業債	88,922	199,515	21,933	221,448	66,989

③ 特別損失

○過年度損益修正損 661 千円 予算書 P. 416

[下水道事業収益: 661 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

下水道使用料の債権を適正に管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

漏水減免等の事実の発生に基づき、決算された収入額を減額修正し、収納状況に応じて還付する。

- ・ 過年度調定還付修正額 下水道使用料 660 千円
- ・ 貸倒損失 1 千円

《資本的収入》

① 企業債

○企業債 539,000 千円 予算書 P. 417

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
下水道建設事業債	千円	539,000	0	539,000	皆増

* 積算根拠

- ・ 公共下水道事業債 (新守谷土地区画整理事業) 539,000 千円

② 補助金

○国庫補助金 1,540,598 千円 予算書 P. 417

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
国庫補助金	千円	1,540,598	937,681	602,917	64.3

* 積算根拠

- ・ 社会資本整備総合交付金 (防災安全) 1,540,598 千円

③ 負担金

○他会計負担金 44,272 千円 予算書 P. 417

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)	
他会計負担金	千円	44,272	154,380	△ 110,108	△ 71.3	
内訳	管渠整備資本費負担金	千円	19,755	19,349	406	2.1
	雨水整備負担金	千円	24,517	96,491	△ 71,974	△ 74.6
	下水道整備負担金	千円	0	38,540	△ 38,540	皆減

* 積算根拠

[管渠整備資本費負担金]

- ・ 雨水管渠整備事業償還元金負担金 15,018 千円 (償還計画に基づくもの)
- ・ 新市街地整備事業償還元金負担金 4,737 千円 (償還計画に基づくもの)

[雨水管渠整備事業負担金]

- ・ 新守谷区画整理事業負担金 868 千円
- ・ 雨水人孔鉄蓋更新工事費 15,110 千円
- ・ 雨水人孔鉄蓋工事用資材費 8,539 千円

○受益者負担金 15,515千円 予算書P. 417

区 分			単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
賦課面積			m ²	22,620	23,420	△ 800	△ 3.4
賦課件数			件	59	61	△ 2	△ 3.3
内訳	一括納付分	猶予	件	10	12	△ 2	△ 16.7
		減免	件	49	49	0	0.0
予 算 額			千円	15,515	15,714	△ 199	△ 1.3

* 積算根拠 (一括納付分)

徴収猶予取消 400 m² × 310 円/m² × 80% × 10 件 ≒ 992 千円
 減免事由消滅 380 m² × 780 円/m² × 49 件 ≒ 14,523 千円

④ 貸付金償還金

○一般貸付金償還金 200,000千円 予算書P. 417

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
一般貸付金償還金	千円	200,000	0	200,000	皆増

* 積算根拠

・一般貸付金償還金 (土地開発公社への貸付：610,000千円のうち) 200,000 千円

《資本的支出》

① 建設改良費

○下水道建設費 3,157,023千円 予算書P. 418

[国・県：1,540,598千円 その他：24,637千円 過年度分損益勘定留保資金等：1,591,788千円]

*積算根拠

[国庫補助金：社会資本整備総合交付金 (防災安全) 1,540,598千円]

*その他積算根拠

[負担金：雨水整備負担金 24,517千円]

[補助金：児童手当給付補助金 120千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

適切な下水道処理を継続するため、汚水管整備や老朽化した下水道施設を更新する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

汚水処理を継続するため、下水道施設の建設又は改良を行う。

(1) 委託料	施工監理委託料	7,568 千円
	改築更新工事設計委託料	41,400 千円
	価格調査委託料	5,500 千円
(2) 負担金	新守谷区画整理事業負担金	1,140,277 千円
	(3) 工事請負費	
	汚水管布設工事費	95,121 千円
	汚水管布設替工事費	62,903 千円
	汚水柵設置工事費	38,720 千円
	汚水人孔鉄蓋更新工事費	50,358 千円
	雨水人孔鉄蓋更新工事費	25,410 千円
	浄化センター改築更新工事費	1,362,467 千円
	中継ポンプ場改築更新工事費	291,621 千円
(4) 職員給与費	職員給料等	17,766 千円
(5) その他	資材費	17,912 千円

② 企業債償還金

○企業債償還金（元金） 199,515 千円 予算書 P. 419

[その他： 35,504 千円 積立金： 164,011 千円]

*その他積算根拠

[負担金：管渠整備資本費負担金 19,755 千円]

[負担金：受益者負担金 15,515 千円]

[負担金：区域外流入工事負担金 234 千円]

(単位：千円)

区 分	7年度末 残高見込額 (元金) (A)	8年度償還額			8年度中 借入予定額 (C)	8年度末 見込額 (元金) (A - B + C)
		元金 (B)	利 息	計		
下水道事業債	1,139,426	199,515	21,933	221,448	539,000	1,478,911

企業債の借入利率別現在高の状況 (R8年度末見込・元金)

区 分	1.5%以下	2.5%以下	3.5%以下	5.5%以下	5.5%超	計
残高 (千円)	14,659	925,252	539,000	0	0	1,478,911
件数 (件)	2	25	1	0	0	28

③ 他会計貸付金

○他会計貸付金 138,000 千円 予算書 P. 419

[過年度分損益勘定留保資金等： 138,000 千円]

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
他会計貸付金	千円	138,000	0	138,000	皆増

4. その他

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

ア たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・先入先出法に基づく原価法

イ 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

- ・定額法 (ただし、取替資産については、取替法による。)

・主な耐用年数

建物 31年～50年

構築物 10年～50年

機械及び装置 6年～20年

車両運搬具 4年～5年

工具器具及び備品 4年～5年

ウ 引当金の計上の方法

(7) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及び法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(イ) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上している。

エ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式で行っている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

(2) 予定貸借対照表に関する注記

ア 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債(1年以内に償還予定のものを含む。)の償還に対して、他会計が負担すると見込まれる額は、558,755千円である。

(3) セグメント情報に関する注記

ア 報告セグメントの概要

守谷市公共下水道事業会計では、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

農業集落排水事業会計

農業集落排水事業会計〔上下水道事務所 上下水道課 所管〕

1. 概要

市の農業集落排水事業は、西板戸井地区の農業用水域の水質保全と生活環境の改善を目的として、平成8年度に事業に着手し、平成12年10月から供用を開始した。

令和8年度も、公共下水道事業の包括管理委託と一体的に効率的な運転管理、維持管理を行うとともに、西板戸井処理場の改築更新事業を計画的に実施していく。

また、事業の経営状況を的確に把握し、将来の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和5年度から農業集落排水事業に地方公営企業法を適用しており、引き続き適切な会計処理に基づく事業運営を行っていく。

2. 収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
農業集落排水事業 収益	営業収益	5,429	11.5	5,429	11.0	0	0.0
	営業外収益	41,658	88.5	43,771	89.0	△ 2,113	△ 4.8
	特別利益	1	0.0	1	0.0	0	0.0
収入合計		47,088	100.0	49,201	100.0	△ 2,113	△ 4.3

(支出)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
農業集落排水事業 費用	営業費用	45,080	95.8	46,965	95.5	△ 1,885	△ 4.0
	営業外費用	1,003	2.1	1,231	2.5	△ 228	△ 18.5
	特別損失	5	0.0	5	0.0	0	0.0
	予備費	1,000	2.1	1,000	2.0	0	0.0
支出合計		47,088	100.0	49,201	100.0	△ 2,113	△ 4.3

3. 資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
資本的収入	長期借入金	138,000	84.3	0	0.0	138,000	皆増
	補助金	9,295	5.7	13,250	43.5	△ 3,955	△ 29.8
	負担金	15,765	9.6	16,479	54.2	△ 714	△ 4.3
	分担金	692	0.4	692	2.3	0	0.0
収入合計		163,752	100.0	30,421	100.0	133,331	438.3

(支出)

(単位：千円、%)

款	項	8年度	構成比	7年度	構成比	増減額	増減率
資本的支出	建設改良費	147,987	90.4	13,942	45.8	134,045	961.4
	企業債償還金	15,765	9.6	16,479	54.2	△ 714	△ 4.3
支出合計		163,752	100.0	30,421	100.0	133,331	438.3

《収益的収入》

① 営業収益

○農業集落排水処理施設使用料 5,427千円 予算書P. 436

区 分	単位	8年度	7年度	増 減	増減率 (%)
総有収水量 (A)	m ³	45,606	45,606	0	0.0
内訳	定例分	45,600	45,600	0	0.0
	随時分	6	6	0	0.0
予算額 (B)	千円	5,427	5,427	0	0.0
内訳	定例分	5,426	5,426	0	0.0
	随時分	1	1	0	0.0
使用料単価 (B/A)	円	119.00	119.00	0	0.0

* 積算根拠

定例分 45,600 m³ × 118.99 円 (使用料単価) ≒ 5,426 千円

随時分 6 m³ × 166.66 円 (使用料単価) ≒ 1 千円

※積算結果は、使用料単価の一銭未満を切り捨てているため差異が生じる。

《収益的支出》

① 営業費用

○管渠費 4,319千円 予算書P. 437

[農業集落排水事業収益 (一般会計補助金含む) : 4,319千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

汚水を確実に処理場まで流下させるため、汚水管渠を適切に管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

汚水管渠路面復旧工事等を行う。

- (1) 路面復旧費 汚水管渠路面復旧工事費 2,134千円
- (2) その他 委託料ほか 2,185千円

○ポンプ場費 4,134千円 予算書P. 437

[農業集落排水事業収益 (一般会計補助金含む) : 4,134千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

低地の管内にある汚水を処理場まで適切に流下させるため、高地までポンプで圧送する中継ポンプ場を適切に管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

マンホールポンプ場の修繕と効率的な維持管理を包括管理委託により行う。

- (1) 委託料 ポンプ場包括管理委託料 3,030千円
(マンホールポンプ場11か所)
- (2) その他 修繕費ほか 1,104千円

○処理場費 16,682 千円 予算書P. 437

[農業集落排水事業収益（一般会計補助金含む）： 16,682 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

処理場に流入する汚水を適切に処理し、汚泥を浄化センターへ運搬する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

効率的な運転管理と維持管理を包括管理委託により行う。また、汚水の処理過程で発生した汚泥の運搬を業務委託で行う。

(1) 委託料	処理場包括管理委託料	8,479 千円
	汚泥搬出処分委託料	3,652 千円
	警備委託料	135 千円
(2) その他	修繕費ほか	4,416 千円



西板戸井地区 農業集落排水処理場

○総係費 1,226 千円 予算書P. 437

[農業集落排水事業収益（一般会計補助金含む）： 1,226 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

適切な経理を行うため、料金徴収事務を業務委託で実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

事業経営に必要な委託料のほか、農業集落排水処理施設使用料を徴収する経費の一部を水道事業会計へ支出する。

(1) 委託料	農業集落排水処理施設使用料徴収委託料	354 千円
	財務会計システム委託料	726 千円
	汚水設備管理システム委託料	29 千円
(2) その他	茨城県農業集落排水事業連絡協議会会費ほか	117 千円

② 営業外費用

○支払利息 783 千円 予算書P. 438

[他会計負担金： 783 千円]

(単位：千円)

区分	7年度末 残高見込額 (利息) (A)	8年度償還額			8年度末 残高見込額 (利息) (A - B)
		元 金	利息 (B)	計	
下水道事業債	1,600	15,765	783	16,548	817

《資本的収入》

① 長期借入金

○他会計借入金 138,000 千円 予算書P. 439

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
他会計借入金	千円	138,000	0	138,000	皆増

* 積算根拠

[他会計借入金]

・下水道事業会計借入金 138,000 千円

② 補助金

○他会計補助金 2,045 千円 予算書P. 439

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
一般会計補助金	千円	2,045	6,050	△ 4,005	△ 66.2

○国庫補助金 7,250 千円 予算書P. 437

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
農村漁村地域整備交付金	千円	7,250	6,000	1,250	20.8

* 積算根拠

[農村漁村地域整備交付金]

・農村漁村地域整備交付金 7,250 千円

③ 負担金

○他会計負担金 15,765 千円 予算書P. 439

区 分	単位	8年度	7年度	増減額	増減率 (%)
管渠整備資本費負担金	千円	15,765	16,479	△ 714	△ 4.3
内訳 農業集落排水施設整備事業資本費負担金	千円	15,765	16,479	△ 714	△ 4.3

* 積算根拠

[農業集落排水施設整備事業資本費負担金]

・農業集落排水事業債償還元金負担金 15,765 千円 (償還計画に基づくもの)

《資本的支出》

① 建設改良費

○農業集落排水施設建設費 147,987 千円 予算書P. 439

[国・県： 7,250 千円 その他： 140,737 千円]

* 積算根拠

[国庫補助金：農村漁村地域整備交付金 7,250 千円]

* その他積算根拠

[長期借入金：下水道事業会計借入金 138,000 千円]

[補助金：一般会計補助金 2,045 千円]

[分担金：農業集落排水事業分担金 692 千円]

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

適切な汚水処理を継続するため、汚水柵設置や老朽化した汚水人孔鉄蓋を更新する。また、将来における施設の適切な更新を行うため、処理場の改築更新工事に着手する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

汚水処理を継続するため、農業集落排水処理施設の建設又は改良を行う。

(1) 委託料	実施設計委託料	14,500 千円
(2) 工事請負費	汚水柵設置工事費	1,023 千円
	汚水人孔鉄蓋更新工事費	924 千円
	処理場改築更新工事費	131,540 千円

② 企業債償還金

○企業債償還金（元金） 15,765 千円 予算書 P. 439

[その他： 15,765 千円]

*その他積算根拠

[負担金：農業集落排水施設整備事業資本費負担金 15,765 千円]

(単位：千円)

区 分	7年度末 残高見込額 (元金) (A)	8年度償還額			8年度中 借入予定額 (C)	8年度末残高 見込額 (元金) (A - B + C)
		元金 (B)	利 息	計		
下水道事業債	44,460	15,765	783	16,548	0	28,695

企業債の借入利率別現在高の状況 (8年度末見込・元金)

(単位：千円)

区 分	1.5%以下	2.5%以下	3.5%以下	5.5%以下	5.5%超	計
残高 (千円)	521	28,174	0	0	0	28,695
件数 (件)	1	8	0	0	0	9

4. その他

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表を作成している。

ア 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

・定額法

・主な耐用年数

建物 50年

構築物 50年

機械及び装置 8年～20年

イ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式で行っている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

(2) 予定貸借対照表に関する注記

ア 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債(1年内に償還予定のものを含む。)は、全額他会計が負担すると見込まれている。

(3) セグメント情報に関する注記

ア 報告セグメントの概要

守谷市農業集落排水事業会計では、農業集落排水事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

＜参考資料＞

1	令和8年度守谷市予算編成方針・・・・・・・・・・・・・・・・	183
2	当初予算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	191
3	一般会計当初予算額の構成比・・・・・・・・・・・・・・・・	194
4	一般会計予算説明資料	
4-①	都市計画税の充当状況・・・・・・・・・・・・・・・・	195
4-②	他会計への繰出金等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	196
4-③	主な一部事務組合負担金・・・・・・・・・・・・・・・・	197
4-④	目的別・性質別歳出一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	198
4-⑤	目的別・節別歳出一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	200
4-⑥	ふるさとづくり寄附の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	202
5	水道事業予定損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	204
6	公共下水道事業予定損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	205
7	農業集落排水事業予定損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	206
8	基金等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	207
9	借入金等の残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	208
10	引き上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧表・・・・・・	210

令和8年度予算編成方針について

守谷市予算事務規則第5条の規定に基づき、令和8年度予算編成方針を次のとおり定めたので通知する。

各部長・課長においては、方針の内容を十分理解の上、予算編成作業を行うこと。

令和7年10月29日

守谷市長 松丸修久

令和8年度予算編成方針

第1 本市の財政状況

本市の財政状況については、財政健全化法に基づく財政の健全性を示す4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）はいずれも早期健全化基準以下であり、法の制度下においては健全な財政状況にはある。

しかしながら、令和6年度決算において、市税は定額減税を考慮した場合、実質的に増収となっているものの、人件費や物件費など一般財源を充てている経常経費（いわゆる経常経費充当一般財源）は、物価高騰の影響等により前年度比7.5億円の増額となっている。

さらに、公共施設の改修や総合公園の整備といった臨時的経費が歳出予算を圧迫し、その財源としての起債も増加傾向にある。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率を見ると、前年度比1.4ポイント増の94.8%と年々硬直化が進行している。今後予測される経常経費の更なる圧迫に耐えるためには、大胆かつ徹底的な経常経費の削減が不可欠である。

一方で、(仮称)守谷SAスマートICやヤクルト2軍施設を含む総合公園の整備等の大規模プロジェクトのほか、DX、SDGs、カーボンニュートラルをはじめとしたグリーントランスフォーメーション(GX)など、時代に即した多様で高度な行政課題への戦略的な対応には、十分な

財政力も求められる。

現状では、ふるさとづくり寄附金（以下「ふるさと納税」という。）を政策的・重点的な事業に活用し取組を進めているが、ふるさと納税制度がなくなった場合は、事業計画の大幅な見直しを余儀なくされる不確実な状況である。

第2 令和8年度以降の財政収支の見通し

本市では、令和3年度に策定した令和4年度から令和8年度を期間とする「守谷市中期財政計画」に基づき、計画的で持続可能な財政運営を行うこととしている。

8月に実施した財政計画における収支計画の見直しに係る調査の結果、令和8年度の歳入において、自主財源の中心となる市税については、個人・法人市民税では約0.8億円の増額、固定資産税でも0.9億円の増額を見込むなど、令和7年度当初予算との比較では市税全体で1.8億円の増額を見込んでいる。

これら市税に、地方譲与税や県からの交付金等を加えた経常的な一般財源の総額は、普通交付税の増額見込により、令和7年度当初予算から6.5億円の増額を見込んでいる。

歳出においては、義務的経費である人件費は、職員数増加の抑制により、令和7年度と同程度の水準を見込んでいる（ただし、人事院勧告による増額を見込んでいないことに注意が必要）。

扶助費は、例年同様、民間保育所等の利用に要する子ども・子育て支援給付事業の増、障がい福祉費や生活保護費といった社会保障費の増等により、一般財源ベースで0.6億円の増額を見込んでいる。

公債費は、定時償還額の増により、一般財源ベースで0.7億円の増額を見込んでいる。

これら義務的経費合計では、一般財源ベースで1.3億円の増額となる。

その他の主な経費では、物件費は人件費や物価の高騰等により一般財源ベースで3.1億円の増額、補助費等は公共下水道事業会計負担金（雨水管渠整備事業負担金）の増額等により一般財源ベースで7.6億円の増額、普通建設事業費は（仮称）守谷S AスマートI Cに係る工事等により事業費ベースでは大幅な増額を見込んでいるが、起債の活用により一般財源

ベースでは大きな増額にはならない推計を立てている。

これらの経費に義務的経費を加えた歳出合計では、一般財源ベースで9.6億円の増額となる見込みである。

これらを受け、令和8年度の財政収支については、令和7年度までに受けたふるさと納税を積み立てたふるさとづくり基金や財政調整基金を、財政計画（令和6年度ローリング版）で見込んだとおりに繰り入れても、4.1億円の歳出超過となっている。

さらに、令和13年度～17年度においては、常総地方広域市町村圏事務組合のごみ処理施設改修工事に伴う負担金の大幅な増額が以前から見込まれていたが、工事費が昨年度から更に増額になったこと、改修工事に備えた基金の造成を令和9年度から開始することになり、財源が前倒しで必要となったことから、負担金が増額となる時期に変更が生じ、市の財政運営にも大きく影響を及ぼすことが懸念される。

そのため、令和8年度以降、各課の推計どおりに事業を進めていくと、ふるさとづくり基金を令和7年度当初予算額程度充当した場合でも、令和11年度には財政調整基金が枯渇してしまい、現状のままでは令和11年度以降の予算を組むことができない状況となる（別紙「R08 財政収支見通し」参照）。

このような状況の中、持続可能な財政運営を行っていくためには、令和10年度までの3年間で財源を生み出し、財政調整基金等の残高を増やして収支を均衡させることが絶対条件となる。

第3 予算編成の基本方針 ー行政経営における基本的な考え方ー

1 本市を取り巻く状況と課題

令和8年度は、「第三次守谷市総合計画」の5年目を迎え、前期基本計画・第2期総合戦略の最終年度に位置する。表面化するこれまでの成果や課題を踏まえ、次期計画へとつなげていく展望の年となる。

社会全体に目を向けると、少子高齢化による労働力不足や社会保障問題、年々深刻さを増す地球温暖化など、持続可能な社会を実現するための対策が急務となっている。

さらに、多様性の尊重やデジタル化・グローバル化が進展する中、新たな社会構造への柔軟な適応が求められている。

社会の価値観や構造が大きく変わる時代の変革期を迎える今、市民が将来にわたり安心して暮らせるよう、包摂的かつ持続可能な行政サービスを提供することが、私たちの責務であることを改めて認識しなければならない。

そのためには、令和3年度に策定した「守谷市DX推進計画」に基づき、デジタル技術やAI技術の活用等による業務効率化などの行財政改革をこれまで以上に取り組むことはもちろんのこと、市民の誰もが快適で質の高い生活を送ることができる超スマート社会を実現させることが大きな鍵となる。

そして、職員一人ひとりの意識と行動の積み重ねが経営基盤を築くという自覚を持ち、令和3年度に策定した守谷市中期財政計画で示す財源不足への対応（多様な財源の確保、DX推進による経費削減、扶助費の伸び率を抑制、民間活力の活用、事業の必要性の精査及び平準化など）に、断固たる決意で取り組まなければならない。

2 重点政策と政策推進に直結する施策

上記の課題を踏まえ、市民の目線に立った政策を実現するために、令和8年度における本市の行政経営に関しては、「DX推進や業務・組織の見直し等による行政のダウンサイジングの実現」を最重点事項として推進する。

さらに、次の5つの重点政策の推進に直結する施策を優先的に取り組むこととする。

重点政策1 「わくわく子育て王国もりや」未来へつなぐ、教育・子育て

【政策推進に直結する施策】

- ・施策1 : 子育て支援の充実
- ・施策2 : 教育改革の推進

重点政策2 「いきいきシニア王国もりや」未来へつなぐ、健幸

【政策推進に直結する施策】

- ・施策5 : 高齢者福祉の充実

重点政策3 「地域主導・住民主導による市民王国もりや」未来へつなぐ、地域・ひと

【政策推進に直結する施策】

- ・施策 8 : 活気ある地域活動の推進
- ・施策 11 : 防災・減災対策の充実

重点政策4 「スマートデジタル王国もりや」未来へつなぐ、DX

【政策推進に直結する施策】

- ・施策 9 : 信頼できる行政運営の推進

重点政策5 「王国もりやの未来づくり」

【政策推進に直結する施策】

- ・施策 10 : 環境にやさしい生活の創出

第4 予算要求基準

1 要求に際しての基本方針

(1) 決算額や実績に基づいた予算要求

単に「例年どおり」といった慣例的な予算要求は認めない。真に必要な予算であるかを適切に見極めるため、決算額や実績、行政評価結果といった具体的な根拠に基づいて要求すること。

所期の目的を達成した事業や成果の向上が見られない事業は、必要に応じて縮小・廃止し、優先的に取り組むべき事業に注力することでメリハリをつけること。

(2) 「今」だけでなく「将来」にも責任を持った予算要求

限られた財源・人員の中で適切な事務量・業務量を認識し、現年度での着実な事業執行が見込まれることを十分に考慮して、責任ある厳選された事業費を要求すること。

また、新規事業を始める際には、予め事業期間及び成果指標等を設定し、その期間の成果等を評価した上で判断すること。さらに、令和8年度のみではなく後年度の見通しも精査し、将来にわたる予算を考慮して総合的に管理すること。

(3) トータルコストでの予算認識

業務の工程等をしっかりと把握し、誰が行うべき業務（例：直営、業務委託、職階、正規職員、会計年度任用職員など）であるかを的確に判断した上で、その業務に従事する人件費までを含めたトータルコストで事業費を捉えること。

2 予算要求の規模

令和8年度の予算編成については、令和10年度までの3年間で財源を生み出さないと財政が破綻してしまう危機的状況であり、これ以上経常経費を増やすことは現実的に不可能であることから、一人ひとりが責任感を持って、経費区分ごとに設定された上限額の範囲内で予算を要求すること。

特に、経常経費の削減に当たっては、守谷市の未来を左右する最重要課題であるため、デジタル技術の活用や業務の統廃合等により、徹底した無駄の排除や業務の効率化を図ることで確実に成果を出すこと。

経費区分ごとの予算要求基準

区 分	要 求 基 準 等
経常経費	令和7年度当初予算額（一般財源ベース）を上限とすること。 ※単位は課レベルとする。 ※物価高騰による増額が見込まれる場合も、仕様の見直し等により増額しないように努めること。
臨時経費	財政計画に計上しているものはその額を上限に、その他の臨時経費は必要額を計上すること。 ※いずれも一件ごとに査定する。

第5 予算編成における特記事項

1 DX推進によるコスト削減と業務効率化

AIなどのデジタル技術を積極的に活用しながら、旧来的な思考や手法を見直して大胆に変革させることで、無駄を徹底的に排除し、利便性向上や業務効率化を図ること。

人・時間・財源は有限であることを強く意識して、組織の枠や既成概念にとらわれることなく、限られた人材で最大の効果を発揮すること。

特に、ペーパーレス化を徹底して行い、紙の購入量を前年比30%減とすること。

なお、DX推進に伴う一時的な経費の増加は将来への投資として認めるが、DX化することが目的となることのないよう、人件費削減や業務効率化などの成果に必ずつなげること。

2 前例にとらわれない必要性の見極め

修理・修繕、買い替え、更新など、既存の設備・物品・事業等を継続する際には、前例にとらわれることなく、その必要性を精査すること。

より効率的・低予算で実施できる代替案や今のニーズへの適合、他事業との重複、行政が行うべき事業であるかなど、多角的に必要性を見極めること。

3 外部資源の確保と活用

国・県・他市町村等から積極的に情報を収集するなどして、補助金、交付金、民間資金等及び交付税措置の確認を徹底し、幅広い視点から財源の確保に努めること（外部資金や交付税措置のある事業は、予算化に際して優先順位が高くなる）。

さらに、包括連携協定を締結している企業等の民間活力を積極的に取り入れ、行政のみでは十分に対応できない専門的な分野等を補完していくこと。

4 ふるさと納税等の活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）による寄附金は、有効な財源確保の手段となることから、職員全員が営業マンという意識を持ち、これまで以上に全力を挙げて寄附増額を目指すこと。

また、クラウドファンディングを活用し、新たな財源を確保することで、独自に事業を運営するという視点も必要である。

5 財政計画との整合性

守谷市中期財政計画における収支見直し調査との整合性を図った予算要求を行うこと（新規事業は、原則、本調査に計上したものに限る）。

財政収支見通し(一般会計)

※各年度とも、ふるさとづくり寄附金に係る歳入及び歳出は計上していない。

(単位:百万円)

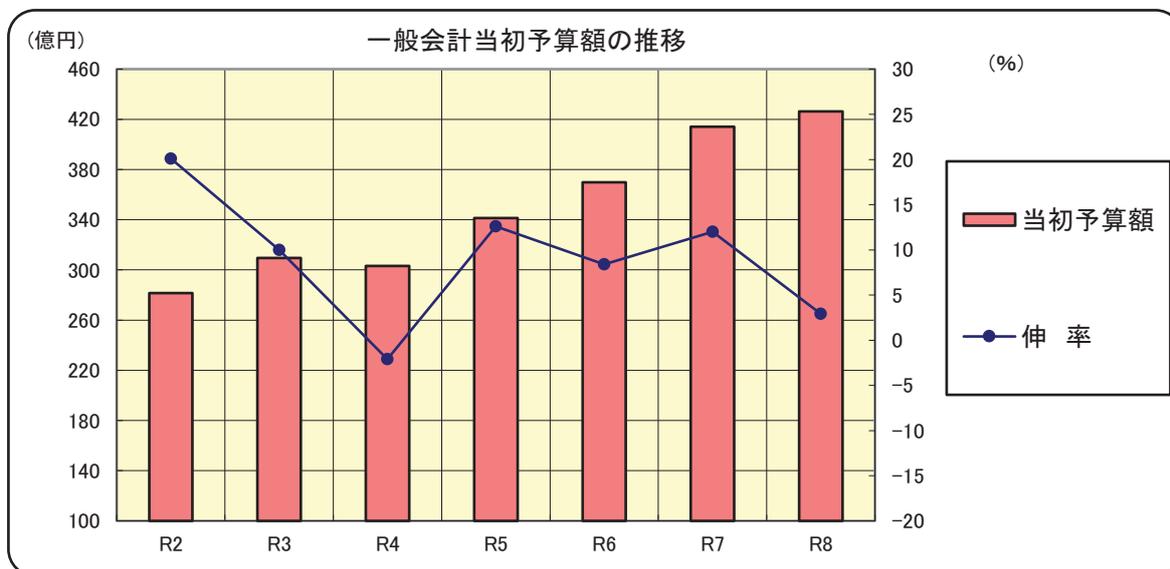
区分	R7当初	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
歳出	義務的経費	15,433	15,416	15,621	15,881	16,235	16,619	16,878	17,239	17,518	17,766	17,800
	人件費	4,963	4,959	4,974	4,981	4,996	5,004	4,991	4,984	4,976	4,957	4,740
	扶助費	8,877	9,190	9,339	9,497	9,663	9,842	9,928	10,090	10,262	10,345	10,531
	公債費	1,193	1,267	1,308	1,403	1,576	1,773	1,959	2,165	2,280	2,464	2,529
	他会計・基金借入金返済分	400										
	物件費	6,840	7,042	7,316	7,106	7,200	7,582	7,581	7,849	7,661	7,503	7,938
	その他行政経費	5,991	6,860	6,941	6,747	6,532	6,699	6,804	6,989	7,028	7,315	6,608
	普通建設事業費	5,158	5,897	4,375	6,382	8,142	9,907	6,916	1,954	1,807	1,444	1,102
	歳出合計 ①	33,422	35,215	34,253	36,116	38,109	40,807	38,179	34,031	34,014	34,028	33,448
	歳入	一般財源	15,599	16,250	16,456	16,702	17,019	17,331	17,573	17,890	18,168	18,455
市税		12,427	12,605	12,501	12,477	12,524	12,386	12,348	12,335	12,213	12,170	12,144
譲与税・交付金等		3,172	3,645	3,955	4,225	4,495	4,945	5,225	5,555	5,955	6,285	6,615
国・県支出金		8,014	8,729	8,861	9,338	10,732	12,013	11,313	9,033	8,946	8,684	9,023
市債		2,634	3,414	1,866	3,515	3,868	5,296	3,117	810	960	635	621
その他歳入		1,911	1,878	1,771	1,766	1,759	1,757	1,752	1,743	1,738	1,728	1,718
小計		28,158	30,271	28,954	31,321	33,378	36,397	33,755	29,476	29,812	29,502	30,121
財政調整基金繰入金		2,688	2,519	2,870	2,305	1,848						
公共公益施設整備基金繰入金												
ふるさとづくり基金繰入金		2,576	2,425	2,429	2,490	2,449	2,435	2,461	2,411	2,404	2,473	2,451
歳入合計 ②		33,422	35,215	34,253	36,116	37,675	38,832	36,216	31,887	32,216	31,975	32,572
収支(②-①)	0	0	0	0	-434	-1,975	-1,963	-2,144	-1,798	-2,053	-876	
財政調整基金残高(年度末)	4,200	3,538	2,431	1,848								
市債残高	17,301	19,605	20,385	22,752	25,364	29,277	30,923	30,104	29,317	28,015	26,619	

2. 当初予算額の推移

(1) 一般会計

(単位：千円、%)

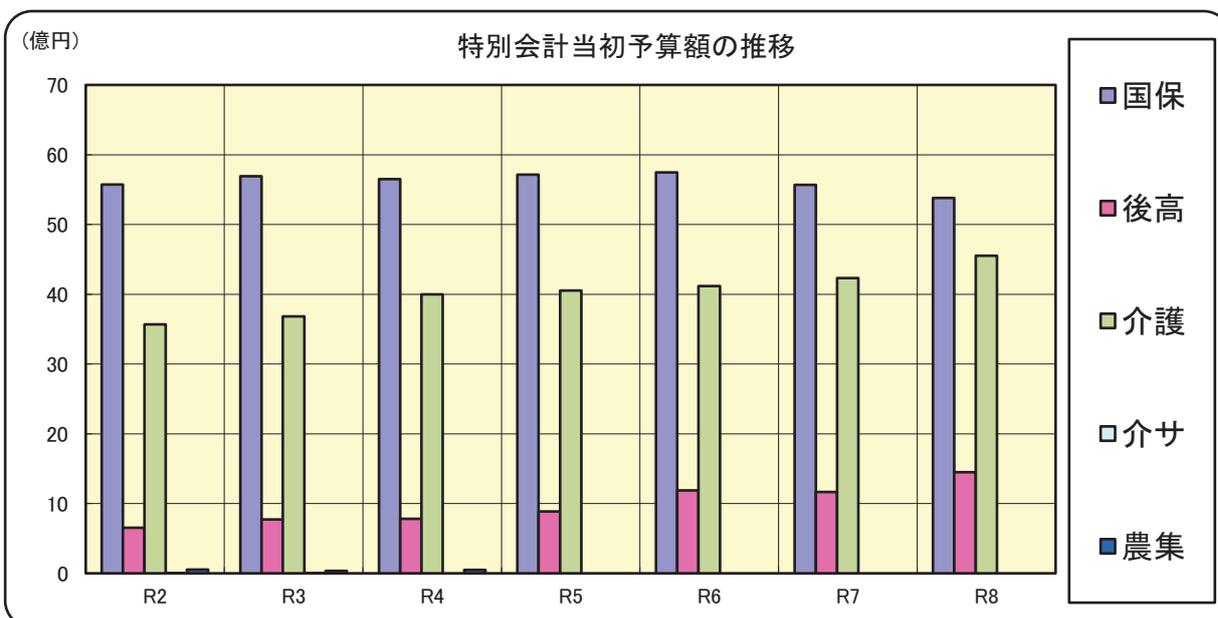
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初予算額	28,151,000	30,965,000	30,315,000	34,124,000	36,988,000	41,422,000	42,623,000
伸率	20.1	10.0	△ 2.1	12.6	8.4	12.0	2.9



(2) 特別会計

(単位：千円、%)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国保	5,571,419	5,693,267	5,648,113	5,715,360	5,748,229	5,568,685	5,378,215
後期高齢	650,846	769,832	782,237	884,118	1,186,931	1,167,834	1,449,163
介護	3,567,950	3,680,888	3,997,472	4,053,951	4,117,306	4,229,682	4,552,700
介護サービス	180	39	-	-	-	-	-
農集※	52,217	37,308	48,093	-	-	-	-
計	9,842,612	10,181,334	10,475,915	10,653,429	11,052,466	10,966,201	11,380,078
伸率	6.4	3.4	2.9	1.7	3.7	△ 0.8	3.8

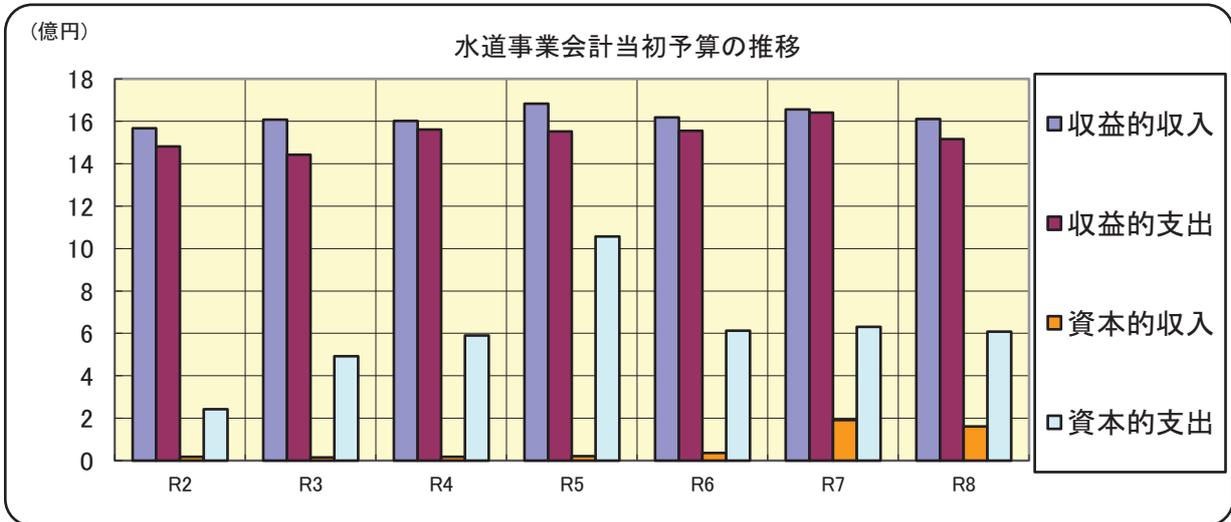


※農業集落排水事業会計：令和5年度から地方公営企業法の適用となる企業会計に移行

(3) 水道事業会計

(単位：千円)

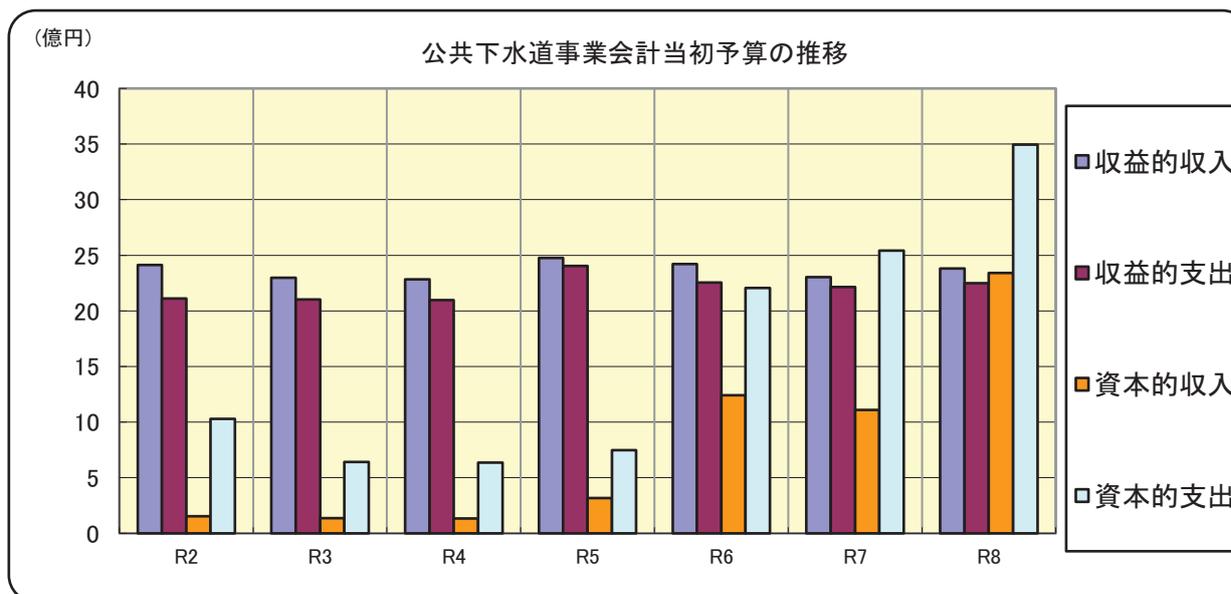
年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的收入	1,566,972	1,608,132	1,602,384	1,683,214	1,618,132	1,655,875	1,610,488
収益の支出	1,481,718	1,442,791	1,560,706	1,552,467	1,555,332	1,641,183	1,516,396
資本的收入	17,836	15,025	18,679	21,389	35,602	191,871	161,167
資本の支出	242,966	492,677	590,084	1,056,856	612,236	631,016	607,975



(4) 公共下水道事業会計

(単位：千円)

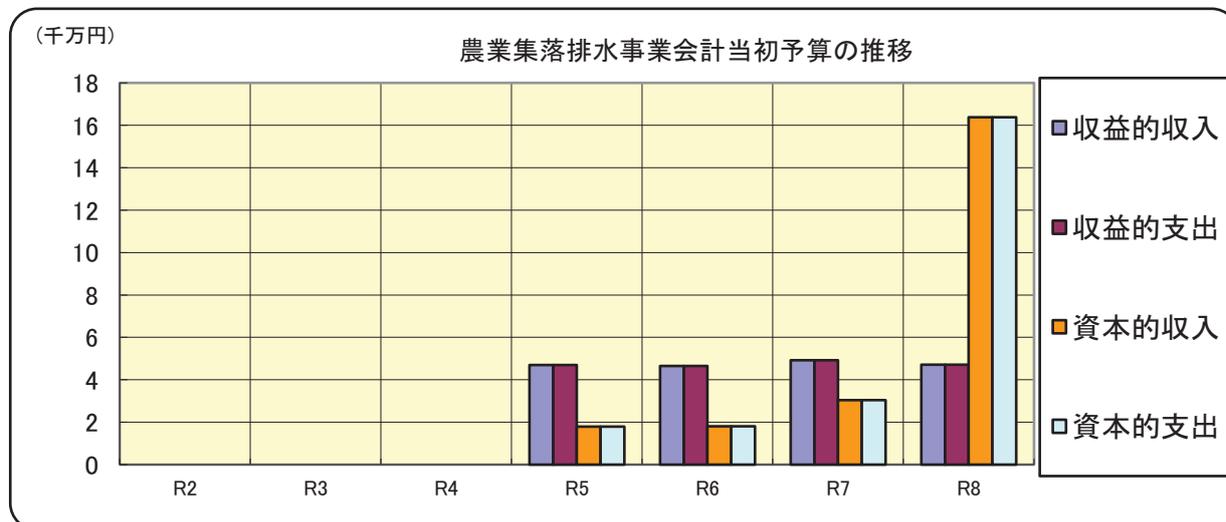
年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的收入	2,413,699	2,296,970	2,282,894	2,476,662	2,422,193	2,302,612	2,381,868
収益の支出	2,111,547	2,101,663	2,096,614	2,404,552	2,255,146	2,215,913	2,248,055
資本的收入	154,905	136,967	134,959	316,528	1,242,671	1,108,301	2,339,739
資本の支出	1,029,000	641,665	635,046	748,888	2,206,676	2,542,781	3,494,729



(5) 農業集落排水事業会計

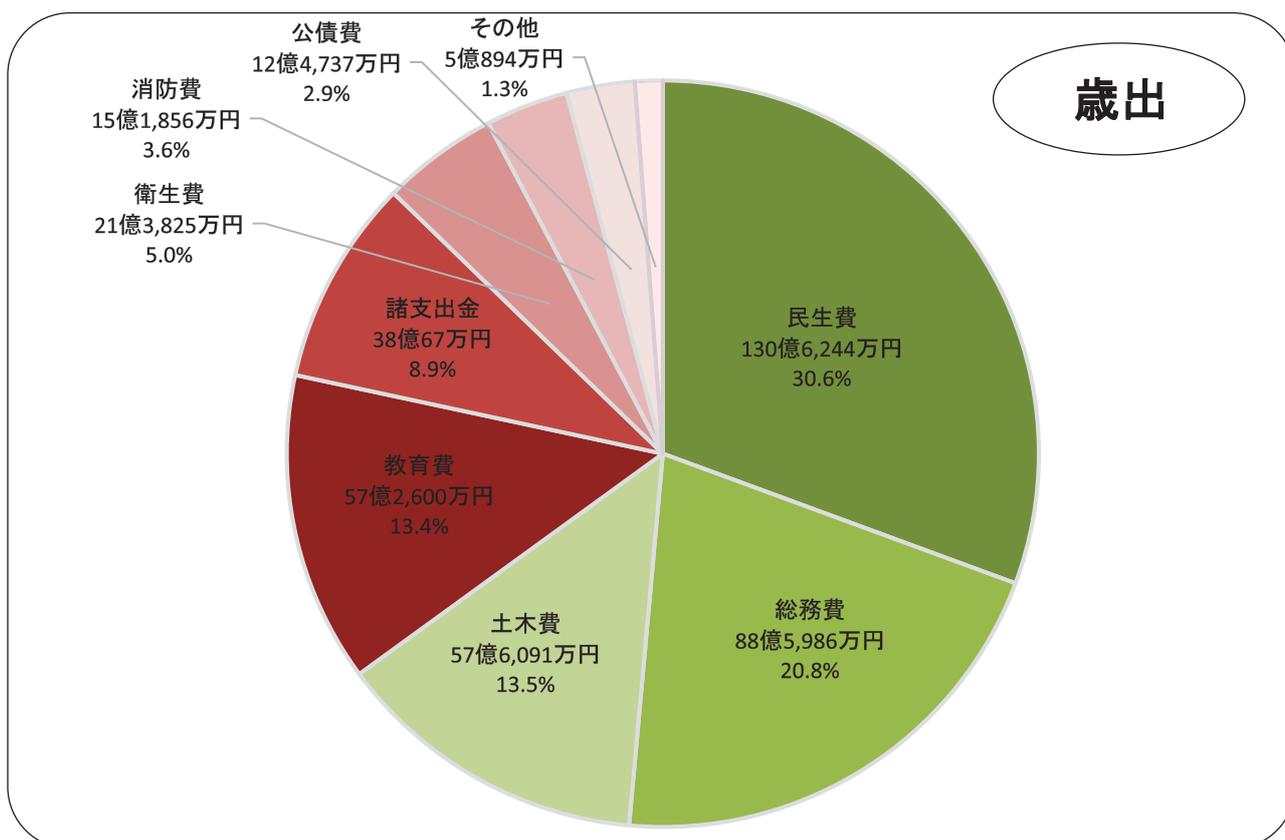
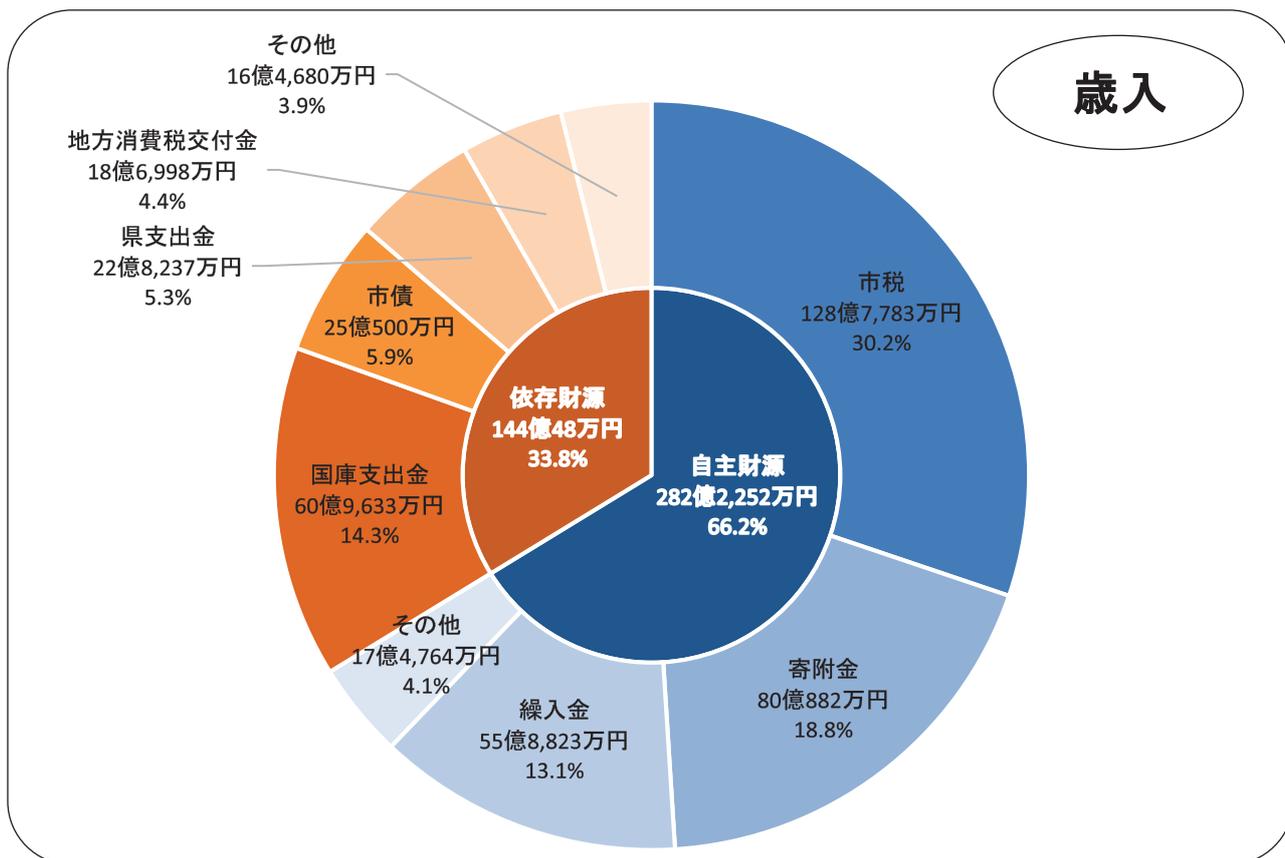
(単位：千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的收入	-	-	-	47,023	46,449	49,201	47,088
収益の支出	-	-	-	47,023	46,449	49,201	47,088
資本的收入	-	-	-	17,873	18,128	30,421	163,752
資本の支出	-	-	-	17,873	18,128	30,421	163,752



3. 一般会計当初予算額の構成比

一般会計 426億2,300万円 令和7年度414億2,200万円 前年度比 2.9%増



4. 一般会計予算説明資料

4-① 都市計画税の充当状況

(単位：千円)

区 分	事業費	財源内訳				
		国県支出金	市債	その他の 特定財源	都市計画税	一般財源
都市計画事業	2,445,889	684,709	784,000	0	645,919	331,261
公園費	1,695,142	506,160	630,000	0	308,232	250,750
公園施設改修事業	78,100	0	0	0	78,100	0
総合公園新設事業	1,617,042	506,160	630,000		230,132	250,750
公共下水道事業	103,091	0	0	0	22,580	80,511
街路事業費	464,113	107,789	63,000	0	293,324	0
坂町清水線整備事業	241,636	13,200	0	0	228,436	0
西口大柏線整備事業	13,791	7,139	0	0	6,652	0
みずき野大日線整備事業	208,686	87,450	63,000	0	58,236	0
新守谷駅周辺土地区画整理事業	183,543	70,760	91,000	0	21,783	0
地方債償還額 ※1	192,611	0	0	0	192,611	158,617
市借入分	192,611	0	0	0	192,611	0
合 計	2,638,500	684,709	784,000	0	838,530	489,878

※1. 地方債償還額は、これまで都市計画事業の財源として借り入れた地方債の元利償還金のみを計上しています。

4-② 他会計への繰出金等の状況

(単位：千円)

名 称	8年度	7年度	比 較
国民健康保険特別会計	343,001	354,417	△ 11,416
保険基盤安定繰出（保険税軽減分）	103,655	111,758	△ 8,103
保険基盤安定繰出（保険者支援分）	84,460	82,918	1,542
未就学児均等割保険税繰出	2,355	2,487	△ 132
職員給与費等繰出	122,786	125,825	△ 3,039
再任用職員給与費等繰出	5,285	5,282	3
産前産後保険税繰出	641	965	△ 324
出産育児一時金等繰出	8,334	10,000	△ 1,666
財政安定化支援事業繰出	15,484	15,181	303
その他繰出	1	1	0
後期高齢者医療特別会計	189,056	166,394	22,662
事務費繰出	39,343	36,560	2,783
保険基盤安定繰出	149,713	129,834	19,879
介護保険特別会計	812,338	756,422	55,916
介護給付費繰出	507,505	470,532	36,973
職員給与費等繰出	150,764	145,333	5,431
事務費繰出	90,341	81,666	8,675
地域支援事業費繰出（介護予防事業）	14,811	13,517	1,294
地域支援事業費繰出（包括的支援事業・任意事業）	20,006	16,129	3,877
低所得者保険料軽減繰出	28,113	28,571	△ 458
低所得者保険料軽減繰出（過年度精算分）	798	1,197	△ 399
水道事業会計	79,802	196,066	△ 116,264
児童手当負担金	1,368	946	422
消火栓維持管理負担金	1,887	3,605	△ 1,718
消火栓設置負担金	39,048	31,821	7,227
配水管整備事業負担金	37,499	159,694	△ 122,195
公共下水道事業会計	103,091	235,964	△ 132,873
雨水処理維持管理負担金	52,309	74,457	△ 22,148
水質規制負担金	2,625	1,920	705
下水道事業債償還元利負担金	22,580	22,580	0
雨水管渠整備事業負担金	24,517	96,491	△ 71,974
その他繰出	1,060	1,976	△ 916
総合公園下水道整備事業負担金	0	38,540	△ 38,540
農業集落排水事業会計	40,721	47,553	△ 6,832
農業集落排水事業債償還元利負担金	16,548	17,583	△ 1,035
農業集落排水維持管理補助金	22,128	23,920	△ 1,792
農業集落排水整備事業補助金	2,045	6,050	△ 4,005
合 計	1,568,009	1,756,816	△ 188,807

4-③ 主な一部事務組合負担金

(単位：千円)

組 合 名	R8年度	R7年度	増 減	内 訳 : () は令和7年度
常総地方広域市町村圏 事務組合	2,317,123	2,244,000	73,123	・ 議 会 212 (210)
				・ 総 務 72,243 (73,271)
				・ 障がい福祉 891 (3,990)
				・ 塵芥処理 684,850 (628,312)
				・ 公 園 48,428 (42,355)
				・ 消 防 1,336,000 (1,225,093)
				・ 公 債 162,482 (258,818)
				・ 予 備 12,017 (11,951)
茨城租税債権管理機構	5,485	4,170	1,315	・ 均 等 割 50 (50)
				・ 件 数 割 4,200 (3,150)
				・ 実 績 割 1,235 (970)
後期高齢者医療広域連合	593,635	577,436	16,199	・ 共 通 経 費 30,891 (28,297)
				・ 医 療 給 付 費 562,744 (549,139)
常総衛生組合	33,208	31,780	1,428	
取手市外2市火葬場組合	52,101	37,641	14,460	
計	3,001,552	2,895,027	106,525	

4-④ 目的別・性質別歳出一覧表

目的別 性質別	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産 業費	商工費	土木費
人件費	191,553	1,805,511	1,110,379	355,953		76,834	42,615	414,645
物件費	20,065	2,994,093	953,848	908,890		10,135	1,020	1,102,937
維持補修費		4,356						457,116
扶助費	360	9,785	8,736,026	34,127		1,220		4,850
補助費等	3,613	3,277,080	354,320	839,211	50	104,043	23,224	386,575
普通建設事業費		769,033	616	66				3,394,789
(1) 補助事業								1,777,508
(2) 単独事業		769,033	616	66				1,617,281
災害復旧事業費								
公債費								
積立金								
投資・出資金								
貸付金			111				4,209	
繰出金			1,907,139					
予備費								
合計	215,591	8,859,858	13,062,439	2,138,247	50	192,232	71,068	5,760,912
構成比	0.5	20.8	30.6	5.0	0.0	0.5	0.2	13.5
増減率	1.8	6.5	0.3	△ 0.8	0.0	△ 5.9	16.4	49.0
前年度当初予算額	211,771	8,317,992	13,024,603	2,156,007	50	204,179	61,067	3,866,044
構成比	0.5	20.1	31.4	5.2	0.0	0.5	0.1	9.3

(単位：千円、%)

消防費	教育費	公債費	諸支出金	予備費	合 計			前 年 度 当初予算額	
						構成比	増減率		構成比
24,122	1,095,924				5,117,536	12.0	3.0	4,969,544	12.0
28,972	2,865,542				8,885,502	20.9	8.6	8,179,735	19.8
	31,274				492,746	1.2	42.6	345,548	0.7
	56,330				8,842,698	20.7	△ 0.4	8,877,039	21.4
1,393,522	149,834				6,531,472	15.3	△ 7.0	7,026,597	17.0
71,947	1,527,098				5,763,549	13.5	11.7	5,157,816	12.5
	1,725				1,779,233	4.2	△ 32.2	2,626,048	6.4
71,947	1,525,373				3,984,316	9.3	57.4	2,531,768	6.1
						-	皆減	1,980	0.0
		1,247,365			1,247,365	2.9	4.6	1,193,036	2.9
			3,800,212		3,800,212	8.9	△ 0.1	3,804,406	9.2
						-	皆減	5,000	0.0
					4,320	0.0	3.0	4,196	0.0
			461		1,907,600	4.5	4.4	1,827,103	4.4
				30,000	30,000	0.1	0.0	30,000	0.1
1,518,563	5,726,002	1,247,365	3,800,673	30,000	42,623,000	100.0	2.9	41,422,000	100.0
3.6	13.4	2.9	8.9	0.1	100.0				
14.9	△ 16.2	4.6	△ 9.6	0.0	2.9				
1,321,640	6,830,816	1,193,036	4,204,795	30,000	41,422,000				
3.2	16.5	2.9	10.2	0.1	100.0				

4-⑤ 目的別・節別歳出一覧表

目的別 節 別	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産費 業 費	商工費	土木費
1 報酬	89,196	76,664	191,480	34,409		13,738	8,812	15,889
2 給料	22,529	617,829	386,756	145,736		27,322	14,703	177,474
3 職員手当等	50,058	583,655	406,753	129,973		27,509	14,615	166,569
4 共済費	30,130	539,799	128,645	47,515		9,485	4,485	59,563
5 災害補償費		1						
6 恩給及び退職金								
7 報償費		2,856,672	2,777	7,923			132	370
8 旅費	3,933	5,009	2,997	848		99	350	800
9 交際費	420	700				30		
10 需用費	3,842	160,237	56,778	18,426		2,451	603	30,319
11 役務費	877	1,040,250	25,524	15,135		1,609	5	10,019
12 委託料	10,129	1,496,068	847,307	868,852		3,155	234	1,125,988
13 使用料及び賃借料	864	219,730	10,921	2,254		2,791		137,049
14 工事請負費		771,198	9,439	1,650				2,066,030
15 原材料費								8,430
16 公有財産購入費								1,165,296
17 備品購入費		80,401	2,492	2,145			37	9,392
18 負担金補助及び交付金	3,613	370,462	913,360	829,455	50	104,043	23,092	540,815
19 扶助費			8,732,771	32,447				
20 貸付金			1				4,000	
21 補償補填及び賠償金		400		1,450				246,820
22 償還金利子及び割引料		40,300						
23 投資及び出資金								
24 積立金								
25 寄附金		270						
26 公課費		213	43	29				89
27 繰出金			1,344,395					
29 予備費								
合 計	215,591	8,859,858	13,062,439	2,138,247	50	192,232	71,068	5,760,912
構成比	0.5	20.8	30.6	5.0	0.0	0.5	0.2	13.5
増減率	1.8	6.5	0.3	△ 0.8	0.0	△ 5.9	16.4	49.0
前年度当初予算額	211,771	8,317,992	13,024,603	2,156,007	50	204,179	61,067	3,866,044
構成比	0.5	20.1	31.4	5.2	0.0	0.5	0.1	9.3

(単位：千円、%)

消防費	教育費	公債費	諸支出金	予備費	合 計	構成比	増減率	前 年 度 当初予算額	
								構成比	構成比
19,706	488,671				938,565	2.2	4.9	894,521	2.2
	189,500				1,581,849	3.7	0.7	1,571,120	3.8
	355,050				1,734,182	4.1	4.3	1,662,502	4.0
	65,353				884,975	2.1	2.9	860,250	2.1
					1	0.0	△ 90.0	10	0.0
					-	-	-	-	-
10,605	16,131				2,894,610	6.8	△ 1.5	2,938,030	7.1
472	10,571				25,079	0.1	△ 1.9	25,571	0.1
100	70				1,320	0.0	△ 5.7	1,400	0.0
14,818	814,217				1,101,691	2.6	△ 2.6	1,131,436	2.7
820	46,201				1,140,440	2.7	0.4	1,136,336	2.7
8,137	1,346,916				5,706,786	13.4	△ 30.3	8,186,691	19.8
304	363,354				737,267	1.7	4.5	705,559	1.7
76,416	1,551,540				4,476,273	10.5	2.5	4,369,051	10.5
	600				9,030	0.0	△ 38.6	14,718	0.0
					1,165,296	2.7	655.7	154,208	0.4
	296,074				390,541	0.9	△ 21.5	497,646	1.2
1,386,914	127,846				4,299,650	10.1	0.8	4,264,044	10.3
	53,680				8,818,898	20.7	54.1	5,721,717	13.8
					4,001	0.0	0.0	4,001	0.0
					248,670	0.6	△ 53.6	536,393	1.3
	145	1,247,365			1,287,810	3.0	△ 20.9	1,628,517	3.9
					-	-	皆減	5,000	0.0
			3,800,212		3,800,212	8.9	△ 0.1	3,804,406	9.2
					270	0.0	0.0	270	0.0
271	83				728	0.0	13.9	639	0.0
			461		1,344,856	3.1	5.2	1,277,964	3.1
				30,000	30,000	0.1	0.0	30,000	0.1
1,518,563	5,726,002	1,247,365	3,800,673	30,000	42,623,000	100.0	2.9	41,422,000	100.0
3.6	13.4	2.9	8.9	0.1	100.0				
14.9	△ 16.2	4.6	△ 9.6	0.0	2.9				
1,321,640	6,830,816	1,193,036	4,204,795	30,000	41,422,000				
3.2	16.5	2.9	10.2	0.1	100.0				

4-⑥ ふるさとづくり寄附の状況

(1) 令和8年度守谷市ふるさとづくり寄附金の状況

(単位：千円)

寄附金額 (予算)	8,000,000	➔	事業に直接充当 (条例 [*] 第5条第1号)	0
			諸経費 (条例第5条第2号・3号)	4,236,676
			ふるさとづくり基金積立額	3,763,324

※条例は「守谷市ふるさとづくり寄附条例」を指します。

条例の規定に基づき、頂いた寄附金から、当該年度に実施する事業に直接充当（クラウドファンディング実施事業等）した分と返礼品代等の諸経費を差し引いた分を基金に積み立てます。

(2) 守谷市ふるさとづくり寄附金活用予定事業

■前年度までに受けた寄附金を活用する事業（ふるさとづくり基金繰入金として充当）(単位：千円)

活用する事業内容	活用金額	予算上の事業名
1 生活環境の向上を図る事業	84,561	
防犯カメラ設置費の補助	4,000	防犯対策事業
太陽光発電設備設置費等の補助	2,400	ゼロカーボンシティ推進事業
詰所機能を備えた消防機械器具置場の建設	78,161	消防施設整備事業
2 健康福祉の増進を図る事業	58,714	
就労助成金により保育士確保を支援	3,600	保育人材確保事業
遊育施設の運営	11,586	遊育施設運営事業
国の制度に上乗せした不妊治療費の助成	15,350	不妊治療費助成事業
社会福協議会移転に伴う改修工事	28,178	もりや学びの里施設維持管理事業
3 教育文化の振興を図る事業	453,935	
フリースペース支援員の配置	43,464	学校教育総務事務
スクールソーシャルワーカーの配置	15,406	学校教育総務事務
学校間での児童生徒数の偏在是正	159,933	小中学校適正配置事業
オンライン英会話の実施	12,046	外国語教育推進事業
教育現場でのICT活用を支援	35,690	学校教育研究・研修事業
学校施設の改修工事	52,294	小学校施設維持管理事業
ICT教育環境の整備	92,411	小学校ICT環境整備事業
けやき台中学校校舎の改修工事	20,427	けやき台中学校校舎改修事業
市文化財のデジタルアーカイブ化	2,750	文化財保護事業
高野公民館の改修工事（設計）	19,514	高野公民館改修事業
4 都市基盤の整備を図る事業	80,000	
守谷SAスマートICの整備	80,000	スマートIC整備推進事業
6 市民協働の充実を図る事業	15,000	
まちづくり協議会の活動支援	15,000	まちづくり協議会推進事業

活用する事業内容	活用金額	予算上の事業名
7 その他市長が特に必要と認める事業	1,738,796	
組織改編の取組支援	32,560	職員等管理事務
庁舎設備の改修（電話設備、照明設備）	157,967	庁舎施設維持管理事務
デジタルトランスフォーメーションの取組推進	186,046	デジタルトランスフォーメーション推進事業
まちづくり協議会の活動支援【再掲】	23,545	まちづくり協議会推進事業【再掲】
国際交流研修センターの改修工事（実施設計）	13,189	国際交流研修センター維持管理事業
総合公園の整備（水道会計への一般会計負担分）	18,045	水道事業会計負担金
市道の整備（ヤクルト2軍施設へのアクセス道路）	241,006	市道整備改良事業
守谷SAスマートICの整備【再掲】	30,133	スマートIC整備推進事業【再掲】
公園管理費の削減に向けた臨時対応分	110,275	公園維持管理事業
総合公園の整備	221,700	総合公園新設事業
市内小学校への教科担任教職員の配置	98,606	市費負担教科担任制事業
松前台小学校校舎の改修工事	156,720	松前台小学校校舎改修事業
格技場への空調設備設置工事（実施設計）	12,518	中学校施設維持管理事業
学校施設の改修工事	93,041	中学校施設維持管理事業
図書館システムの更新	116,964	図書館運営管理事業
中央図書館の改修工事	226,481	中央図書館大規模改修事業
8 横断的に寄附金を活用する事業	164,445	
松ヶ丘地内事業用地の建物改修工事	164,445	松ヶ丘六丁目地内事業用地利活用事業
合計（基金繰入額）	2,595,451	

※ は新規事業（新規取組）

[充当総括表]

（単位：千円）

充当先の事業区分	令和8年度	令和7年度	増減額
1 生活環境の向上を図る事業	84,561	2,400	82,161
2 健康福祉の増進を図る事業	58,714	88,654	△ 29,940
3 教育文化の振興を図る事業	453,935	466,154	△ 12,219
4 都市基盤の整備を図る事業	80,000	90,000	△ 10,000
5 産業経済の振興を図る事業	0	0	0
6 市民協働の充実を図る事業	15,000	20,000	△ 5,000
7 その他市長が特に必要と認める事業	1,738,796	1,508,302	230,494
8 横断的に寄附金を活用する事業	164,445	400,181	△ 235,736
	2,595,451	2,575,691	19,760

5. 水道事業予定損益計算書

令和8年度 守谷市水道事業予定損益計算書 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,207,250,000		
(2) 受託事業収益	54,351,000		
(3) その他営業収益	23,675,000	1,285,276,000	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	646,086,000		
(2) 配水及び給水費	174,360,000		
(3) 受託事業費	54,351,000		
(4) 総係費	181,895,000		
(5) 減価償却費	321,044,000		
(6) 資産減耗費	1,998,000		
(7) その他営業費用	2,463,000	1,382,197,000	
営業損失			96,921,000
3 営業外収益			
(1) 受取利息	7,875,000		
(2) 受託事業収益	13,065,000		
(3) 分担金収入	34,785,000		
(4) 補助金	748,000		
(5) 長期前受金戻入	137,072,000		
(6) 雑収益	565,000	194,110,000	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	130,000		
(2) 受託事業費	13,065,000		
(3) 雑支出	2,079,000	15,274,000	178,836,000
経常利益			81,915,000
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1,000		
(2) 過年度損益修正益	4,000	5,000	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1,000		
(2) 過年度損益修正損	1,085,000	1,086,000	△ 1,081,000
当年度純利益			80,834,000
前年度繰越利益剰余金			284,596,981
その他未処分利益剰余金変動額			3,242,519
当年度未処分利益剰余金			368,673,500

6. 公共下水道事業予定損益計算書

令和8年度 守谷市公共下水道事業予定損益計算書 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,247,278,000		
(2) 雨水処理負担金	52,309,000		
(3) 受託事業収益	16,892,000		
(4) その他営業収益	344,000	1,316,823,000	
2 営業費用			
(1) 管渠費	74,150,000		
(2) ポンプ場費	85,650,000		
(3) 浄化センター費	549,081,000		
(4) 受託事業費	16,892,000		
(5) 総係費	220,772,000		
(6) 減価償却費	1,000,223,000		
(7) 資産減耗費	177,711,000		
(8) その他営業費用	50,000	2,124,529,000	
営業損失			807,706,000
3 営業外収益			
(1) 受取利息	22,455,000		
(2) 受託工事収益	4,004,000		
(3) 補助金	19,690,000		
(4) 負担金	6,300,000		
(5) 長期前受金戻入	874,283,000		
(6) 雑収益	3,735,000	930,467,000	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	21,933,000		
(2) 受託事業費	4,004,000		
(3) 雑支出	3,827,000	29,764,000	900,703,000
経常利益			92,997,000
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1,000		
(2) 過年度損益修正益	4,000	5,000	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1,000		
(2) 過年度損益修正損	661,000	662,000	△ 657,000
当年度純利益			92,340,000
前年度繰越利益剰余金			241,492,938
その他未処分利益剰余金変動額			164,011,000
当年度未処分利益剰余金			497,843,938

7. 農業集落排水事業予定損益計算書

令和8年度 守谷市農業集落排水事業予定損益計算書 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 農業集落排水処理施設使用料	4,934,000		
(2) その他営業収益	2,000	4,936,000	
2 営業費用			
(1) 管渠費	4,004,000		
(2) ポンプ場費	3,759,000		
(3) 処理場費	15,166,000		
(4) 総係費	1,114,000		
(5) 減価償却費	18,719,000	42,762,000	
営業損失			37,826,000
3 営業外収益			
(1) 受取利息	28,000		
(2) 負担金	783,000		
(3) 補助金	22,128,000		
(4) 長期前受金戻入	18,719,000	41,658,000	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	783,000		
(2) 雑支出	2,127,000	2,910,000	38,748,000
經常利益			922,000
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	1,000	1,000	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	5,000	5,000	△ 4,000
当年度純利益			918,000
前年度繰越利益剰余金			3,081,012
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			<u>3,999,012</u>

8. 基金等の状況

1. 一般会計

(単位：千円)

区 分	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減額			令和8年度末 現在高見込額	担 当 課
		積立額	取崩額			
財政調整基金	4,524,241	14,968	2,538,867	△2,523,899	2,000,342	財政課
減債及び立替基金 償還基金	1,827	6	0	6	1,833	財政課
公共公益施設整備基金	1,453,782	8,887	400,000	△391,113	1,062,669	財政課
土地開発基金 (現金)	181,085	461	0	461	181,546	財政課
都市計画事業基金	131,437	365	0	365	131,802	財政課
ふるさとづくり基金	4,639,609	3,763,324	2,595,451	1,167,873	5,807,482	財政課
地方創生応援基金	0	0	0	0	0	企画課
収入印紙等購買基金	3,000	0	0	0	3,000	総合窓口課
森林環境譲与税基金	34,084	8,036	25,530	△17,494	16,590	経済課
国際交流基金	17,404	50	7,309	△7,259	10,145	市民協働推進課
協働のまちづくり基金	16,948	55	3,100	△3,045	13,903	市民協働推進課
地域福祉基金	250,078	859	4,048	△3,189	246,889	社会福祉課
介護保険高額介護サ ービス費資金貸付基金	5,000	0	0	0	5,000	介護福祉課
緑化基金	21,147	2,875	0	2,875	24,022	都市計画課
市営住宅 修繕費積立金	247,745	710	6,049	△5,339	242,406	建設課
教育文化振興基金	35,173	77	7,869	△7,792	27,381	学校教育課
計	11,562,560	3,800,673	5,588,223	△1,787,550	9,775,010	

2. 国民健康保険特別会計

国民健康保険 支払準備基金	584,365	1,851	134,076	△132,225	452,140	国保年金課
------------------	---------	-------	---------	----------	---------	-------

3. 介護保険特別会計

介護給付費準備基金	1,190,789	6,616	130,239	△123,623	1,067,166	介護福祉課
-----------	-----------	-------	---------	----------	-----------	-------

4. 水道事業会計

減債積立金	7,114	0	3,242	△3,242	3,872	上下水道課
-------	-------	---	-------	--------	-------	-------

5. 公共下水道事業会計

減債積立金	548,727	0	164,011	△164,011	384,716	上下水道課
-------	---------	---	---------	----------	---------	-------

合 計	13,893,554	3,809,140	6,019,791	△2,210,651	11,682,903	
-----	------------	-----------	-----------	------------	------------	--

※1. 「令和7年度末現在高見込額」は、令和7年度補正予算までの予算額に基づく。

また、出納整理期間中（令和8.4.1から5.31まで）の増減見込みを含む。

※2. 「令和8年度中増減額」・「令和8年度末現在高見込額」は、出納整理期間中（令和9.4.1から5.31まで）の増減見込みを含む。

9. 借入金等の残高の状況

(1) 総括表

会 計	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額
一般会計	15,318,571	17,220,214
水道事業会計	11,841	7,114
公共下水道事業会計	1,358,945	1,139,426
農業集落排水事業会計	60,938	44,460
合 計	16,750,295	18,411,214

(2) 借入金等の現在高の内訳

区分	事業名等	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額
1 総務債	・庁舎改修事業	607,487	719,369
	・街路灯整備管理事業	72,721	67,323
	・避難所空調施設整備事業	221,914	209,166
	小 計	902,122	995,858
2 民生債	・保育所整備事業	15,935	14,966
	・児童クラブ整備事業	163,908	153,710
	・災害援護資金貸付事業	127	0
	小 計	179,970	168,676
3 衛生債	・上水道安全対策出資金	2,481	1,634
	・保健センター改修事業	519,713	514,069
	小 計	522,194	515,703
4 土木債	・道路・街路事業	1,030,372	1,351,210
	・松並土地区画整理事業	1,113,212	995,648
	・守谷駅周辺一体型土地区画整理事業	98,633	43,019
	・新守谷駅周辺土地区画整理事業	25,000	25,000
	・総合公園新設事業	540,000	938,000
	小 計	2,807,217	3,352,877
5 消防債	・消防車両購入事業	55,002	40,527
	小 計	55,002	40,527
6 教育債	・学校教育施設整備事業	6,499,610	7,869,657
	・社会教育施設整備事業	1,194,460	1,509,867
	小 計	7,694,070	9,379,524
7 その他	・減税補てん債	17,783	5,096
	・減収補てん債	195,070	182,933
	・臨時財政対策債	2,945,142	2,579,020
	小 計	3,157,995	2,767,049
市 債 合 計		15,318,571	17,220,214
一 般 会 計 合 計		15,318,571	17,220,214
9 水道事業会計	・上水道事業	11,841	7,114
10 公共下水道事業会計	・下水道事業	1,358,945	1,139,426
11 農業集落排水事業会計	・農業集落排水事業	60,938	44,460
公 営 企 業 会 計 合 計		1,431,724	1,191,000
総 合 計		16,750,295	18,411,214

(3) 令和8年度中に予定している借入金（一般会計）

事業名	事業費	借入額	国県支出金	都市計画税	その他の特定財源
庁舎LED照明改修事業債	173,437	130,000			
スマートIC整備事業推進事業債	713,633	589,000	14,500	110,133	
総合公園新設事業債	1,617,042	630,000	506,160	480,882	
みずき野大日線整備事業債	208,686	63,000	87,450	58,236	
新守谷駅周辺土地区画整理事業債	183,543	91,000	70,760	21,783	
松前台小学校校舎改修事業債	546,954	342,000	48,234		156,720
中央図書館大規模改修事業債	909,127	660,000			249,127
合 計	4,352,422	2,505,000	727,104	671,034	405,847

※端数処理の関係上、内訳の合計が合計欄の数値と一致しないことがあります。

(単位：千円)

当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
2,505,000	1,109,563	18,615,651
	3,243	3,871
539,000	199,515	1,478,911
0	15,765	28,695
3,044,000	1,328,086	20,127,128

人 口	令和8年1月1日現在
	70,097 人

※外国人登録者含む

(単位：千円、%)

当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額	構成比	住民1人当り(円)
当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額			
130,000	35,016	814,353	4.0	11,618
	5,430	61,893	0.3	883
	16,311	192,855	1.0	2,751
130,000	56,757	1,069,101	5.3	15,252
	9,008	5,958	0.0	85
	2,169	151,541	0.8	2,162
		0	0.0	0
0	11,177	157,499	0.8	2,247
	709	925	0.0	13
	15,079	498,990	2.5	7,119
	15,788	499,915	2.5	7,132
652,000	12,181	1,991,029	9.9	28,404
	118,542	877,106	4.4	12,513
	35,341	7,678	0.1	110
91,000		116,000	0.7	1,655
630,000		1,568,000	7.8	22,369
1,373,000	166,064	4,559,813	22.9	65,051
	14,538	25,989	0.1	371
	14,538	25,989	0.1	371
342,000	413,474	7,798,183	38.7	111,248
660,000	107,814	2,062,053	10.2	29,417
1,002,000	521,288	9,860,236	48.9	140,665
	5,096	0	0.0	0
	12,144	170,789	0.8	2,436
	306,711	2,272,309	11.3	32,417
	323,951	2,443,098	12.1	34,853
2,505,000	1,109,563	18,615,651	92.6	265,571
2,505,000	1,109,563	18,615,651	92.6	265,571
	3,243	3,871	0.0	55
539,000	199,515	1,478,911	7.3	21,098
	15,765	28,695	0.1	409
539,000	218,523	1,511,477	7.4	21,562
3,044,000	1,328,086	20,127,128	100.0	287,133

(単位：千円)

一般財源
43,437
0
0
0
0
0
0
43,437

(4) 借入金等残高推移

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
借入金残高	16,750,295	18,411,214	20,127,128
返済額	1,255,108	1,341,084	1,328,086
借入額	2,231,753	3,002,000	3,044,000

10. 引き上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧表

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,074,179 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 8,708,265 千円

【歳出内訳】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金【充当額】	一般財源
社会福祉分野	5,550,874	4,066,723	0	72,596	376,154	1,035,401
障がい者福祉事業	2,291,840	1,696,804	0	66	158,549	436,421
高齢者福祉事業	58,796	0	0	703	15,481	42,612
児童福祉事業	2,558,545	1,904,676	0	71,377	155,224	427,269
生活保護事業	588,013	460,450	0	450	33,873	93,240
就学援助事業	53,680	4,793	0	0	13,027	35,860
社会保険分野	1,907,139	277,082	0	720	434,187	1,195,150
国民健康保険特別会計繰出金	343,001	143,715	0	720	52,914	145,652
後期高齢者医療特別会計繰出金	751,800	112,283	0	0	170,419	469,098
介護保険特別会計繰出金	812,338	21,084	0	0	210,854	580,400
保健衛生分野	1,250,252	188,789	0	71,381	263,838	726,244
医療費助成事業	700,000	161,271	0	24,489	137,035	377,205
疾病予防対策事業	431,817	4,608	0	30,185	105,799	291,224
母子衛生事業	118,435	22,910	0	16,707	21,004	57,814
合計	8,708,265	4,532,594	0	144,697	1,074,179	2,956,795

※地方消費税交付金はすべて一般会計に充当し、特別会計については繰出金として充当しています。

※「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日総務省通知）により、消費税率の引上げにより増加した地方消費税交付金について、使途を明確にした資料を予算説明書等で明示するよう指示があったため、平成26年度から参考資料として明示しています。